

第七十五回  
参議院外務委員会會議録第十号

昭和五十年四月二十四日(木曜日)  
午前十時十九分開会

委員の異動

四月二十一日  
星野 力君 補欠選任  
野坂 参三君 補欠選任

四月二十四日  
星野 力君 補欠選任  
野坂 参三君 補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長 二木 謙吾君  
理事 稲嶺 一郎君  
秦野 章君  
戸叶 武君

委員 伊藤 五郎君  
糸山英太郎君  
大鷹 淑子君  
中山 太郎君  
増原 恵吉君  
巨 四郎君  
田中寿美子君  
田 英夫君  
羽生 三七君  
黒柳 明君  
堀出 啓典君  
立木 洋君  
星野 力君

政府委員  
外務大臣 宮澤 喜一君  
外務省アジア局長 高島 益郎君

事務局員  
常任委員会専門員 服部比左治君

説明員

警察庁刑事局国際刑事課長兼調査統計官 金子 仁洋君  
農林省大臣官房審議官 二瓶 博君  
農林省農林経済局国際部国際経済課長 眞木 秀郎君  
通商産業省貿易局輸入課長 山本 康二君

本日の会議に付した案件  
○千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)  
○関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の変更に関する第二確認書の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)  
○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○国際情勢等に関する調査(在沖繩米兵の暴行事件と日米地位協定に関する件)

(インドシナ問題に関する件)  
(核兵器不拡散条約の批准問題と非核三原則に関する件)  
(日中平和友好条約締結交渉に関する件)  
(在沖繩米軍の核兵器取扱に関する文書等に関する件)  
○委員長(二木謙吾君) ただいまから外務委員会を開会いたします。  
まず、委員の異動について御報告いたします。  
去る二十一日、星野力君が委員を辞任され、その補欠として野坂参三君が選任されました。  
○委員長(二木謙吾君) 次に、千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件  
関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の変更に関する第二確認書の締結について承認を求めるの件(いずれも衆議院送付)  
以上二件を一括して議題といたします。  
前回に引き続き、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。  
○田中寿美子君 小麦協定に関して先にお尋ねいたしますが、一九七一年の国際小麦協定の延長議定書は、昨年国会終了後に二つの議定書の暫定的適用の宣言を寄託したということになっております。このことについては、衆議院の方で大変厳しく追及を受けて、国会の承認を経ないでやめたことに関して、外務大臣は今後はちゃんと国会にかけるというふうにお答えになっておりますが、その辺はそうなのかどうかということが一つ、確認したいわけです。  
それからもう一点は、しかし、今回の延長議定書の期限、七十五年六月三十日までです。あと二ヵ月だけのものです。それから後の七十六年六月

三十日までの延長もすでに部内で決定しているというふうなことがあるんですが、それではその次、つまりことしのあと二ヵ月分はもうすでに決定してしまつてあると、あと一年先の分、これはいつ国会に提出されるんですかということをもまず最初にお尋ねしたいと思います。  
○国務大臣(宮澤喜一君) 遅参をいたしました。御迷惑をかけたしまして申しわけないと思つております。  
田中委員の前段の部分にお答え申しまして、あと政府委員から申し上げますが、いわゆる暫定適用になります。場合、今後の考え方として、国会の開会中の場合あるいは休会中の場合、いずれの場合もあり得ると存じますけれども、何かの方法をもちまして暫定適用をいたします旨を御報告をいたすということがしかるべきことであろうというふうに衆議院の外務委員会における御審議の過程から考えまして、そのように申し上げた次第でございます。  
○政府委員(伊達宗起君) 田中先生の後段の御質問にお答え申し上げます。  
この新しい再延長議定書というものは、本年の二月十四日に大関係国間で合意ができてまして、その新しい文書というものができております。そして、それが本年の三月二十五日から四月十四日までの間に署名のために開放をされておりました。わが国もこれを正式に国会の御承認を得るかどうかということでございますが、この点につきましては、現在御審議を願つております。議定書についても同様の問題があつたわけでございますが、食糧援助規約につきましては、ECが果たして参加するかどうかかわからないという事情が去年もございました。今回もあるわけでございます。したがって、これが再来月、六月ぐらいになりますればECの態度が決まってくる

期待されるわけでございますが、食糧援助規約にもE.C.のような大口の援助国が入らないならば、E.C.の入らないような援助には日本の参加も効果がない。これまた日本のみならず、アメリカもそういう留保をいたしておりますので、その辺のE.C.の出方を見きわめまして、参加するということであるならば日本も参加したい、かように考えております。したがって、国会に御提出申し上げるのも、その状況のいかんによるわけでございますが、もし日本が参加して国会の御承認を仰ぐということになりますれば、できる限り早い機会に国会に御提出申し上げたい、かように存じております。

○田中寿美子君 そうすると、まだそれはペンディングなわけですね。じゃそれは決まりましたら、国会の承認を得るといふふうにしていただけるわけでしょうか。これ、外務大臣もそういうふうに衆議院で答えになつていっていると思いますが、そうじゃありませんか。

○政府委員(伊達宗起君) この再延長の議定書に日本が締結国となるためには、当然国会の御承認が必要でございますので、ただいま申し上げましたように、E.C.も参加することにより、食糧援助規約も有効に発効するということになりますれば、日本といたしまして、それに参加すべく国会の御承認を得るために提出するつもりでございます。

○田中寿美子君 私、初めて今度国際小麦協定なるものを勉強したんですけれども、どうもずっと経過をたどつてみますと、何だかアメリカの食糧戦略に使われてきたような感じがします。アメリカだけじゃない、大きな輸出国も含めてですけれども、これ外務大臣、一九五〇年代後半から特にアメリカの小麦が過剰生産になつて、そののはけ口を求めたという感じがするのです。そして六七年の協定、このときは穀物協定にして、そして小麦貿易規約と、それから食糧援助規約と両方加えて、低開発国に対して食糧の援助をするということが入ってきたわけですが、その後ますます小麦の生

産過剰が続いて、そして現行の七一年国際小麦協定というのは、六七年協定のほとんど内容そのまま、そして小麦の価格などは決めないで協定を續けているわけですね。日本は、米または農産物資の形態で援助を供与するという留保をつけております。まあ小麦のない小国ですから、それはある意味ではもつともだと思ふのですけれども、日本の援助量が二十二万五千トン。次に、七二年、七三年にかけてソ連の凶作で非常に大量に、千五百万トンもアメリカの小麦を買い付けちゃった。それで小麦の値段がものすごく上がった。一ブッシェル当たり最初六四年に一ドル七十四セントだったものが、七五年には四ドル八十八セント、カナダの小麦が五ドル七十七セントにも上がった。食糧援助規約の方は、低開発国に対して食糧を安く供給するというねらひであつたはずだと思ふのですけれども、こういうふうな状況で、何だか大國の、特に小麦生産國であるアメリカが、全体に食糧戦略的なものに使つていっている感じがするのです。この点を外務大臣はどういうふうにとらえていらつしやるかということ。

それから、いま食糧については、非常に世界各國でも大問題なわけなんです、グローバルな立場での解決が必要だと思ふのですけれども、小麦協定というものは、もはや転換点に來ているのではないかなという感じがします。先ほどの政府委員の説明からも、E.C.諸國が援助しないかもしれない。そういうことであれば、日本も決つてきている感じもいたします。これは食糧が不足の日本ですからそういうふうにならざるを得ない。一体、日本も食糧の自給率が非常に低い国なんです、しかも米に關して減反政策をとつてきたわけですから、こういう状況の中で、世界の開發途上國への援助というふうなことに對して各國が洩り始めた感じもするし、一体、しかしそれでいいのかという問題があります。國內の食糧生産の問題も含めて、この小麦協定そのもの、あるいは食糧援助協定そのもの、あるいは考え直さなければなら

ない時期に來ているんじゃないか。そういうふうにお考えになるかどうかですね。そうだとすれば、一体日本はどういうふうな今後考えていくべきなのかということ、あるいは世界各國が、あるいは輸出、あるいは輸入、あるいは両方含めてどんなふうにお考えつあるのかということを外務大臣からお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) この問題は、いま田中委員のおっしゃいましたように、非常に長い、かつ複雑な沿革がある問題であると思ひます。すなわち、世界貿易の自由化という物の考え方は、ガットを中心にして長くございまして、わが國もそれに参加をして努力をしてきたわけでございまして、いゆる關稅の一括引き下げ交渉等々、貿易自由化に資するいろいろな施策を考えてまいります段階で、たとえばカナダあるいはオーストラリアなどがそのいい例でございまして、いわゆる工業製品品の面では先進國と十分な競争力を持たなかつた時代、ちようどいまから十数年前になるわけでございまして、それらの國は工業製品の關稅引き下げ交渉には入り得る立場にないという主張をしたわけでございまして、他方で、しかしそれらの國は、小麦を中心とする農産物の輸出には非常に關心を持つておりました。まさしく田中委員が御指摘のとおり、これは農産物がやや過剰であつた時代でございまして。

そこで、それらの國々を貿易自由化の中へ抱きかかえていくということはもと必要なことでありましたし、しかも、それらの國は農産物の輸出のアクセスを求めたいという氣持を持つておるといふ状況の中で、農産物については商品協定、小麦協定のような協定で、ある程度そのような農産物輸出の立場も助けてやろうではないか。そういうのが前回のケネディラウンド時代の六〇年の初めの大體の動きであつたといふふうに考えます。そういう中で、沿革的には食糧援助の規約もややそういう環境の中で、關連の中で生まれたといふことは事實であつたらうと思ひます。すなわち、もちろん食糧援助そのものの必要性というも

のがあつたわけでございまして、こういう形でもつて農産物輸出に對しても多少のフェーバーを与えようといひますか、立場を考へてやろう、こういうことであつたようにちようどこの食糧援助規約が登場いたしました環境はそのようなものであつたといふふうに思ひます。

いまになりますと、確かに情勢は變つたてはないとおっしゃいますことは、現在判断いたしますときとではありますけれども、しかし、アメリカなどを見ましても、作付制限を撤廃するといふふうなことを初め、かなり増産の余地があるのではないかと、これを初め、かなり増産の余地があるのではないかと。現在、小麦の値段がブッシェルで三ドル台ぐらいになつていまして、先ほど御指摘になりましたピーク時からしますと、かなり下がつてまいつておりました、これは世界の需要の減退ということもあらうと思ひますけれども、いまのようなことをも反映してゐるのではないかとと思ひます。ですから、先の見通しというもの

は必ずしも明確でない。しかし、私もとしまして、いずれにしても、これが供給者を利するものであれ、あるいは需要者を利するものであれ、現在供給側も需要側も、やや先行きについてお互いに不安を持つていといふようなときには、商品協定が非常にできやすい条件があるわけでございまして、どちらかが圧倒的に立場が強いとき、あるいは弱いときには、なかなか上手な商品協定はできないわけでございますので、そういう可能性もございまして、かたがた、こういう小麦協定によつて小麦についての情報交換であるとか、あるいは相談をする場であるとか、あるいはそういう食糧事情の不安定なときに、そういう場であるとか、情報の交換であるとか、そういうものが、やはり、むしろこれから大事なのであつて、残しておくべきであらうといふふうに考へておるわけでございまして。他方で、その食糧援助のことはどうなのかとい

うのは、確かにもう一つ検討すべき問題でござい  
ますけれども、今後どのような情勢を考へまして  
も、いわゆる発展途上国でしかも外貨の乏しい国  
に對して、何かの形で食糧援助を継続すること  
は必要ではなからうか。このいきさつから言いま  
すと、十数年前の沿革から申しますと、多少これ  
は余剰農産物処理という色彩を持っておったこと  
は確かでございますけれども、いまとなりまして、  
むしろ積極的な意味で食糧援助というものはやは  
りやっつけなければならぬではないか。それは  
は、もつとこういう協定の連関でなく、大きな  
場で、大きな打ち出し方があり得るかもしれない  
と思ひますけれども、しかし、これを切つてしまつ  
てそれを待つということは実情にそぐいませんの  
で、やはりこういう形を續けていくべきではない  
かというふうに私としては思つてゐるわけでござ  
います。

○田中寿美子君 いまのお言葉の中からも、この  
二つの規約を含んだ小麦協定のあり方には相当問  
題があつて、今後何かの変化が起こる可能性があ  
るといふふうに私は理解いたしましたけれども、  
もつと大きな立場で考え直さなければならぬ時  
期が來ておるといふふうに理解したわけですが、  
そのことをあまり、きょうは時間がないので追及  
してはならないのです。

そこで、日本の援助物資のことですが、日本は  
米と農業物資でやつておるわけですね。場合に  
よつては、ごく少量アメリカの小麦粉を買つて援  
助してゐるところもあるのですが、食糧援助とい  
うたてまえからしますと、農機具や肥料、農業物  
資というのは農機具と肥料ですね。農機具や肥料  
を援助にしていることについても大変私は疑問を  
持つわけなんです、そういう国がほかにもある  
のか。そして、そういう物資で援助をするといふ  
ことは、それを受け取る受益国の方からの要望な  
のか。それから、このことが国内の農機具メーカ  
をもうけさせる手段に使われてはいしなないかとい  
う疑いを持つわけなんです。きょう、そのことを詳し  
く調べている暇がなかったんですけれども、こう

いうことをやれば、今後もうやめていくのか。受益  
国からの要望があつて、そうしてゐるのかというこ  
と。

それから、時間の都合でもう一つお尋ねいたし  
ますけれども、食糧援助規約第三条では、食糧援  
助委員会というのが設置されて、食糧援助のため  
の拠出の数量とか内容とか方法とか条件に関し  
て、定期的に報告をするということになっており  
ます。私の疑問に思ひますのは、じゃあ今度は  
援助を受けた国が、それを使った効果については  
何か把握してゐるのかどうか。報告を受けるのか  
どうか、合せてその点をお伺ひします。

○政府委員(鹿取泰衛君) 田中先生の二つの御質  
問に對してお答えいたします。

第一の御質問は、日本が農業物資ということ  
で農機具や肥料を援助の対象物資にしているといふ  
ことの問題でございまして、まず、ほかの  
国がやつてゐるかどうかということにつきま  
しては、農機具をやつてゐる国はほかにはございま  
せん、これはわが国の援助の一つの特徴でござい  
ます。しかし、日本はこの食糧問題につきま  
して、かねてから食糧援助というよりは、やはり発展途  
上国の自助努力を助けて農業開発をするのが本筋  
であるといふ考え方を持っておりまして、そのこ  
とは、食糧援助規約に参加する際にも日本代表が  
強く主張したところでございまして、もちろん、農  
業開発だけでは現在の非常な食糧難、食糧不足を  
当面救ふことはできないわけでございますから、  
日本といつたしましても、農業開発以外に食糧援助  
も必要だといふことがわかつておりますから参加  
したわけでございますが、やはり基本的な立場と  
しては、食糧援助だけではこれは本来の食糧問題  
の解決には資せんといふ考え方がございま  
して、その会議のときの主張のまま、われわれとし  
ては、発展途上国の要請に基づきまして、発展途  
上国の方で米が必要だといふ場合には米を供与  
いたしますし、発展途上国の方で米よりは実はいま  
農機具が不足している、あるいは肥料が不足して  
おるといふ場合には、その要請にこたえて農機具

なり肥料を提供するということにしているわけで  
ございまして。

それから第二の御質問の点でございまして、こ  
れは日本を含めまして援助国の方は詳細な資料を  
報告してゐるわけでございまして、被援助国の方  
は、これは被援助国における食糧の不足の状態を  
情報として提供するようになっておりまして、そ  
の情報が援助国の方にも回つてくるわけでござい  
ます。われわれとしては、そういうものを参考と  
して国別のいろいろな援助の量を決めていくとい  
ふことにしておるわけであります。

○田中寿美子君 私は、日本の経済援助とか経済  
協力というのが非常に問題をたくさん含んでおり  
ますので、いまのようなことをお尋ねしたわけで  
ありますが、別にまた改めてこの問題はお尋ねしたいと  
思ひます。

ただ、もう一つだけ、援助対象国の選定なんで  
すが、インドネシアが特に多いというのはどうい  
うことかといふようなこと。

それから七一年、七二年の穀物協定以来、七  
一年、七二年穀物年度、その年からカンボジアの援  
助が急増しているわけなんです、これはどうい  
う意味なのかといふことをちよつと説明してはし  
ないと思ひます。なるべく簡単に、時間があれです  
から。

○政府委員(鹿取泰衛君) インドネシアにつま  
して、七一年、七二年年度、それから七二、七三  
年度も相当ございまして、それから七三、七四  
年度につきましても若干減りましたけれども、  
日本のケネディラウンドに基づく食糧援助対象国  
としては主要な国であつたわけでございまして、  
でも、それはその当時、インドネシアがやはり非  
常な食糧不足の問題を抱えておりまして、また、  
インドネシアは人口も多い国でございまして、  
必要量も多いという判断に基づいて決定したわけ  
でございまして、七四年度以降、将来、これから  
はインドネシアは石油産出国になりまして外貨事  
情もよくなりましたので、インドネシアは自分の  
外貨で食糧を買ふといふ判断に基づきまして、

ケネディラウンドに基づくグラントの援助は停止  
しておるわけでございまして。

それから、カンボジアの問題でございまして、  
でも、カンボジアは元來は米が相当とれた国で  
ございまして、いろいろな千ばつその他の状  
況もございまして、七二、七三會計年度以降大  
な米不足に當面したといふ事情を考へまして、そ  
の必要量について援助をしたわけでございまして。

○田中寿美子君 まあカンボジアの情勢があ  
いふ状況で、私なども多少政治的な色彩があ  
るやうに感じられますけれども、この点やつて  
られませんので、一言だけ、ガットの方ですが、  
今回の改定は非常に技術的なことですからそれ  
は触れませんが、外務大臣にお伺ひしたいと思  
ひますが、本来ガットといふのは、貿易が自由  
にできるように関税をできるだけ引き下げていくとい  
ふような目的を持ってケネディラウンドもあるわけ  
なんです、七三年の九月に東京でガットの關係  
會議が開かれましたね。そのときに東京宣言とい  
うのをしておりました。それで、発展途上国の立  
場を尊重するといふことで、新國際ラウンドとい  
うやうなことが宣言されてゐるのですけれども、  
一体その行方がどうなつてゐるのかといふこと  
なんです。これは、いまの食糧援助とか小麦協  
定なんかとも同じやうな私は傾向があると思  
ひますが、この新國際ラウンドといふのは一体ど  
ういふふうになつてゐて、今後どうなつていく  
のか。ガット自体も、ちよつと通貨体制の方でIM  
F体制がドルの切り下げであつたやうな崩壊し  
ていくのと同じやうに、ガットそのものも大変私  
は曲がり角にきてゐると思ひますが、これにつ  
いても外務大臣はどう考へていらつしやるかとい  
うことを伺ひたい。

○國務大臣(宮澤喜一君) ガットは、アメリカの  
新通商法がよやく成立をいたしましたので、先  
般ジュネーブにおきまして、今後のこのラウンド  
の交渉方式と申します、これからどういふ  
にとり進めていくかといふことの會議をいたしま  
して、幾つかの部会をつくつたわけでござい

関税プロバの部会でありますとか、あるいは非関税障壁の部会でありますとか、農産物でありますとか、熱帯産品でありますとか、いろいろあるようでありまして、それでこれから具体的な価格交渉に入っていくわけでございます。

で、一番そこで一つ問題になりましたのは、アメリカの通商法というものがどれほど前向きのものであるかという点であつたわけでございまして、先般私が二週間ほど前でございますが、ワシントンに参りましたときに、アメリカの新通商代表が参りまして、いろいろ経緯はあつたけれども、アメリカとしては何とかして全体を前向きに持っていきたい考え方であるということをお話しておられました。ECにもいろいろ問題はございまして、先ほどから御質問の農産物の処理というのは相変わらずきつめて厄介な問題でございまして、まあ大まかに申しまして、このたびの七三年の東京宣言で始まりましてこのラウンド、非常に大きな期待が持てるかどうかは、これは問題であるかもしれないけれども、実質的な前進を、ことに関税であるいは非関税障壁の分野で結果を出せるのではないだろうか。どのくらいかかりますか、あるいは七七年ぐらいになるかと存ぜられまされども、まあこの際、世界貿易がいろいろ問題を持っておるときであるだけに何とかしようではないかというのが、一応関係国の心構えであらうと存じます。

○田中寿美子君 世界的に経済が転換しつつあるときですから、まあそう簡単に今後どうしようという方向が出ないかもしれないと思いますが、私はガットも、それからさっきの小麦協定も見直さなければならぬときじゃないかなというふうに思っております。

私、その二つの条約関係を離れてちよつとお伺いしたいこと。一つは、日中平和友好条約関係で、昨日、衆議院の外務委員会でも議論されたようです。例の覇権条項なんです、これ英語でヘゲモニーだそうですね。ですから大変、相当強い言葉ではあるけれども、昨日の衆議院外務委員会でもや

くこの用語の意味を高島アジア局長が説明されたようで、それに対して外務大臣のこの受けとめ方も私は新聞紙上で拝見したわけですね。そこで外務大臣、日本はまあ資源のない国ですから、ですからどの国とも仲よくしなければならぬ、これはあたりまえです。それから経済交流の必要のあることもあたりまえです。ですから、第二に大戦中に東南アジアに軍事的あるいは政治的に進出していったあの苦い経験がありますね。だから再び日本はそういう軍事的、政治的支配をどこにもやるべきでない、これは御賛成ですね。だからそういうところにヘゲモニーを持つべきでないというところは御賛成だと思ひます。

それから、それじゃ経済的の方なんです、これも支配的方式ではだめだろうと思ひます。田中前総理が東南アジア旅行されたときに、非常な反日行動が起つたというの、日本の経済的進出に対する脅威を感じていた各国の民族の反発であつたと思ひます。ですから平等互恵の立場をとって共存共栄するというのが経済的にも私は当然のことだと思ひます。ですからそういう意味でならば覇権を求めない、覇権も許さないということについては、何も外務大臣、逡巡なさることではないんじゃないかと思ひますが、それはどうですか。

それから、時間の関係でもう一つ続いて申し上げてしまひますが、外務大臣は原則問題で対立して、これはなかなか容易じゃないと、毎回外務大臣がこの日中平和友好条約の早期締結に対しては否定的というか、消極的な態度をとつていらつしやいますね。高島局長との間の考え方にも違いがあるのか、昨日の衆議院の外務委員会でも、まあ違ひはないみたいと思ひますが、外務省当局も同じような考え方でいられるのじゃないかと思ひます。ところが、三木総理は知恵を出して早期締結せよと言われた。一体その知恵というのはどういうことなのか。外務大臣並びに高島局長の御説明を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) まず前段の問題でございませうけれども、わが国の外交政策あるいは近隣諸国との今後のつき合ひ方、わが国がとるべき行動につきましても、政治的にも経済的にも私はいま田中委員の仰せられました、そういう心構えでなければならぬというところはのとおりと存じます。したがらいます、わが国に關する限りそのような意図であることではなかつたことは、私は別段差支さりのあることではなかつたと思ひますが、ただ、それをどのような言葉で表現するかと、仮に覇権という言葉がわが国が条約で使ひましたときに、そのような言葉が明確にわが国の法律用語として完結したものであるか、定義をし得るものであるかという、これはある意味では技術的な問題かもしれないが、そのような問題は実はございませう。ございませう、基本的にわが国の心構えとして、わが国のことを言うことについては、先ほど仰せられたような心構えでいいのではないかとお尋ねであれば、私はそれはそういう心構えでいいのではないかと今うに考へるわけでございませう。

それから、後段の問題でございませうけれども、昨日もちよつと衆議院の外務委員会でも申し上げたことですが、まあ先様が、自分の方は非常に急いで、熱意がある、しかしこの原則は譲れない。わが国も、非常に急いで、熱意がある、しかしわが国のこの原則は譲れない、仮にそうあつたようなことが起つた場合に、急いでおる、熱意あるという面を強調するか、あるいはなかなか両方の原則の間の歩み寄りを見つけることは容易なことではないという点に重点を置くか、これは要するに、説明の重点の置き方の問題であらうと思ひます。現実の事態として両国ともなるべく早くつくり上げたいと考へていることは事実でございませうけれども、ただいまのところ、この覇権の問題が、中国にとつても、憲法あるいは周恩来首相の一九七五年の政治報告、あるいはつい先ごろの金日成氏の訪中の際の鄧小平副首相の演説等々にすべて盛られておりますように、か

なり外交の基本的な原則であるらしく、その点は、第三国について物を申すとなれば、わが国の善隣外交、平和外交との関連では不必要な疑念を第三国から受けやすいという問題がございませう。その間を、お互いの立場を尊重しながらどのようにして共通点を発見するかどうかというのが、いわゆる知恵ということになるのであらうと思ひます。この点は、さしずめ従来接触を続けておりました東郷・陳楚会談をできるだけ早く開きまして、その間どのような歩み寄りが可能であるかをひとつぜひ発見するように努力をいたしてみたいと思ひます。

○田中寿美子君 高島局長どうですか、その知恵というのはどういうことですか。そして、早期締結というのは今国会中での締結ということを目指していらつしやるのか。

○政府委員(高島益郎君) 昨日三木総理大臣に訪中の結果につきまして御報告をいたしまして、その上で、今後の進め方につきましても御指示をいただいたわけでございませう、その中で三木総理は、本条約の早期締結、早期締結と申される意味は、もちろん従来から政府が申しておりましたとおり、この国会中に国会に提出して承認を求めると、そういう観点からいへば中国との間に妥結できるような知恵をしばつて努力しろということでございます。きつめて一般的な表現で、特定の条約交渉におきましても、私ども終始知恵をしぼらなければ妥結できませんので、そういう観点からの一般的な表現かと私も考へております。現に知恵はしばりつつあるわけでございませう。

○田中寿美子君 一般的表現でなく、やはり具体的に締結できるような知恵を働かしていただきたいと思ひます。

この問題は、後から多分また国際情勢の質問で出ると思ひますので、私最後に、沖縄の国頭郡の金武村の浜田海岸で起こりました二人の女学生に対するアメリカ人、白人兵士の暴行事件、これに

開してお尋ねしたいのですが、これはビーチパー  
ティーなんというのを開いていて、遊んでいると  
きですから公務ではもちろんないわけですね。そし  
て、十人くらいの米兵の目撃者がいたわけですね。  
学校帰りの二人の女の子が、十五歳と十二歳でし  
たか、海水浴をしようと思つて着物を脱いでいる  
ところに、二キロぐらいの重さのある石で殴りつ  
けて、そして失神している状態を衣服をはぎ取り  
て暴行したと、こういう全く何とも言えないひど  
い、非道な暴行をやつたわけなんです。その加  
害者がハンセン基地内のアメリカ兵であつた。そ  
して、アメリカの方の警察がつかまえて、米軍基  
地の中へ連れて行つたわけですね。沖繩県警が引き  
渡しを要求しているのですけれども、アメリカ軍  
側はこれを拒否している。そこで、現地では非常  
にこれ重大な問題として、県議会でも特別委員会  
をつくつてこれに抗議をしているし、県民の抗議  
のための決起集会が起つていっているわけですね。

問題は、これは復帰前後にも非常にたくさん  
あつたので、まるで復帰前と異なるといえない  
んですが、一たんアメリカ警察の方の手に渡り、米  
軍基地の中に逃げ込むと捜査がちゃんとできない  
わけですね。それで、これは地位協定に關係して  
くるわけなんです。地位協定十七条三項に裁判権  
の規定があります。米軍が裁判権を持つてい  
るケースは二つあつて、一つは米人同士の犯罪、ア  
メリカ人の財産に関する犯罪、それから第二番目  
に公務執行中の犯罪ですね。第二項の方で日本に  
第一次裁判権があるわけですね。ところが、第五項  
で逮捕、引き渡しの規定というのがあります。こ  
れは逮捕、引き渡しに關しては、「相互に援助しな  
ければならない」となっているわけですね。十七条  
五項の(四)です。逮捕及び前諸項の規定に従つて裁  
判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しに  
ついて、相互に援助しなければならぬ」ととい  
ふふうになっているのです。ところが(五)項の方に、  
「その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日  
本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が  
引き続き行なうものとする」と、これが大変邪魔

になつていられるわけなんです。一体、これまでいつ  
もここが使われていたと思つて下さい。私、外務  
の調査室の方にちよつと調べていただきました。  
ほかの国に駐留している米軍もやっぱり同じよう  
な地位協定を持つていられるのかというふうに調べて  
もらいましたら、NATO諸国でもこの条項は同  
じようなものを持つていられる。だけれど、どうして  
ほかの国では起こらないのに沖繩の場合は、米軍  
がまるで植民地における支配者と被支配者みたいな  
な行動を平気で行つて、そしてそれを幾ら要求し  
ても引き渡さないのかということですね。このこ  
とについて、警察の方もいらつしやうと思ひます  
が、一体いまだどういふ状況にあつて、何がネック  
になつていられるかということをお説明いただきたい  
と思つております。

○説明員(金子仁洋君) 事実關係につきまして  
は、大体ただいま田中委員の方から御説明のあつ  
たとおりであります。これに關して私どもの方  
では沖繩県警におきまして、まず現場の検査、付  
近の聞き込み、参考人の取り調べ、それから被疑  
者に関するいろいろな客観的な体液、体毛、血液  
等の検査、これらの調査は順調に進んでおりまし  
て、事件が認知されましてから、沖繩県警では仰  
せのとおり数度にわたりまして身柄の引き渡しの  
請求を米軍側にしましてまいつております。しかしな  
がら、米軍側といつたしましては、身柄は引き渡し  
はできないが、捜査に支障のないように十分協力  
をいたしたいということでありまして、事実二十  
二日からは本人を沖繩県警に出頭させまして、先  
ほど申し上げました客観検査をいたすと同時に、  
また取り調べも進行しております。一部自供も  
得ております。現在のところ沖繩県警といつたしま  
しては、順調に捜査を進ませ、できるだけ速や  
かにこれを検察庁に送致するという態勢のもとに  
活動をしておる次第でございます。

○田中寿美子君 それは確かですか、過去に幾つ  
か事件があるわけですね。金武村で戦車にひき殺  
されたおばあさん、これは公務中だということ、  
全然米軍側に裁判権が渡つてしまつていられるし、伊

江島で村民狙撃事件、これも基地に逃げ込めば調  
べようがないと。あるいはトルコぶろでトルコ嬢  
を殺した事件もありますし、こんなんで、こ  
れは公務じゃないけれども、基地に逃げ込んでし  
まいますと、うやむやになつちやうなわけですね、過  
去に。それは復帰前に非常にそういう事件がた  
くさんありまして、それで復帰後も全く同じである  
ということ、これは外務大臣、大変なことだと思  
うのです。なぜ日本とアメリカは、沖繩はいま復  
帰して、対等の立場にあるはずなのに、もともと  
アメリカが占領していたときだって、それは全く  
不当なことなんですけれども、いまだにそういう  
ことがあつて、それで一たん基地に逃げ込めば、  
うやむやにして本國に帰してしまつと、こういう  
ようなことがあるわけですよ。ずっとそれがもう  
慣習みたいなになつていましてね。ですから地位協  
定の十七条の五項の(四)については、これは法律家の  
間でも大變議論が、沖繩の法曹界は意見が対立し  
ていられるということなんですけれども、この地位協  
定十七条の五項の(四)、これは地位協定そのものを  
改正する意思があらならないかどうか。それ  
から、改正しても対等平等の立場になければこう  
いうことになるわけで、これに対しては外務省か  
ら強い抗議をしていただきますと、警察自身も  
仕事できないと思つております。

○政府委員(山崎敏夫君) 田中委員から十七条五  
項の(四)があることによつて、この種の事件がう  
やむやになつて、その犯罪を犯した米軍軍人が逃げ  
しまつたというふうなお話もございましたが、われ  
われはこれがあることによつてそういうふうなこ  
とになるとは考えておりません。現実におきまし  
ても、こういう事件が起きましたときは、この  
五項の(四)に書いてある趣旨で、逮捕とか引き渡  
しについても相互に援助をしておりますし、また、  
六項の(四)に書いてありますように、捜査の実施と  
か証拠の収集及び提出についても緊密に相互に援  
助をいたしておるわけでございます。したがいま  
して、この(四)項があることによつて事件がうやむ  
やにされるということは從來においてもないわけ

でございます。

ただ、なぜ(五)項の(四)のようなものがあるか  
というところでございますけれども、これはいま田中  
委員からも御指摘のありましたように、NATO  
諸国の同様の地位協定にもあるわけでございます。  
また、われわれは具体的にどういふ事件が起  
こつておるかは承知しておりませんが、駐留軍と  
いうものがある以上、若干のそういう不祥な事件  
が起くることは当然であるわけでございます。た  
だ、ちよつとその原則問題として申し上げたい  
わけでございますが、アメリカの軍人が日本の国  
内においてこういう普通の犯罪を犯した場合  
には、もちろん日本の法律にも触れるというわけ  
でございますが、同時にアメリカの法律、軍の法  
律にも触れておるわけでございます。アメリカ  
側としても裁判権は持つておるわけでございます。  
したがいまして、日本とアメリカの裁判権が  
いわば競合するといふ問題が本質的にあるわけ  
でございます。そこでその問題の、どう裁判権を振  
り分けるかといふ問題がこの十七条に書いてある  
わけでございますが、その基準は、結局公務中であ  
るかどうかといふことでやつておるわけござ  
います。そうしますと、その点についていろいろ  
争ひが起くることは避けられないわけございま  
して、したがいまして、そういう場合においてど  
ちらがその犯人の身柄をその間持つておるかとい  
うことになりまして、そこで一つのルールとし  
て一方の方、日本が逮捕した場合には日本が持つ  
ておる、こういうふうな、日本が裁判権を行使す  
べきものであつても、アメリカが一応拘束してお  
るときは起訴が行われるまではアメリカ側が持つ  
ことを認めておるということでございます。こ  
れは裁判権の帰属が決定するまでどちらがその身  
柄を持つておるかといふ規定でございます。こ  
の点は十分理由のあることでありまして、現にそ  
ういふ意味でNATOの先例がある次第ございま  
す。また、それを持つておることによつて日本  
の捜査その他が十分でない、また、向こうが協  
力しないといふことでございまして、これは非

常に問題でございまして、われわれとしても嚴重にアメリカに申し入れるつもりでございすけれども、現在のところ、警察当局からの御説明がございまして、先方は十分協力してございまして、犯人を現に四月二十二日には日本の警察に出頭させて必要な取り調べは十分に行われておるわけにございまして、ただ、その泊まっておるところが米軍の基地内であるということにございす。ただ、こういう明白な事件については、もちろん日本としてはできるだけ早く処置すべきでありますから、警察当局及び検察の当局にお願いして処理を急いでいただいておりますが、われわれとしては早急にこの問題について手続を進めて起訴をすべきであると考えております。起訴さえすれば、これはその身柄は当然わが方に引き渡されることになる次第でございす。

○田中寿美子君 これ最後ですけれども、駐留軍がいれば多少の不祥事件は避けられないというように考え方自体、私はアメリカ局長非常に冷たいと思いますよ。その法的な理論だけおっしゃって、これは沖繩協定のとき非常に問題になったんです。第一次裁判権がこっちにある場合には、その捜査権が伴いせんとか裁判権も十分に發揮できないわけですね。ところが向こうに、基地の中に置いておいて、そして何時間か連れてきて調べてまた連れて帰る、こういう状況でなかなかこれは取り調べにくいんです。それから公務執行でなくとも、公務執行だということにしてしまった事件、過去に幾らでもありますよ。沖繩協定のときにもたくさん調べ上げていっぱいあった。それが、同じようなことが次々と復讐後も起こっているというところに対して、私は日本の政府の代表としては怒りを持ってもらわなきゃ困るんですね。ところが法的にちゃんとこうなっておりますので、法的にNATO諸国が同じものを持っていますというのを聞いて、はあなるほど、これで対等平等でないことははっきりしたというふうにわかるわけなんです。こういう法律持っておりますも、同じ白人同士であればこういうひどいことはしない。と

ところが、やっぱり長い間沖繩の人に対する差別觀念、あるいは日本人に対する差別觀念かもしれませんが、そういうものがアメリカの兵隊の中にあるというところに対してはひとつ怒りを覚えなければいけないし、それから(c)項を盾にして(a)項が物を言えないようにしている事実が過去にたくさんあるということを私申し上げて、もうこれ以上伺っていたって同じことになりすから、大至急このことに關しては警察当局は懸命にやっているかもしれないけれども、現にまだ引き渡していないわけだし、それから県民が非常に怒って決起集会を開いているわけだし、外務当局としても一言あるべきだと思ひますね。外務大臣いかがですか。こういう問題、このままでいいんですか。いままでもちつとも変わっていない。

○國務大臣(宮澤喜一君) まことにきわめて遺憾な出来事でありまして、外務省としては米國政府の代表を招致いたしました。この事件に対してきわめて遺憾であること、このような事件の再発防止のためにあらゆる措置をとるよう求めましたところ、米國側から本件の発生について深甚なる遺憾の意を表明いたしました。今後のことはもとより、今回の事件についても早速措置をいたし、捜査に協力いたしますという表明があったわけにございす。ただいままでのところ警察、検察において捜査をされる上で支障のない協力と申します。本人が出頭する等々のことがなされておるようでございすので、わが國の法に照らして厳正に処置をいたすべきものと考えております。きわめて遺憾な事件でありまして、これは日米合同委員会の席上におきましてもきょうなことを当方から申し出るつもりでおります。

○委員長(二本謙吾君) 答弁は要領よく、核心に触れての答弁をやつてもらひます。だからだら長くならないように、時間の制約がありますから。どうぞお含み願ひます。

いて御報告いたします。本日、野坂参三君が委員を辞任され、その補欠として星野力君が選任されました。

○立木洋君 関税及び貿易協定に關連してお尋ねしたいのですが、先ほど大臣もちょっとお触れになりましたけれども、今回外相が訪米されたときにデント・アメリカ通商交渉特別代表と新國際ラウンドの件についてお話し合ひされたということですが、そのお話し合ひをされた内容について御説明いただきたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) デント氏からアメリカの今回の通商法成立についていろいろ込み入ったいきさつがあったので、何となく米國政府、米國議會と申し上げた方がよろしいかもしれません。この問題についてかなり保護主義的な考え方が台頭しているのではないかと印象を与えておるかもしれないが、それはそうではなくて、でき上がった法律を見てもらうと、米國政府としては相当積極的であるということがわかつてもらえるのではないかと云つて、そういう点についての説明がございす。そして、できるだけ熱意をもつて交渉の進展に当たりたいということにございす。したので、私は米國のその熱意は了としたし、わが國としても同様の考えであるが、しかし、農産物問題を初め非關稅障壁というのになりますと、これはなかなか各國の固有の制度に、あるいは習慣に根ざすようなむずかしい問題がたくさんあるので、私自身の経験から言つて、これはなかなかそう簡単なことじゃない、相当むずかしい忍耐強い交渉をしなければならぬことはあなたにおかれても十分御覚悟の上で、その上で熱意を持ち、前向きに取り組んでいかなければならぬと思つた。そういうことを私からお話をしておいたような次第であります。

○立木洋君 とにかく新國際ラウンドになると、関税が引き下げられる、輸入の拡大が図られますと、中小企業にきわめて多い伝統的な産業あるいは農業などいろいろな重大な影響を与えるという問題が考えられるわけですが、そうした場合、農林省や通産省の場合はどういうふうな問題が起ころい得ると考えておられるのか、そうした場合にはどういふ措置を、産業の保護を行うというふうにお考えになっておられるのか、そこあたりの御見解を通産省と農林省の方にお伺ひしたいんです。

○説明員(山本康二君) 確かに先生のおっしゃられますように、今後次第に消費財系統の輸入が増えてまいる傾向がございす。まず私どももいたしましては、現在日本が置かれております國際的立場から言ひまして、輸入制限というのを實施することは著しく困難であると考へております。したがひまして、まず対処すべき第一の方針をいたしましては、国内産業の體質改善でございまして、合理化なり組織化なりを進めまして、十分國際競争力を持てるように業界にそれ相應の指導をいたしてまいることが第一の処置と考へておる次第でございす。

○説明員(眞木秀郎君) 農林省の立場をお答え申し上げます。

今回の新しいラウンドに臨みます際、わが國政府の基本態度につきましては、四十八年の八月末の閣議決定で明らかにされておるわけにございす。この中で、農産物貿易につきましては、もとよりニューラウンドの一般の方針に沿つてやることはもちろんでございす。やはり農業の持ちこたす特殊ないろいろな条件等にかんがみまして、その条件、特殊性を考慮しながら今度の交渉に臨んでいくということに閣議の決定として明らかにしていただいたわけにございす。その後の新國際ラウンドの東京宣言にも同様の趣旨が盛り込まれております。したがひまして、わが國にいたしましては、やはりわが國農林水産業が現在置かれておる状況を十分認識いたしまして、その基本方針なり政策の進展に不測の影響が及ばないよう十分に配慮してやるとともに、また、現在日本の農業なり食糧事情が置かれておる立場を考へ



まして、今回の交渉の中におきましては、わが国の食糧の安定的供給の確保というように十分に配慮をして進めてまいりたい、このように考えております。

○立木洋君 農産品の場合には非自由化品目というのがあるわけですが、多いわけですが、そのうちのひとつの問題ですけれども、コンニャクイモです、ね、コンニャクの原料、これは非自由化品目になつてゐるわけですが、しかし、コンニャクそのものは非自由化品目にはなつてゐない、これはどういふ理由でしょうか。

○説明員(二瓶博君) ただいま先生からのお話でございますようにコンニャクの原料、これは非自由化品目になつております。他面、コンニャク製品につきましては自由化をいたしております。その理由は、自由化をいたしておりますけれども、コンニャク製品そのものは、これは日本人だけが食べておる食品であり、しかも日本だけが栽培をいたしております。自給上若干不足をいたしておりますので外国からの輸入はいたしておりますが、これはいづれも外国では野生で生えておるものを採取をいたしましてそれを輸入しておるというふうなことでございまして、外国におきまして製品をつくりまして大量にわが国に入つてくるというふうなことはまず余りないのではないかと、いうことで、一般的にこれは自由化ということとでAA品目という経緯でございまして。

○立木洋君 その御答弁は矛盾してゐると思つてすけれども、現に昨年の十月ごろから、韓国からコンニャクが大分入つてきておりますね、コンニャクイモ生産者、関係者の方々がいろいろと農林省にも陳情されたと思つてすけれども、それに対してどういふふうな対応をされて、今後の対策としてどう考えておられるのか。

○説明員(二瓶博君) ただいま申し上げましたようなことで、わが国独特の食品でもあり、海外からの輸入はほとんどなかつたという想定でございまして、昨年の十月ごろから韓国で外国の原料を輸入をいたしましてコンニャク製品を製造して

日本に輸出したということがございます。こういうことで業界、コンニャクイモの生産農家等が非常に心配をしたことは事実でございます。まあその後の推移等を見ますというところ、さほどの輸入量ではございません。そういうことで、現段階ではコンニャク業界なりあるいはコンニャクイモ生産農家にそう影響を与えておるというふうには見ておりません。

○立木洋君 それではお聞きしたいんですけれども、今年度、五十年年度のコンニャクイモの輸入制限の量、輸入量の計画は一体幾らになつておりますか。

○説明員(二瓶博君) 四十九年度の下期で六百トンの割り当てをいたしております。

○立木洋君 韓国の釜源食品では、製品としては大体九千トンですが、生産できるという能力を持つておるというふうな報道からは見ておるわけですから、これを精粉に換算すると約三百トンぐらいになるというふうな言われているわけですが、これもほとんど生産されて日本に入つてくるといふことになる、これはいゝゆるコンニャクイモを生産してゐる人々に大きな打撃を与えるという結果になるのではないかと、思つてす、その点はどうですか。

○説明員(二瓶博君) 現在韓国でコンニャク製品を製造してゐる、しかも日本に輸出をしてゐる、そういう工場として、ただいま先生からお話がございまして釜源食品というのが韓国にあるようでございます。これは製造能力は定かではございません。ただいま先生からお話ございましたように、年間九千トンというお話もあつたと思つてすし、あるいは年間七千五百トン程度じやないかという説もございまして定かではございません。いづれにいたしましても、ただいま先生が九千トンというお話でございますが、板コンニャクの形態で現在入つておりますが、板コンニャクの方が国の年間の消費量が十九万トンということでございますので、その面から見ましても、もう一つは、能力ではないということが一つ、もう一つは、

後は原料の問題につきましても、韓国ではコンニャクのイモがございませぬ、これも輸入でございませぬ、それが国際商品という形でございませぬ、わが国の方で特に野生で生えてゐるものを採取をするというふうな形で輸入を従来から続けてきておるというふうなことでございませぬ、韓国の方でもどの程度輸入原料をつかまえられるかという面につきましても、輸入ソースの面から制約があるのではないかと、思つてす。

○立木洋君 コンニャクは日本人だけが食べるもので、日本だけで生産されておつた、そういうことで原料の輸入は非自由化したけれども、しかし加工品そのものは非自由化してゐなかつた。しかし、現実には韓国でそういう生産が行われ、そして日本に輸入される、また台湾や香港などでもそういう製造ということが考えられておるという報道もあるわけですが、状況は変わつてきたわけですから、関税の観点からいふならば、やはり国内産業を保護するということを十分に配慮しなければならぬ。そういうことはコンニャクの加工品についても非自由化品目としてやはり国内の産業を保護していく、そういう立場をとることが当然しかるべきだと考えるわけですが、そういう考えはないわけですか。

○説明員(二瓶博君) ただいまのところは、韓国からの輸入が若干あるということでございますが、これが台湾あるいは香港に波及をすることがあるかという問題、全然ないとは思つてすか、ね、と思つてす。したがって、農林省といたしましては韓国からの輸入等、今後ともコンニャク製品の輸入の推移ということにつきましては注意深く見守つていきたい、事態の推移いかんによりまして所要の手は打つていきたいというふうな考えですけれども、いまの段階で直ちにこれをIQ物資に戻すとかいふようなところまでは考えておりません。

○立木洋君 事態を考えて、国内産業に大きな打撃を与えるというふうな見通しが明らかになつた段階では検討するといふわけですか。

○説明員(二瓶博君) その影響がないようにといふことで、今後の輸入の事態の推移を見ながら考えていくわけでございますが、その際におきましても、秩序ある輸入といふもの、あるいは輸入調整といふもの、こういうものに対する手だてにつきましてもいろいろな措置があるかと思つてす。したがって、ただちにIQに戻すといふことをすぐ考えるというふうなことはまだ考えておりません。所要のいろいろな手だてがございまして、悪影響が出ないような手はいろいろ打つていきたい、こゝろ思つております。

○立木洋君 その点はよく検討していただきたいと思つてす。

最後に、大臣にお伺いしたいんですけれども、この間アメリカに行かれたときに、キッシンジャー国務長官とお話し合はれた際に、食糧備蓄問題でお話し合はれたか、という報道を新聞で見たわけですが、その際にはどういふふうなお話し合はれたのか、また日本としてはどういふ考え方を述べられたのか、そのことを最後に一言お尋ねしておきたいと思つてす。

○国務大臣(高橋一) これは余り深い話は実はなかつたのでございませぬ、まあアメリカとしては、これはガットに確かに多少関係はありますが、食糧問題はロンドンでいろいろ相談をしておるので、あの線を進めていきたいという話がございまして、私はそれに関連しまして、備蓄という考えそのものに反対ではないけれども、一体その備蓄というものはだれの負担においてるか、過去においてはこれは生産者の負担においてなされた場合が多かつたわけでありまして、それから今後の食糧事情がどうなるものか、それがあるか、備蓄の量をどう考えるかという具体的な話にならないと、それが全面的に賛成できることかどうかわかりませんが、考えそのものに反対ではないんだが、いふやうなことを申しました程度で、それ以上深い話はございませぬ。○委員長(二木謙吾君) 他に御発言もないようです、から、両件について質疑は終局したものと認め

ます。

これより両件の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件を問題に供します。本件に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(二本謙吾君) 挙手多数と認めます。よって、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の変更に関する第二確認書の締結について承認を求めるの件を問題に供します。本件に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(二本謙吾君) 挙手多数と認めます。よって、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、両件の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(二本謙吾君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(二本謙吾君) 次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院送付)を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。宮澤外務大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案におきましては、まず、グレナダ、バハマ及びギニア・ビサウの諸国にそれぞれ兼轄の大使館並びに欧州共同体日本政府代表部を兼轄公館として設置するほか、在上海、在アガナ及び在マルセイユの各日本国総領事館を設置することとしております。

次に、これら新設の在外公館につきまして、これらの公館に勤務する職員の手当の額を定め、あわせて既設の公館につきましても世界的インフレ傾向、為替相場の変動等を勘案し、在勤基本手当の基準及び研修員手当の額を改定するとともに研修員手当の号別の区分の範囲を拡大することとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

なお、本法律案は、昭和五十年四月一日に施行されることを想定してありますが、これが実現されませんでしたので、所要の調整を行うため衆議院においてその附則の一部が修正されましたので申し添えます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(二本謙吾君) 以上をもって、本案の説明を終りました。

質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(二本謙吾君) 次に、国際情勢等に関する調査を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○稲嶺一郎君 まず最初に、沖縄県で今度起きました米兵による女子中学生暴行事件につきまして、政府の所見を承りたいと思います。

御承知のように、本件は去る四月十九日白昼、沖縄県金武町の浜田海岸で海水浴に来た女子中学生二人が米兵に頭を殴られて気絶したところを

乱暴されるといふ、普通の常識では考えられないような極悪非道なものでございます。この件につきましては、すでに約一週間経過いたしておりますが、これに対して警察当局並びに外務省がどういふふうな措置を講じ、またどういふ外交交渉をやったか、これについて御報告をお願いしたいと思います。

○説明員(金子仁洋君) 事件が発生いたしましたのは、今月の十九日午後五時十五分ごろでございます。四時ごろ発生いたしまして、五時十五分に至りまして、わが石川警察署の金武管区派出所がこれの届け出を受けたわけであります。その後、直ちに全島に対する緊急配備をいたしまして、被害者からの事情聴取、また現場付近の聞き込み、それから一連の初動捜査を実施いたしました結果、たまたま、現場近くの海岸でパーティーを開いておりました米海兵隊員の証言から、加害者は米国軍人である、しかも同海兵隊員らが取り押さえて、金武村にある在沖繩米海兵隊キャンプ・ハンセンに、捜査機関に身柄を引き渡したということが判明したのであります。よって、キャンプ・ハンセンに捜査幹部を派遣いたしましたところ、被疑者はキャンプの上等兵サミー・フロレス(二十一歳)でありまして、現場付近でパーティーを開いていた米海兵隊員からの身柄の引き渡しを受けた当局は、その身柄を拘束しておるといことが確認されたわけであります。

沖縄県警においては、同日、所轄の石川警察署幹部から、米軍当局に被疑者の身柄の引き渡しを要求いたしました。目撃者である米海兵隊員、被害者等の証言、現場の検証の結果等、資料にいたしまして、翌四月二十日に被疑者についての逮捕状の発行を申請いたしました。

米軍当局でございますが、被疑者の引き渡し要請については、県警の刑事部長等が現在までに数回にわたって引き渡せという要請を行っておりますが、当局は、先ほど申しましたように、身柄の引き渡しには応じられない。しかし、捜査に支障を来さないように全面的に協力すると

いう態度をとっておるわけであります。そこで、県警といたしましては、二十二日から被疑者の出頭を求め、令状による身体検査、血液、体毛等の採取、さらに任意の取り調べを実行してまいります。

その後、本人は一部犯行を自供しております、県警といたしましては、これらの客観的な資料、本人の自供等あわせまして、できるだけ早く検察庁に送致し、わが国の法令により、わが国の裁判所で行われるべき処断が行われるよう努力をしております。次等でございます。

○政府委員(山崎敏夫君) 外務省といたしましては、本件を知りまして、二十二日に、在京米大使館のビトリ参事官を招致いたしまして、この事件が発生したことはまことに遺憾であるということと強く申し述べまして、今後さらに軍紀の肅正につき努力を払って、こういう事件が再び起こらないように、あらゆる措置をとるよう、強く要請いたしました。さらに、現在行われております日本側の捜査に対しても、十分に協力するように要請した次第でございます。

これに対しましてアメリカ側は、このような不祥な事件が発生したことについて非常に深甚なる遺憾の意を表しまして、軍紀肅正にはさらに十分努力する、そしてこういう事件が再発しないよう迅速措置をとる。また、日本側の捜査には十分協力をいたしますというのを申しした次第でございます。そして現実においても、警察当局からお話がありましたように、被疑者は、日本の警察に出頭して取り調べを受けております。

さらに、外務省といたしましては、実は今朝、日米合同委員会が開かれる手はずになっておりますので、わが方の代表がアメリカ側に対して、重ねてこの問題について遺憾の意を表して、捜査に対する協力を重ねて要請している次第でございます。

○稲嶺一郎君 従来こういった事件が起きた場合に、いつも問題になり、また疑惑を招いたのは、



アメリカのこれに対する態度がどうもはつきりしないという面があります。そうして一つのポイント、身柄を日本側に引き渡すかどうかということにあるわけですが、さもない限り、まあ証拠隠滅があったり、その後における裁判の場合において、非常な日本側で不利な状況にあったので、処罰の件についても十分に意に満たないような方向において解決される、あるいはまた、いつの間にか沖繩の現地にはいなかったというふうな状態も間々あったのでございまして、この点について捜査当局が、また外務省が、さらに強い決意を持ってこれに当たる必要があるんじゃないかというふうに考えますが、いかがですか。

○政府委員(山崎敏夫君) ただいま御指摘のありました点でございまして、日本側で起訴されるまでの間、身柄が米軍の拘束下にあるという点につきましては、そのような規定が地位協定の中にあることは事実でございまして。ただ、それがあつたことによって事件がうやむやになるとか、あるいは十分な処罰ができなくなるといふことはない次第でございまして、従来もわが方としては、日本の必要な法を適用すべき場合には当然適用できるように十分な捜査をし、それについて先方の協力を要請し、また、厳に処罰している次第でございまして。したがって、この種の事件に関しては、われわれはあくまで厳正に日本の関係法律が適用されるように、十分の努力を払いますし、また、従来も払ってきたつもりでございまして。

○稲嶺一郎君 実は、きよの沖繩タイムズの朝刊でございまして、これによりまして、二十三日の午後、沖繩弁護士会の会長の宮良氏が浦添市で総領事と会って、この問題について話した結果が載つておるのでございまして、それによりまして、身柄引き渡し要求の件については、フアーネス米領事は、日本側の要求があれば身柄を引き渡すんだというふうに答えたというふうに載っております。私はこの件については、アメリカもはつきりした、しかも厳正な態度で臨むべきだと思っておりますし、わが政府の方で強くアメリカ側に

要請ある場合においては、身柄引き渡しはできるものだというふうに考えているのでございまして、その点についての御所見を承りたいと思ひます。

○政府委員(山崎敏夫君) ただいまの報道に關しましては、私たちも承知しておりますが、他の報道、琉球新報等の報道では、別の報道がありまして、われわれも早速米国外務省を通じて事実を確かめましたところ、アメリカの主席領事は、日本側で起訴が行われれば身柄は引き渡すということと言つたのであると、いま直ちに身柄を引き渡すということとは申しておらないということをお聞きしております。この問題について、警察当局から要請のあることは事実でございましてけれども、先ほど田中委員にも御説明申し上げましたように、両国の裁判権が競合しているこの種の事件に關して、一つのルールとして、一方が拘束しておるときは、その拘束は一応継続を認めると。ただ、起訴段階において身柄を引き渡すべきものは引き渡すということになつておる次第でございまして、われわれとしては、起訴手続を速やかに進めて身柄を引き渡しを受けることが最も實際的な解決方法であると考えておる次第でございまして。

○稲嶺一郎君 沖繩の県警の主張でございまして、県警は身柄引き渡しを早速やるべきだという主張をしているようでございまして。ひとつ警察当局におきましては、県警の立場を尊重されて、速やかにこの問題が解決されるように、あらゆる努力を払つてもらいたいというふうに考える次第でございまして。

それから大臣に御質問いたしますが、実は、復帰後こういう不祥事件が昨年末までに六百八十三件あった。それから被害者は七百八十人という膨大な数字に上つております。これはむしろ復帰前よりも悪い状態じゃないかと思つております。なぜそういうふうになつていくのか。この点については、私は日本並びにアメリカ当局も十分に反省の要があると思つてございまして。実は、今までそれほど激しいものは余りなかった。と申し

ますのは、金武村というのは非常に、まあ基地の町でございまして、わりとうまくいってゐたのでございまして。ところが新聞によりますと、いま金武の村長の岡村君が先頭に立つて第一回抗議運動を展開している。私は基地の問題、安保の問題、安保にまあ私は賛成でございまして、ところが基地を維持するにしても、それからまた安保というものを堅持していくという場合においても、こういうふうな不祥事件が次から次に起きた場合においては、私はこれから破綻が来るんじゃないかというふうに非常に心配するのでございまして。その意味におきまして、ぜひこういうふうなことをなすように、あらゆる努力を払つてもらいたい。

それで、私はまあ明治のころを想起するわけですが、北清事変というのがある。あのときにおいて世界の中で日本の軍人が一番規律が厳正だと、これが日本の非常な信用に關係した。だから今後、アジアにおいていろいろな問題が起きる場合においても、沖繩が一つの見本でございまして、ここでりっぱな成績をおさめない限り、私はアジアの問題というのはきわめて困難な情勢に入るといふふうに考えております。外務省におかれまして、ぜひ強い態度でもつてこの問題に対処してもらいたいというふうに思ひますが、ひとつ外務大臣の御所見を承りたいと存じます。

○國務大臣(宮澤喜一君) このたびの出来事は私どもの知つております限り、ほとんど弁護の余地のないまことに遺憾な出来事でありまして、したがって、そういう考えのもとに米側には先ほど御報告をいたしましたような遺憾の意を表明し、米側もそれに対して深甚な遺憾の意を表明しておるわけにございまして。沖繩におきまして、ことに基地が多いために、私自身も安保条約、それに伴う施設、区域の提供は必要だと考えておりますけれども、いかにも沖繩の県民各位には他の県に比べまして過重な負担をお負わせておることは事実でありまして、その点は国益のためとはいひながら、御同情をしなければならぬ状態であるとただでさえ考えておりますが、このような事件が起こり

ますと、まことに基本的な政策そのものまでも、県民あるいは現地の人々から疑いを受ける結果になりやすいのでありまして、十分に外務省といったしましても米側側の注意を喚起し、軍紀を厳正に保つてもらわなければならないということは、今後とも主張していくつもりでございまして。

今回の場合、たまたま容疑者が、聞くところによりまして、隊に属しましてほんの直後であつた、わが国に参りましてきわめて日が浅かつたというふうな事実であつたのでございまして、そういうたしなますとそういう人々について、ことにわが国におります米軍の軍紀、規律というふうなものを徹底させる時間が少なかつたのではないかとも思ひます。そういう人々についても、余分に米國としては注意をしてもいいかと考えておりました。外務省としてもその点は続きまして米國に十分な注意を喚起してもよろしいと思ひます。

重ねて、このたびの出来事はきわめて遺憾な事件でありまして、容疑者が一日も早くわが国の法によりまして適正に処置をされることを政府としても願つておるところでございまして。

○稲嶺一郎君 沖繩の問題につきましてはこのぐらいいいにして、時間がありませんからごく簡単に、ポスト・インドシナの問題について若干御質問をいたしたいと存じます。

実は、この前、東南アジアの指導者の方と話をしたんですが、このときに彼らは非常に心配をして、今後東南アジアがどういふふうになつていくであろうかという非常な懸念を持っております。そのときに話をされたのが、今後の東南アジアは、アジアはアジア人に任せろということ、それから民族自決ということではないかなんかならぬと思つたが、ところが大国の影響力が加わることによつてこういうふうな考え方が一つ一つこわれていく、これじゃ幾らわれわれが真剣に自分の國は自分の國として考えようとしてもなかなかいかない。それで大將は日本の歴史を調べておりまして、日本は非常に運がよかつた、明治時代に

勝海舟という偉い人がおられて、このために外部の影響力は全然なしに日本というものをつくり上げてきたと、われわれの国もそういうふうによつていききたいんだが、残念ながらどうも思わざるところから思わざる影響が出てきて、とんでもないような運命に国が翻弄されてきた、これをぜひ避けたいんだという話でございました。

それで、今後そういう事態があるいは起きるような何か懸念もありますので、外務省においては将来に対する十分なる見通しを持って、そういったような事態が起こらないように、この前外務大臣が言われたように、民族自決主義ということであっても、しかしこれはなかなか實際においては起こらないような事態の発生もしかねない。だからこの点も十分配慮されて、今後日本がまあ戦争の時代から経済安定の時代、政治安定の時代に入りますので、日本の役割りというものはきわめて重大なものです。だからこれに対して、簡単にございいますが時間ありませんので、今後のポスト・インドシナに焦点を当てて政府の態度を承りたいと存じます。

○國務大臣(宮澤喜一) わが国といたしまして、東南アジアの各国がいわゆる民族のことは自分の民族で決めるという考えに基づきまして、それをそのとおり着実にコースを進めていってもらうことを望むものでございますが、もとよりその際いろいろな援助を求められることもあらうと存じます。これはわが国ばかりでなく、それらの国は各国にいろいろな意味での援助を求めることは当然あらうと思ひますし、またそれは自由であると存じますが、援助を与える立場から申しますと、本当にその民族が望むところのもの、そのような援助を要請に応じて与える、いわゆるそれにいろいろな条件をつける、あるいはひもをつけるというようなことは、やはり極力差し控えるべきものであらうというふうに考えます。これらの国は、今後とも恐らくは米中ソというような大国の勢力の入りまじりました環境の中で自決の道、独立への道を進んでいくものと存ぜられますが、それら

のいわゆる大國も、また求められて援助をするに  
いたしましたが、その援助の仕方の際して、極端  
に利己的な動機、あるいは特定の目的、民族が望  
む以外の目的にその援助を奉仕させるといふよう  
なことは避けてもらいたい、避けるべきである  
といふうに考えます。

その際、先ほど明治時代のわが国のことに御言及がありましたのは、私はきわめて適切な御指摘であると思います。と申しますのは、そのような援助を受ける民族あるいはその人々が、外国との関係を持つということは当然でありますけれども、それがつまり内政干渉にわたる、あるいはもつと極端な場合には民族自身のためよりは個人的な動機に支配されるといったようなことがありましては、これは恐らくはその民族の将来のために好ましくない結果になるであらうと思うのであります。その点わが国が明治維新以来きわめて賢明に行動をしたということは、やはり一つの私は歴史に残る事実であったというふうに考えます。これらの民族が民族自決の道を進んでいけることを祈念し、また、わが国としてもそれを助けなければならぬ。わが国を初め各国ともいろいろな援助を与えることは、これは求められれば当然のことであると思いますけれども、それが内政干渉にわたる、あるいは民族の将来について特定な方向を志向させるような動機を含むということは適当なことではありませんし、また、援助を受ける民族そのものがそのような志向を持たないことを切に祈るものでございます。

○田英夫君　最初に、先ほど田中委員が、そしていま稲嶺委員が取り上げられました沖繩における米兵の暴行事件ですが、これは質問でなくて外務大臣にお願いをいたしますが、沖縄県からきょうは副知事が上京されて、外務大臣に陳情されるといふことも聞いております。いま、はしなくも与野党、党派を超えてこの問題について同じような御意見が出されたわけでありまして、この点については単に行政的な、手続的な取り扱いではないかと、政治的に、稲嶺委員も言われたように、政

治的な立場から外務大臣が御判断をされて対処をしていただきたい、私からもお願いをいたします。

〔委員長退席、理事稲嶺一郎君着席〕

最初に、核拡散防止条約の問題に關連をして御質問をいたしますが、いろいろ報道されているところによると、与党・自民党の中にさまざまな御意見があつて、核拡散防止条約国会提出が問題になつてゐるようであります。改めて伺いますが、外務大臣としては、つまり政府としては核拡散防止条約の批准を今国会にも求められるかどうか。この点はいかがでしようか。

○國務大臣（宮澤喜一君）　政府としては、そのよ  
うな方針でそれを希望いたしております。

○田英夫君　希望しているということのお答えですけれども、実は与党の中に反対があつて、提出できないという事態が起こりつつあるのじやないかと思ひます。

けさ、当委員会の開会がおくれましたのは、外務大臣と自民党三役との協議が行われたというように聞いておりますが、その結果に立っていま提出したいと、こうおっしゃったのか、提出すると断言できないところは、あるいはまだまだ問題が、たくさんあるのか、そこところはいかがでしょう。

○國務大臣(宮澤喜一君) 今朝そのような協議が行われたことは事実でございますが、委員会の開会時刻に余り私がおくられてはならないと考えまして、協議の途中で私は立ってまいりました。

ただいま議論しておりますことは、与党としてこの条約を国会に提出をするに際して、幾つかの政府に対する要望事項あるいは要請事項というふうなものがあるわけでございますが、それに對して政府がどのようにこたえるかという部分について問題が残っているわけでございます。私といたしましては、それらの事項は政府として満足にこたえ得るものであるという判断をただいまは持つております。したがいまして、政府として私どもの党内のそのような要望に、政府側の所信を示すことによりまして、この会期にこの条約を御審議

願うことはできるのであらうと、ただいま、なお考  
えておるわけでございます。

○田英夫君　いまのお答で、与党の方々の中の御意見にこたえ得ると思うということがありましたけれども、そうなりますと、六項目と言われている要望事項があるようであります、その中に安保体制の強化ということがうたわれているわけです。ということは、政府は、宮澤外務大臣としては、安保体制を強化するのだ、こういうことでなければ自民党の要望にこたえられないわけでありますから、そういうふうな理解をしてよろしいのですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) これは強化といふよりは、もう少し何と申しますか実態に即しまして、わが国の安全保障について一部にある疑念を払拭をする必要があるというような、そういう御旨の要望でございまして、これは先般私が訪米をいたしました際の一つの問題点でもあったわけでございます。その間の事情を説明することによりまして、まず満足にこたえ得ると私は考えておるわけであります。何か安保条約上の新しい義務を負う、あるいは新しいことを考えるといったようなことが具体的に含まれているものではないといふふうに私としては考えておるわけでございします。

○田英夫君　そうしますと、それに関連をして、昨日の衆議院の外務委員会でも取り上げられ、外務大臣からお答えがあつたようでありますが、日本に対する核の持ち込みの問題、つまりアメリカの核が日本に持ち込まれるという問題について、事前協議はイエスもノーもあり得る。そうでなければ条約がある意味はない、存在する意味はない、こういうお答えがあつたと報道されておりますが、これは間違ひありませんか。

○國務大臣(宮澤重一君) 昨日そのような衆議院の外務委員会でお尋ねがございました。一国の総理大臣として国会における御質問に対する答弁、言明というのは、当然国民各位にいろいろな影響を与える。これは当然なことでありますから、

総理大臣がこの問題について従来あのような答弁をしておられることは私はよく理解のできることであり、そうあつてしかるべきものであらうというふうな考へておるわけでございします。

他方で、安保条約に基づきます交換公文で事前協議の制度を定めておるわけでございしますが、これは、アメリカ側に事前協議をするという義務を課すと同時に、一定の環境におきましては、事前協議を申し入れてくる権利があるという一面を持つておるものと申し上げても間違いでないと思ひます。その場合に、その答へがあらかじめ仮にノーというふうなことに決まつておるといふと、この事前協議についての日米間の合意は意味を失うわけでございしますから、そういう面では事前協議というものが、それに対して日本側の反応がノーであり、あるいはイエスである、そういう可能性がなければこのような取り決めというものには無意味になる。これはもう法律あるいは交換公文の解釈としては私は当然のことであらうと、さうにお答へをいたしたのであります。

○羽生三七君 委員長、ちよつと関連。

ただいまの田委員の質問に関連してですが、外相は、いま御自身からお答へがあつたように、事前協議で常に拒否ならこれは無意味というふうには、この衆議院で答へられておるわけですが、これは日本の非核三原則を修正することを意味しておるんでありますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そのようには考へておりません。

○羽生三七君 それは実はおかしいんでしてね、四十七年の五月二十四日、

(理事稲嶺一郎君退席、委員長着席)

衆議院外務委員会佐藤総理は、事前協議でイエスもありノーもあるということではなく、はつきりノーばかりの状態だと、こゝ答へておるんです。だから佐藤総理は、イエスもあればノーもあると言つておられるけれども、事前協議の場合ですが、三木総理はいかなる場合でもノーと言つておるの、三木総理だけがそういう考へ方を持つておら

れるように言つておられますけれども、そうではないんで、佐藤総理もそのことについては、核に関する限りはノーと言つておるわけですから、いまだ外相の言われた事前協議という制度の一般論から議論するんではなしに、この核だけは佐藤総理の場合でも除外しておるんです、事前協議の場合に、もちろん三木さんの場合もそうだと思います。核を除外する一般的な事前協議の場合にイエスもあればノーもあるということとは、賛成、反対別として、一般的な理解です。しかし、核に関する限りは、佐藤総理もこれはイエスもあればノーもあるではなしに、いかなる場合でもノーだと、これ明確に四十七年五月二十四日に答へておるんです。それを變更することは、だから宮澤外相の言われる常に拒否なら無意味という言葉は、一般的な条約論で、核に関してはこれは別だと、従来の佐藤総理、三木総理の言つたことを認めるという、つまり核に関してはこの三原則は依然として残つておるという立場でなければ、これは重大な變更でして、前総理、現総理の国会での確約を變更する重大なこれは発言だと思ひますから、この際明確にしておいていただきたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 一國の総理大臣として、わが國の政治の基本方針をそのように表明せられるということは、私はさうあつてしかるべきことであらうというふうには考へますので、それについて私は全く異存、異論を持つておるわけではございしません。

次に、日米安保条約及びそれに伴います諸取り決めに所管する国務大臣といたしまして申し上げなければなりませんことは、いわゆる安保条約第六條の実施に関する交換公文、これは総理大臣と米國の國務長官との間に交はされた交換公文でございしますが、これが事前協議について定めております。その中で、合衆國軍隊の裝備における重要な變更といふものがどのような範圍のものを意味するかということも、いわゆる藤山・マッカーサー口頭了解といわれるもの、その後さらにそれは確認されたわけではございしますが、そこにおき

ましてその範圍が定められております。したがいまして、そのような事前協議の制度があるということ、これは兩國間の約束としては、事前協議をアメリカがしてくるという道がこゝで認められておるといふことであらうして、それに対して答へが常にノーであるならば、この事前協議というものは事實上意味をなさなくなりまして、したがいまして、さういふ兩國間の約束から考へますと、條約の実施を主管する私といたしましては、その答へが常にノーであるといふようなことを申せるはずがない。さうでありますれば、その部分についての事前協議は意味を失うわけでございしますから、さういふふうには申し上げることができない。

ただ、一國の政治の最高の指導者としての総理大臣が国会に対し、國民に対し、自分はさういふように考へる、さういふ方針を示されることは、これはまたもう一つ高い次元において當然のことでありまして、私は表明された方針に対して少しも異議がない、さういふことと御了承願ひします。

○羽生三七君 これは言葉の魔術といひますか、詭弁といひますか、それは外務大臣が外交を所管するものとしてという発言で、総理大臣はこれは高度の政治的判斷ということと區別されておりますけれども、この種の問題は區別すべき性質のものではないのです。

それから第一に、事前協議の場合に核を除外しておる場合、佐藤総理の場合は核を除外していません、核に関してはこれを除外しておるわけですが、三木総理もおそらく同じ考へにあつたと思つておる。さうですから、いわゆる事案協議の一般論としてのこの問題と、日本の特殊事情、非核三原則を持つ日本としての立場というものを混同しないように、核に関する限りは事前協議の場合にも、いかなる場合にもノーという答へがなければ、これは三原則を修正したという以外に持ち込めるはずはないのですから、三番目の、原則の三つ目を取りはずさなければ日本に核を持ち込めるはずはない。ですから、外相の発言はこれは重大な発言でありますので、もっと明確に答へていただきた

いですね。一般論ではないかと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 現実に日米關係を考へます場合に、兩國は相互信頼の上に立つており、また、この安保条約そのものが相互信頼の上に立つておるわけでございします。アメリカは、アメリカとしては、一方において事前協議をする権利、義務を持つておりますが、他方において、わが國がいわゆる非核三原則を持つておるといふことは、これはよくアメリカ側が承知をいたしております。そこで、さういふ信頼關係に立つ限り、この事前協議についてアメリカ側がこれを發動してくるのかこないのかということは、日米の信頼關係に立つ限り、アメリカ側がわが國の基本方針をよく理解をしておる、さういふ事實の上に立つて考へればよい、さういふふうには私は思つておるわけでありまして。

○羽生三七君 それはどうしても了解できません。核に関する限りはいかなる場合でもノーだといふお答へがない以上、三原則の一つは修正されたと思へるの、これは常識であります。つまり、一般的な事前協議の態様論ではありませんが、内容は具体的問題です。しつこいようですが、これは明確にしておいていただく必要があると思ふ。

○国務大臣(宮澤喜一君) 日米間にさういふ信頼關係があり、また信頼關係がなければ安保条約のような条約といふものは円滑に運営することはできないわけでありまして。核の問題についてわが國がどのような立場をとつており、総理大臣がどのような言明を国会でしておられるかということ、これは、アメリカ側が當然のことながらよく知つております。さういふ信頼關係、相互理解に基づいて今後の兩國がこの条約を運営していくであらうということは、私は少しも疑つておりません。そのことと事前協議に関する交換公文が兩國の間に存在しているということとは、私は少しも矛盾をしないといふふうには考へておるわけでありまして。

○羽生三七君 それは外務大臣、たとえば核に関する場合に、アメリカが事前協議として問題提起してくることを、そのことを妨げておるわけではな

い、それはいいんです、まあいいかどうか別として、そう解釈できますね。しかし、提起してきた場合にイエスと言うかノーと言うか、その場合にはノーと言わなければならぬでしょう、イエスもあり得るじや、それはおかしいですよ。それは重大な問題だと思ひますね。

○国務大臣(宮澤喜一君) しかし、法律論、条約論としては先ほど申し上げたとおり申し上げるのが正しいであらう、この交換公文が変わりません限り、私はその解釈は正しいであらう。ただ、そのような日米関係の信頼の上に立つて、日本の実情をよく知っておるアメリカが、そのような事前協議をしかけてくるであらうかこないであらうか、このところはまた別個の私は事柄であらうというふうにして思つておるわけでありませう。

○羽生三七君 これは外務大臣、これ一日でも私やりとり、時間の制約があるし、田君の質問の関連質問ですから、際限なくやるわけにはいきませんが、これは納得いくまで伺わなければ、途中でやめることのできるような問題ではないと思ひます。だからアメリカが問題を提起してくるのはいいいんですよ。くるかこないかわかりませんが、仮にきてもよろしい。しかし、それはいいとしても、その場合に核に関する限りはイエスもあればノーもあるのじやなしに、オールノーだ。これは私の質問にも佐藤総理が答えたことがありますが、これは明確にそれを答えておるわけですから、これはこの点は、そんなあいまいなことでこの場を過ごすのは適當ではないんじゃないでしようか。それは後々に、たとえ、もう一言つけ加えて言わせていただきますが、この種の問題を言葉の表現上の技術的な問題として扱うことは私は適當ではないと思ひます。しかも、この核防衛条約を批准してもらいたいために、与党内の了解を得るためにあいまいな表現で、この委員会においてもなおさらですが、後に摘根を残すような形で單なるテクニクの、外交のテクニクのような形で片づけるべき問題ではないと思ひます。非常に重要な問題だと思ひます。この種の問題は、こ

の前の委員会でも私申し上げましたように、これは核防衛条約の批准に関連して技術的に扱う問題じやなしに、日本の安全保障の体制にかかわる、あるいは憲法にもかかわる基本的な問題なんです。非常に重要な問題をそう軽く技術的な言葉の表現、テクニクという形で取り扱われることに私は非常に不満を感じます。関連ですからこれ以上多く申し上げませんが、重ねて核に関する限りはイエスもあればノーもあるということはないと、もう事前協議の一般論はよろしいんです、核に関してイエスもあるのかどうかということをはつきりしてください。

○国務大臣(宮澤喜一君) 総理大臣があのような方針を表明しておられる、そのことは恐らくは安保条約の運用、安保条約に基づく交換公文についての運用についても非常に高い政治的配慮からあいうことを言っておられるということ、私はしかあるべきでありますし、私も異論がありません。しかし、さりながら、交換公文そのもので米

国側に日米合意しておりますところのこの事前協議という制度が、事実上法律解的にあるいは条約解的の無意味になるような解釈は、この条約を主管する私としてはとれない、法律論としてはとれないということでありませう。総理大臣が一国の政治の運営をどのような方針でやられていかれるかということ、そのことはいづゆるデイメンションを、次元を異にする問題であらうとは思ひますけれども、私はその二つのことは矛盾しているとは考えておりません。羽生委員が言われますように、確かにこれは核拡散防止条約をどうするかということとの関連においてのみ論じられるべき問題ではありませう、もっと広い、われわれが常に考えておかなければならぬ種類の問題でありますことは、私もそのように承知をいたします。

○羽生三七君 じゃもう一問だけ。たとえば、そういうアメリカの核抑止という場合に、核配備の具体的態様は一体どういうようなものなのか。たとえば、日本の国土の外から長距離ミサイルでとか、あるいはボラリス潜水艦でとかいうこともあるわけですね、核抑止という場合、それで宮澤外相の言う事前協議すべて拒否なら無意味という場合は、国内からということもこれは解釈できますね。それだからこれを突き詰めていきますと、アメリカの核抑止に日本が依存するという場合に、その具体的な態様はそもそもどのようなものかというその内容ですね、たとえば、日本が何か危機にさらされたという場合に、アメリカが先に核で先制攻撃をかけるのか、相手国から核攻撃してきたときに、日本がアメリカに依頼してアメリカが報復の核攻撃をやるといふのか、そういうことも何もわからなしに、ただ核依存というのです。しかし、きょう私はこれやめますよ、これ以上何も申しません。非常にあいまいな形で核依存とか核抑止ということが論じられておるのです。ですから、具体的にその態様を考えるならば、実にそんな簡単に片づけられるような問題ではないという問題を提起して、それからさっきの事前協議のイエスとノーに関する外相の御答弁は私絶対に納得できないので、きょうは関連ですからこれ以上はやめますが、また他日、適當な機会に十分意見を戦わしたいと思ひます。

○田英夫君 私も羽生委員の言われるとおり、外務大臣の御答弁はそのまま非核三原則を否定されたというふうな受けとらざるを得ないのです。外務大臣が余りそこで自説をがんばられることは、私は大臣のために適當でないという気がしてなりません。総理大臣が言われるのは高度の政治的判断でわかるけれども、自分は条約を守る立場だからと、これは大失礼ですが、条約局長がここで条約論として言われるならわかります。しかし、それを外務大臣が言われるというのは、政治的な判断をされる立場にあるはずですから、非常に私は理解に苦しむ。

と云われるのですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 一般論として申し上げますならば、その点は総理大臣が幾たびも国会で表明しておられますように、わが国がイエスと言ひ得る場合というのは、ちよつと私にはいま考えにくうございます。ただ、そういう場合が絶対にないということになれば、先ほど申しますような議論になつてまいります。それは条約局長が言うことだと仰せられますけれども、この日米安保条約というのは両国が合意をしたものでございませうし、交換公文はわが国の首相と米国の國務長官が交換をいたしたところのものでございませう。したがって、直接的にこれはやはり外務大臣自身が責任を負うべきものである、私はそう考えております。

○田英夫君 いま言葉じりをとらえるわけじやありませんけれども、交換公文は総理大臣が署名されておるのです。その総理大臣が高度の政治的な判断から非核三原則を守ると、つまりイエスはあり得ないと言つておられる。佐藤総理大臣が言つておられるのも羽生委員が指摘されたとおりであります。三木総理は極東に核戦争が起つてもアメリカの核を日本に持ち込ませることはないと、ここまではっきり言つておられる。核積載艦を、海洋法の規定いかんにかかわらず、日本の領海の中を通らせることはあり得ないと、こははっきり言つておられる。もう明快に非核三原則は事前協議の条項にかかわらず守るんだと、核だけは除外するんだということを歴代総理大臣が言つておられるのを、宮澤外務大臣がひとりこれを否定されるということ、これは条約論の問題でなくて、それでは宮澤外務大臣は閣僚として、國務大臣としてなおかつそれを言われるのですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 国の政策の運営につきましては閣僚の一人として意見は申し上げますが、総理大臣の裁断に任ずべきは當然でございませう。ただその際、この条約並びに交換公文を所管いたします私といたしまして、法律上の解釈としては、先ほど申上げておるような解釈をと

場合もあり得ると言つておられるわけですから、それではイエスというのはい体どういふ場合にアメリカの核の持ち込みが起るのですか、イエス

と云われるのですか。

ることが、これが適当であろう。そのことは先ほど申しましたように次元の違う問題でありまして、そういう上立つて総理大臣がおこるという場合にはノーと言うべきだという御決定をされるということは、私はそれともきわめてあるべきこととありますし、そうあつてしかるべきで、私はそれに当然従つております。

○田英夫君 先ほど外務大臣はイエスという場面は自分ではちよつと思ひ浮かばないと、こういうことも言われた。そうすると、全くの条約論だけなんです。大変失礼ながら、官僚御出身ということがそこにはじみ出ているのかもしれないけれども、私どもは政治的な判断を伺つてゐるんです。したがって、これはどうしてもつじつまが合わないわけですよ、御答弁を伺つてゐると。そうなりますと、援軍を出すわけじゃありませんが、外務大臣がおつしやりたいのは、アメリカは核の持ち込みについては事前協議を求めてこないだろうとおつしやりたいんですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) それは、先ほど羽生委員に申し上げましたことから御推論をいただきましたと思ひますが、日米両国がこのような関係にあり、このような条約体制というものは、相互理解に基づかなければ、ただ解説論だけでやっていると、先ほど申し上げたように申し上げました。そして、わが国が非核三原則を持つてゐることはアメリカがよく理解をしておると存じます、このように申し上げておるわけでございます。

○田英夫君 この問題、本当に羽生先生言われたとおり、非常に重大な問題でありますから、何時間でも費やして改めようと思ひをしなければならぬ問題だと思ひますが、先に話を進めまして、いま自民党、与党の中から核防条約の問題について、いわゆる安保体制強化ということを含めて、幾つかの要望が出てきたという中で、いまの非核三原則を破るような御答弁も出てきたという重大な事態になつてゐるわけですが、大体、核拡散防止条約というものと日本の安保体制、日米安保条

約というものの関係は一体どういうふうにあるのか、これは自民党の中のそういう意見を吐いておられる方に直接伺うべきかもしれないませんが、私にはどうしても理解できないんですが、外務大臣にこれは教えていただきたいんですが、どう関係をするのですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) これは私も有権的に御説明する立場には実はないわけでございます。説明する立場になつてゐるかを紹介せよとおつしやられるならば、御紹介を申し上げますが、結局、核拡散防止条約をわが国が締結をするということによつて、批准書を寄託するということによつて、わが国としては今後一応二十年間、脱退の規定がございますけれども、これは別といたしまして、あの条約にございまして、この義務を守るといふことになるわけでございます。わが国としては、いわゆる非核三原則を、これは憲法そのものの定めるところではないと仮にいたしましたとしても、歴代内閣が基本的な方針として持つておるわけでございますが、それは内政上の問題であつて、国際的にそういう約束をしておるわけではない。

今回この条約に加盟することによつてそういう約束を国際的にすることになる。ということは、二十年間はその約束を内部の決心の問題としてばかりでなく、国際的に守らなければならぬという立場になる。その場合に、現在の世界情勢において、わが国にいろいろな攻撃が加えられることはもとより願わないこととありますし、その危険は高いとは思ひませんが、あり得ることです。しかも、それが核攻撃を含むこともあり得ることであろう。その場合に、わが国が何かの形で核抑止力のもとになければ、わが国の存亡にかかわる事態ではないであらうか。核拡散防止条約を結ぶことによつて、わが国が自分の力でそういうことをするといふ可能性は、国際的な約束としてなくなるわけでありまして、そうなれば、安保条約によるわが国の安全というものをさらに確固たるものにしておかなければならぬのではないかと、こ

ういふ大體議論の筋道と承知をいたしておりま

す。

○田英夫君 で、それについて外務大臣はどうお考えですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 私自身は、従来の日米関係から、それらのことは十分に確保されておるものといふふうに、どちらかといへば考えておるものでございまして、私どもの党内にそういう議論があるといふことは、とりもなおさず国民世論の一部にそういう疑念があるといふことでございまして、それであれば、それに対しては必要であらう、そういうふうには私は考えたわけでございます。

○田英夫君 いまはしなくも、これも言葉じりのようですが、世論の一部と言われましたが、私どもが理解をする限り、日本国民のほとんどすべてといつていい大部分の気持ちは、日本が絶対に核を持たない、また日本に核を持ち込ませない、いわゆる非核三原則といふことにあらわれてゐることだと思ひます。そうなりますと、核拡散防止条約を批准するといふことによる一つの大きなプラスは、日本が世界に向かつて今後核武装はいたしませんといふことを表明する、世界に向かつて表明をするといふ点にあるはずですね。むしろそこそが非常に重要なのであつて、日本が核抑止力を何らかの形で持つていなければ危ないからこれに入つちやいけないうことは、これはまさに一部の非常な論理的にもおかしい杞憂でしかない、こ

ういふふうには思ひます。核防条約を批准することによるマ

理解できない。

核防条約の問題、時間があまりありませんから、最後に一つだけ伺ひますが、外務大臣は、核防条約を批准するといふことのプラス、マイナスをどういふふうには整理して理解しておられますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 私どもの党内の一部にそのような議論があるといふことにつきましては、お

互いにはやはり世論を代表して国政の審議に参画をしておるわけにございまして、与党の一部にそういう議論があるといふことは、その人々個人に限つた意見だといふふうには考えることは当然のことながら適当でなく、やはり世論の一部を代表しておると考えることが私は素直な考え方であらうと思ひます。

次に、私自身はわが国が核拡散防止条約に入ることにによりまして、世界的な核軍縮運動の先頭に立つて、終局的には核兵器の廃棄にまで至るような、そういう大きな運動をやはり内部から加盟国の一員として推進すべきである、それが一番大切なことであるといふふうには考えておるわけでございますが、同時に、この条約を考へていく上で、そういうような理想をわれわれは求めながら、現実の世界の事態といふものは、必ずしもその理想のところに至つていないことは明らかでありますから、理想を追うの余り、わが国の国民を万一の危険にさらして何かなすところがないといふことであつては、これは現実の政治に關係するものとしては職務のそしりを免れない。したがつて、この条約は安保条約とやはり密接に連關したものである、こ

ういふ議論については私は十分耳を傾けるべき理由がある、このように考へております。

○田英夫君 核防条約の問題はこの程度にいたしますが、私も核防条約のプラス、マイナスをいろいろ考へます。私も社会党の中でも真剣に議論をしております。確かにこの条約がつくられたそもそのねらいの一つは、アメリカ、ソ連という二つの超大国に代表される核保有国がその核保有独占体制を強化しようといふねらいがあるといふ

こと、これに加入することによってそれに加担するといふ大きなマイナス面があることは、これは否定できないと思います。しかし同時に、先ほど申し上げたように、日本が今後核武装しないんだということを世界に向かって表明するということを初め、幾つかのプラスの面があることも事実であります。しかし、今後政府・自民党の出方いかんでは、自民党の一部ということですが、その御意見が大きく大勢を占めてくるというようなことになってくると、私どもとしても、せっかくまとめつつあるわれわれの意見を改めて考え直さなければいけないということにもなりかねません。これは真剣な問題であります。確かにこの条約にはプラスとマイナスがあるんですから、われわれの立場からも、そのマイナス面を強化するような方向に与党が、そして政府がそれに押されて態度を変えられるようなことがあるならば、これは重大な問題だと思ひますので、当然これからの大きな問題ですから、これも機会を改めて伺うことにいたします。

次にインドシナの問題ですが、これもいま世界の新しい情勢として日本外交が対応を迫られる重大な問題でありますから、この問題もまた時間が幾らあっても足りないほど大きな問題を含んでいると思います。簡単にカンボジアの問題をまず伺いますが、シアヌーク殿下が創価学会の池田会長に言われたということで、日本に対しては外交関係を結ばないということと言われたそうでありますが、にもかかわらず承認はなさるのかどうか。この点はいかがでしょう。

○国務大臣(宮澤重一君) カンプチア王国連合政  
権の承認はすでにいたしました。シアヌーク氏が  
そう言われたことは報道として承知をいたしてお  
りますけれども、シアヌーク氏がどのような立場  
において、また、どのような事実の認識の上にあ  
いいうことを言われたのかということが定かでこ  
ざいませぬ。したがいまして、ただいまそれにつ  
いてコメントをいたす用意がないというふうに申  
し上げておきます。

○田英夫君　そうすると、承認はしただけでも外交関係は持てないということになり、大使交換といふことも実現をしないことになるわけですね。

○国務大臣(宮澤喜一君)　つまり、シアヌーク氏がどのような関連において、あるいはどのような事実認識のもとにあのようなことを言われたのか、また、シアヌーク氏自身が新政権の中でどのような地位とどのような役割りを担われるかといふようなことは一切不明でございますので、そのことについて次を推論をするということは、私どもとしてはいまいたす必要もなからうというふう

に考えておるわけです。

○田英夫君　そうすると、手続的にカンボジア王国連合政府に対して承認の手続をしたというだけで、その後の接触、つまり大使交換ということに発展をさせる、外交関係を樹立させる交渉はしておられないというふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(高島益郎君) 現在ブノンペンにはわが方の大使館がありますし、いろいろな大使館としての活動をし得る設備があるわけでございます

けれども大使及び館員は現在あそこを全部離れ  
まして、バンコクに待機しているわけでございます  
府との間の接触はいたしておりますけれども、  
外交関係を維持するためにどういふことが適当か  
という点については、いろいろ検討いたしております  
まして、近い将来しかるべき方法で新政府との間の  
外交関係維持についての措置を講じてまいりたい  
と考えております。ただ、いま現在何か考えて  
いるかと言われますれば、それはまだ申し上げる  
ような段階にはなっておりません。

○田英夫君 この承認手続はどういうルートで、  
 どういうふうに進められていますか。

○政府委員(高島益郎君) 先ほど大臣からお話し申しましたとおり、今月十九日に閣議の了承を得た上で在中國わが方大使館の館員から十九日付で承認するという趣旨の口上書を先方の在中國大使館に手交いたしております。

○田英夫君 ベトナムの問題ですけれども、ベトナム

ナムについても非常に大きな変革が急速に進んでいて、グエン・バン・チュウ辞任後、第三勢力を加えた、いわば交渉可能な政権をつくる動きがいわゆる第三国も含めて急速に進んでいるようでありますけれども、きょうは何いたいことたくさんありますが、あと時間がなくなりましたので、一つだけ伺いますが、私、毎度このことを伺っているわけですが、ベトナムに対する援助、これはすでに前の委員会で私が指摘したように、まさに三月二十八日、駆け込みのように閣議決定をされて、援助を南ベトナム、グエン・バン・チュウ政権にされた。ところが、やはりこれは大変いま反省しておられるだろうと思います。ああいう形でやられたことを。しかし、まだ約束する分が七十億ですか、残っておりますね。それを、新聞の報道によると、これは七十億円の無償協力は取りやめるといふうに報道されておりますが、これは事実ですか。

○國務大臣 宮澤亨一君）三月の末に年度末が参りましたので、そのような閣議決定をいたしておりましたが、別段後悔をいたしておるわけではございません。私どもの基本的な態度は、一貫して、戦局の進展によりまして、そのいづれかにいやくも軍事活動の増強になるような種類の援助はしばらく見合わせておこう、こういう考え方が基本的にございます。もとより、そういう事態でなく、いわゆる経済再建、民生安定というような状況で

ございましたら、先方が望まれる援助の態様に従つて援助をいたしたいと考えておりましたし、いまも考えておりますけれども、そういう状況にはどうもなさそうであるし、また、仮に先方からそのような要望があつたといつたとしても、そういうことが効果的に実施し得る客観的な情勢にはないであらうという判断は、これは私どももいたさなければならぬ。客観的にそういう状況にはないといふことは、事実のように考えられます。したがって、私どもとして当分なし得ることは、やはり人道的な難民救済といつたようなことに援助の重点を置いてまいるべきであらう。

う、かように考えておるわけでございます。

○田英夫君　いまの質問に答えておられないんですが、反省をしておられないとすれば、まことにベトナム情勢に対する判断がいまだに改まっていない、これからのアジアに対する外交政策の基本もおそらくそういう形で改まらないだろうと、私はこの機会に危惧の念を表明をしておきます。そして、これは変な言い方ですけれども、かねてから私どもが御注意を申し上げてきた方向にベトナムの情勢が行ったということをむしろ反省をしていただきたい。ベトナムの今日の事態というのは、私どもがかねてから指摘をし、皆さんに、政府側に警告をしてきたことです。

で、質問に答えておられないんですが、この七十億田という協力は、すでに予算化されているわけですが、そうすると、これは宙に浮くことになりますね。どうなりますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 御指摘の七十億円につきましては、昭和四十九年度予算に計上されております。しかし、先ほど申し上げましたような理由によりまして、この有効な執行、有効にこれをとりますことが、援助の本旨にかんがみまして、現状ではできない状況にあるように考えられます。しかも、先ほど申し上げましたような理由から、できるだけ当面の援助は難民救済ということに重点を志向したい、こういうふうに考えております。

○田英夫君 最後の一つだけ。

これも毎回伺って、すでに何年かになるんですけども、二年前の予算委員会で伺ったのが最初かと思いますが、臨時革命政府の支配地域こそ最も悲惨な戦禍を受けているんで、ここに対する救援、経済協力をどうするんだということを毎回申し上げているわけです。これに対してIOGを通じてというような御答弁がありました。しかし、これは計画を伺うと、三億円とか六億円とかいうきわめて金額の少ないものを、しかもこれは国際赤十字のベトナム救援という形ですから、ベトナム全体に行くということで、グエン・バン・



チュウ政権側にも一部は行くことを予想しなければならぬ。そうすると、日本政府としては臨時革命政府を承認するしないという問題を一応抜きにしても、この地域に對しての援助ということはお考へになつていないように考へざるを得ないし、前回の委員会では、ダナンに船を横づけにして物資を運び込むというようなことが技術的にむずかしいというようなお話がありました。技術的にむずかしいなら、いま崩壊寸前のグエン・バン・チュウ政権側に援助することの方がよほど、どこへ行つてしまふかわからないわけですから、貴重な国民の税金を使った援助がどこに行くだ道いになるおそれが多い。この点、北ベトナム側を通じてやるとか、あるいは中国なりハノイなりで臨時革命政府側と接することは可能なんですから、そういうことをお考へになつていないかどうか、現時点で改めて伺います。

○政府委員(高島益郎君) いわゆるPRG占領地域に對する援助につきましては、わが方がいままでやつてきました援助の態様は、田先生御指摘のとおり、I O Gを通じての援助だけでございます。この理由は、要するに南越におきましてのわが方の承認している政府、つまりサイゴン政府との關係から言ひましても、いわゆるPRGとは直接公式的關係がございせんので、わが方とそのPRG占領地域との間において援助を実際に有効に実施するということはどうも考へられまへんので、まさにI O Gを通じての國際的な救援以外に手段方法はないということで、従来からPRG占領地域に對しましては、もっぱらI O Gを通じての援助のみにとどまつていたということがいままでの現状でございます。

これらの問題につきまして、南越の事態がどうなるかということについては、いま断定し得ない段階でございまして、わが方といたしましては、これからもその見通しがつくまでは、やはりI O Gを通じての、あるいは國際連合を通じての救援活動、特に難民に對する緊急援助ということ以外

にはできないというのが現状でございます。したがひまして、情勢いかにともなひますけれども、いまの段階でもつていゝゆるPRG占領地域に對しまして直接的に日本が援助するということは考へておりません。

○田英夫君 最後に一言だけ申し上げますが、これはきょう時間があつたら伺ひだかつたことですが、インドシナの新しい情勢というものは、ただ戦争が勝つた負けたという問題じゃなくて、アメリカのあつたアジア政策、侵略政策というものが失敗をして、アジアの民族自決ということの勝利という形で世界が大きく変わつてつあるということの端の端なあらわれだと思ひます。そういう中で、アメリカもいま困惑をしておられると思ひます。これはもうむしろ外務大臣が訪米されてよく御存じだと思ひます。そういう中で、アジアの中の日本が一体どうするかということ、ずいぶんこれもここで議論をしてきたところでありまして、先ほど私、激しい言葉で申し上げましたが、にもかかわらず、いまの皆さんの御答弁を伺つてみると、全く反省と言ひますか、私はあえて反省と申し上げたいんですが、新しい情勢に對する対応の姿勢もない、これは重大なことだと思ひますので、この点も改めてまた議論をすることにいたしまして、質問は終わります。

○桑野章君 カンボジアの情勢が変わつてきたということに關連して、再確認をする意味と、それからその後の消息と言ひますか、そういうことに關連して、カンボジア地域でもつて、新聞記者が圧倒的に多いわけですが、行方不明になつた人たちの状況、これは時間がありまへんから簡単に。私もある程度調べたわけですが、いままで外務省も、一九七三年に、当時の外務大臣も、積極的な努力をするという外務委員会の、衆議院ですけれども、答弁があるわけですね。しかし、その後政治ベースではあまり問題になつていない、なかなかまた問題にする余地もなかつたと思ひますけれども、まあいゝゆるシアヌーク殿下との接觸なり、あるいは外務省自体じゃなくて、ジャー

ナリスト側のそれぞれの責任の立場で接觸があつたり、あるいはまたハノイとの、これは直接じゃない問題ですけれども、ハノイとの接觸の中でこの問題を取り上げたといったような外務省の努力もあるわけですね。しかし、こういうふうな情勢が変わつてきたから、改めてこの問題を用意、準備をして、積極的な協力をするといったような、前の外務大臣の答弁の趣旨の延長線上に外務省がこれからやはりいろいろやつてもらふなければならぬと思ひますけれども、行方不明になつた人たちの概況をちよつと簡単に説明してもらへませんか。

○政府委員(高島益郎君) これまでカンボジアで行方不明になりました邦人は全部で十名でございまして、そのうち九名が報道關係者、残りの一名は現在の日本人經營の農場の従業員でございまして、大部分は一九七〇年に行方不明になりました。二名だけが七三年に行方不明になつております。これらの邦人の行方不明につきましては、従来から國際赤十字委員會に協力を依頼するとともに、北越あるいは南越解放戦線及び第三者を紹介しまして、カンボジア民族連合政府に對しても、またあらゆる直接間接のルートを通じて、安否の確認、釈放につきまして鋭意努力を行つてきておりますけれども、現在までのところ、これら行方不明邦人の消息につきましては、依然として不明でございまして、ただこのうち一名、中島照男という大森研究所の記者でございまして、この方は死亡の推定が確認されております。そういう状況でございまして、全体といたしまして、われわれの手だてを講じておりますけれども、結果としては、行方は依然としてはっきりしません。そういうのが現状でございまして。

○桑野章君 七二年の十二月に赤十字の國際委員會が名簿の発表をしております。まあいまカンボジアの、一応これから安定していくんだらうと思ひますけれども、外交關係なんかがついてくるかというふうなことも關連しますが、だんだん外務省のアクションがしやすくなつてくるだらうと思ひます。直接でなくても、間接の手だてというものは、これは政治外交の問題というより人道的な問題ですから、やればやれるという問題だと思ひます。それで、赤十字の國際委員會が名簿を発表したのが、七二年ですけれども、その後はまあほとんどタツチがないんですけれども、こういう問題とか、それから、さすがにやっぱり、國際的な問題といつてもジャーナリストの問題ですから、クメール・ルージュもこの消息については記者会見をしていることがあります。七三年ですけれども、そういうことで、人道上的問題でもあつて、またその日本人は、ほとんど家族が日本におられるわけですね。そういうことで、いろいろな方法があつてと思ひますけれども、そこをひとつ積極的に考へて、本当は現場へ調査団が行けば、これは部落民やなんかに聞いたりして、かなりわかつてしまふという現場へ行つた人たちの意見もあるんです。そこですぐに出せるかどうか、また問題でしようけれども、どうかひとつ直接でなくとも、間接の方法でも、もう少し積極的な調査の手だてを講ずるような方向に配慮してもらいたいということが最後の私の要望なんですけれども、それに対して外務省どうですか。

○政府委員(高島益郎君) 先ほど御答弁しましたとおり、従来から直接間接の手段を講じまして、行方不明のこれら邦人についても消息を調査いたしておりますが、今後も新しい情勢に對應いたしまして、より積極的にそういう調査をしてまいりたいと思つております。

○桑野章君 調査を具体的にどういうふうにするかという問題、むずかしいけれども、何かこう具体的にやらなくともなかなかわかつてこないと思ひます。そういう具体化の問題を、抽象的な努力ということじゃなく、具体的なやつぱり努力を今後していただきたい、こう思ひます。

それから一つだけ最後に、さっきの沖繩の問題なんですけれども、沖繩の問題というのは、私はいろいろ聞いておつて感じたことは、これは最初

米兵がぐれん隊みたいなのをやったと、結局これは警察の姿勢の問題で、大体外交問題なんかじゃないんだ。これをやっぱ、もっとぐれん隊を取り締まるような同じペースでやりやいんだ。そういう点について、結局身柄が向こうに行つた場合には談判交渉の問題なんです。そういう談判交渉をもつと中央もバックアップするとか、沖縄県警だけにまかせないで、大体外務大臣なんか答弁する問題じゃないよ、こんなの。そういう点でびしとやる。これは技術的に、大体捜査の目的を達すればどうのこうのと言うけれども、技術の前に姿勢があるんだよ、政治でも行政でも。技術というものは姿勢を前にして成り立つものなんだよ。姿勢が私にはまずいと思うんだ。これは警察庁が、きょうは上の者が来てないけれども、よく中で相談して、こういうような問題が、沖縄にだんだん犯罪がふえているというの、一罰百戒的なびしとした態度がないとそういうことになるんだから、これはやっぱり沖縄には何となく、県民に対して警察側も米兵側も多少の甘えがあると思うんですよ、特殊な情勢の中で。そんな甘えの中に浸つてちゃいけないんで、私は日米関係なんというものはこういうものをびしと、びしとやっていくことで、むしろかえってよくなるんで、下手な姿勢で、ゆるふんな姿勢でいくとかえって日米関係を損なうんです。そういう意味において、これはもう外交問題じゃないんだということですよ、やってくさいよ。

○黒柳明君 まず、先ほどの非核三原則のなし崩し論、これについて質問しますけれども、外務大臣はもし、可能性としては条約的に、協定上はイエスもノーもあり得ると、相談はかけられる可能性はあると、しかし、総理が高度の政治判断からノーと言ふことは間違いないと、私はそれに従うと、こういうことだったですね、先ほどの話をとめますと。すると結局、そうすると外務大臣のお考えも……、それからもう一つありましたな、日本に対するアメリカの理解度、これからいうと、まずそういう事前協議を申し込む可能性もないん

ではなからうか、こういう前提、こうですわ。よろしいですね。もう一回確認します、その点。

○国務大臣(宮澤喜一君) 問題の理解の背景として、そのような趣旨のことをお話ししました。

○黒柳明君 ないだろうと。そうなりますと、結論としてはイエスはなくてノーだけと、こういうことになるんじゃないですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、先ほど申し上げましたことを繰り返すことにならうかと存じますけれども、少なくとも安保条約第六条に基づきます交換公文というものは現に存在をしておるものでございまして、これを否定するというようなことは私としては考えておりません。

○黒柳明君 結構。否定はしない、現にある。だから論理上そういう事前協議の可能性はあると、これに対しての答えについてイエスがあるのか、ノーがあるのかということに話はいくわけですね。あくまでもアメリカが日本を理解している、ですからそういうことはなからうと、核の持ち込みなんという事前協議の申し入れはなからう。だけれども、現実的には協定上はその事前協議制度あるんだから可能性としてはあるだろう。ただし、総理が高度の政治的判断から、その残されている可能性があったとしても、申し入れがあったとしても、ノーと言ふ、それについて外務大臣は従うんだ、こうおっしゃった、いいですね、これも。そうすれば結論としてはイエスはないんだと、ノーしかないんだと、こういうことが結論じゃないですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私の言葉で申し上げますと、もう少しいろいろ御説明申し上げたい点がございまして、先ほどの質疑応答をお聞きの上で、黒柳委員がそのような御判断であれば、私として別段それに対して申し上げることはございません。

○黒柳明君 おかしいな、私が御判断したって、私外務大臣じゃないんだから、いま現在はいま。もう一回繰り返しましよ、これは重要問題だから。アメリカは日本を理解している、核を持ち込むなんというのは大変なことだ。いままで核に対する持ち込みの疑惑はあったわけですから、現実にはここにあったと、この事実認識はなかったにせよ、現に大統領の訪日についてもその問題、大統領自身、身を感じているわけですからね、核に対する感情というものは、これは十二分に理解してんだ、国民感情、いいですね。だからそれに基づいて事前協議で核を持ち込むという相談はなからうと外務大臣は判断している、これもいいですね。ただし、協定上、条約上は窓口は閉ざされてない、あるんだから、これに対してはノーとは言えないと、外務大臣の立場としては、だけれども、もしあった場合だって、総理は高度の政治姿勢でノーと言つて、あたりまえだ、外務大臣はこれに従う、そうならば、もうノーということしかないんじゃないですか。それを私に判断しろなんてそんなことできません。外務大臣が、御自分でいまおっしゃったことをまとめて、それに基づいて外務大臣の答弁を要求しているんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) そのような御理解で結構だと思ひます。

○黒柳明君 何だ、そのような御理解で結構だと言ふなら、早くきのうの衆議院の外務委員会ですら、その結論出さないうち、いまの社会党の先生のとときに、その結論出さないうち、早く。それじゃ、結論としては、事前協議についてイエスは、ノーだけだ、こういうことじゃないですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) もう一遍私が全部考えておりますことを申し上げますと、大変に長くなります。

○黒柳明君 いや、重複したことは必要ないですよ、長くなつちや困つちやう、時間がないんだから。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほどからの私の申し上げておりますことをよくお聞き取り願つておりましたので……。

○黒柳明君 おりましたよ。

○国務大臣(宮澤喜一君) 黒柳委員におかれましては……。その結果、ただいまのような御結論で

あるということについては別段異存を申し上げません。

○黒柳明君 もう一回聞きますよ。私は何も結論出したわけじゃない。外務大臣がおっしゃったその発言の中を、こう私なりにアレンジしましてね、正確なアレンジです。私の演出は一つもありません。それに対して、それならば従来どおりのノーということしか結論は出ないじゃないかと、異存がないということとは、私のまとめたことに異存がないんじゃない、外務大臣がおっしゃったことを反復しただけですから、それを異存がないということとは、事前協議制度についてはノーしかないので、従来どおり変りないんだと、こういうことであると、異存がないんじゃないかと、そうだと、こう言つてくださ。異存がないと言ふと、何か私がおつかふせて、それが、いや仕方ない、やつはうるさいからこの場だけだと、こういうことじゃこれ困りますからね。そうじゃないとは思ひますけれども、どうなんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) いや決してそのような失礼な意味ではなく、結構でございます。

○黒柳明君 結構でございます、あたりまえだ。あ、これは。あたりまえなことが相当遠回りしました。結構。そのとおり、そうすると、その後の質問がこれになつちやうわけですね。いいですよ、もう時間なんか何も、簡潔にした方がいいんですから。

それから、カンボジアの問題お聞きしますけど、これは条約局長になるんですか。外交のいままでの通例、こちらから承認した場合に相手国からの反応、これはどういふことがいままで通例になつていましたか。時間的な意味とか、向こうからのアクションですけれどもね。

○政府委員(松永信雄君) 一般論として申し上げますと、ある国がございまして、その政府が、政権が交代する。その交代するあり方として、は、いわば合法的な手段、手続によつて交代する場合と、クーデターでありますとか、革命でありますとか、そういう通常の憲法その他の国内法上

合法的な手続と目されないような仕組みで交代する場合等がございます。通常は、新しく承認するかしないかというところが問題になりますのは、その後の場合であらうかと思ひます。わが国との外交関係をその前において持つておりました場合において、新しくできました政府なり政権を承認するかどうかというところは、通常はわが国の大使館がそこにあるわけでございます。あつて、そういう状況、政治的な状況が出てまいりますので、その政権ないし政府と何らかの外交上の行為、たとえば口上書のやり取りがありまるとか、外交上の話し合いをするとかということによってその政府を承認したという、いわば事実上の承認、国際法上は黙示の承認と言われておりますけれども、そういう手続に従つて承認しておりますのが従来の通常の例でございます。今度のカンボジアの場合におきましては、たまたまその状況が出てまいりましたときにわが方の大使館は閉鎖されておりました、館員も大使も含めまして全員カンボジアにはいなかったという状況でございます。したがつて、そういうような手続、行為をとる場がなかったということでございます。そこで、政府といたしましては、十九日の閣議の議を経まして、政府としての承認の意思を決定したということ、その後、決定いたしました承認の意思を北京のわが大使館を通じて先方の代表に口上書の形をもって通報せよということでございます。この承認の効果というのは、日本政府が承認の意思を決定したということによって生ずるわけでございまして、これはいわば一方的な行為でございます。

○黒柳明君 だから通例、そういう外交関係がなかったところにおいて、こちらが一方的にこちらの意思を相手政府に通告した場合に、通例向こうからの対するアクション、これはどういふものが考えられるのかと、こういうことなんですよ。要するに、いつごろカンボジアからアクションが来る可能性があるのか、国際通例上。

○政府委員(松永信雄君) 国際法上の承認という観点から見ますと、日本政府が承認の意思を決定したということでもつてそのこと事態は終わるわけでございまして、向こうからそれに対して正常化の意思がなければ、大使の交換もできないじゃないですか。いままでも各国、世界でもそういう例があつた場合にですね、日本でなかったら、通例どういふアクションが来るもんですか、国際的に。

○政府委員(松永信雄君) 先ほど申しました口上書をもつて向こうに承認の意思を通報したということは、いわば承認の必須の要件ではないわけでございます。これはあつてもなくてもよかつたことだと思ひます。いま御質問がありましたその大使の交換云々、これはいわば外交関係を新しく開設する、設定するという問題だろつと思ひます。承認の問題と外交関係の設定ということとは別個の問題であらうと思ひますので、外交関係の開設、大使の交換ということとは、承認の問題とは関係ございません。

○黒柳明君 それじゃその後、相手国から何か意思表示がありましたか。

○政府委員(松永信雄君) それについては現在まで先方より何の意思表示もないと承知しております。

○黒柳明君 それに対してこちらは何か、北京の大使館を通じてなり、アプローチ何かを考へてゐるんですか。

○政府委員(松永信雄君) まあ事実関係については私のほうからお答えすべき問題じゃないかもしれませんけれども、それはやはりいろいろなところからの状況の推移を見て、どういふことを考へるかというところであらうかと思ひます。

○政府委員(高島益郎君) 新しい政府との外交関係設定につきまして、いま真剣にいろいろ検討いたしております。ただ、現在の段階でどういふ方法を講ずるかということにつきましては、まだ成案を得ておりません。

○黒柳明君 そうすると、こちらから十九日に一

方的に承認した以降については、まだ考え中であつて、全くそれについてはアプローチしてない、フォローしてない、こういうことですね。

これはやっぱりあれですか、ルートとしては北京の大使館を通じてやるといふことがまず考えられる第一ですか。

○政府委員(高島益郎君) その方法につきましては、いま検討中でございますので、ここで御披露をいたすわけにまだまいりませんが、いずれにいたしましても、外交関係をつくるということについては、先ほどの承認と違ひまして、先方の新しい政府との間に何らかの合意がなければできないわけでございます。そういう関係で、どういふふうにして、どういふルートで合意を取りつけるかということについて真剣に検討しておるといふことでございまして。

○黒柳明君 シアアークさんがどういふ地位になるか、御自分では元首とか何とかおっしゃつたといふようなことは報道では伝えられております。まあ事実関係は、外務大臣おっしゃつたように定かではないと思ひます。しかしどうなれ、いろいろなパイプといふもの、これは日本だつて閉鎖的な国じゃないですから、いろいろなことがあるかと思ふんですけれども、考慮中といふことは、やっぱり速やかにそういうものをつくつて、それで何らかの外交関係をつくると、こういう意思がある、これは間違ひないわけですね。

○政府委員(高島益郎君) 新政府を承認した以上、わが方としては一日も早く外交関係をつくりたいといふ強い意思を持っております。

○黒柳明君 これは、この前発言がありましたから、これはもう報道で、客観情勢は全くわかりませんけれども、一カ月後じゃなければ帰らないとか、数年間は外交関係はできないだらうとかといふたのがあつて、この事実関係は定かではないにせよ、やはり気になる発言には違ひないわけですから、そういうことを踏まえて、これはわが国がただ考慮する、あるいは一日も早く、こういうことではなくて、具体的にやはりルート

を通じて速やかなアプローチをしなければいけないんじゃないかと思ひますが、局長、中国へも行って帰つた後で、し、覇権問題だけのことでないと思ひます。当然当事者がそこにいたわけですから、そういう面でも、すでに何らかの接触はもうしてきていたんですか。

○政府委員(高島益郎君) 私が中国にいた間に行いましたのは、その承認の口上書を通報しただけでございまして、それ以外のことはいたしておりません。

○黒柳明君 外務大臣、先ほどの日中平和友好条約のことですけれども、日本も中国側もこれは早期締結と原則論、これがお互いにどの線でもう妥協できるか、話し合いが決着つか、これについて間違ひないですか。局長も帰つてきたばかりですから、両国とも早期締結、これを熱心に願つてゐる。あるいは原則論は絶対に曲げない。私たちも、報道で伝えられている限りにおいては間違ひなからうという判断はするんですけれども、だけども最近、紀副総理あるいは郵副総理がいろいろ話してゐますね。それを見ますと、必ずしもそうじゃないような発言もしているわけですね。ですから局長、もう中国側は完全に早期締結ということについては完全にもう外務大臣がおっしゃつたとおり日本側も早期締結、原則論は譲らない、中国側も早期締結、原則論は譲らない、こういう感覚ですか。早期締結についてはどうですか、あるいは早期締結じゃないという話も伝わつてゐますね、必ずしもそうじゃなからうと、中国側の話です、どうですか、その点。

○政府委員(高島益郎君) 日本も中国も、ともに一日も早くこの条約を締結したいといふことは当然でございます。そのためにこそ昨年の暮れ以来日中間で話し合いが続けてきてゐるわけでございまして。問題は、いま申しましたその原則の問題、ある条項に関する原則の問題についての取り扱いでございます。やはりこの点について非常に

たい態度を中国側も示しておりますし、また、わ

が方もこれに対する反対の意味でかたい立場を維持してきております。こういうことでございますので、この点についての解決が図られない限り、早期締結の希望はともかくといたしまして、その早期締結に至る過程が非常に簡単ではないというふうにも感じておりました。早期締結の意思そのものは疑う余地は私はないと思っております。

○黒柳明君 結局、早期締結非常にむずかしいという結論。

それともう一つ、どうなんですか、共同声明にもう覇権条項は盛り込まれていないんですし、ここがたがたするならば、むしろ、何も日中平和友好条約を結ばなかったっていまの正常化が後退するわけじゃないし、まして友好関係はますます拡大する方向にあることは間違いないと、こういう感触も向こうの政府にはないですか、どうでしょう。

○政府委員(高島益郎君) あまり詳しく申し上げるわけにまいりませんが、いざにいたしまして原則の問題についての立場が中心でございまして、それをどう解決するかによって交渉が早くまとまるかどうかということになろうかと思っております。この点は中国側もそうでございますし、また、わが方も同じような立場でございますので、見通しを、そういう現状から遠のいたというふうにし上げるのは私は余り適当でないのではないかと、いふふうに思います。やはりこの段階で、つまりあしたから北京では条文交渉が始まるわけでございますし、実は正式な交渉そのものが初めて始まるということでございますので、いまの段階でその見通しを述べるとは、この妥結のためにあらゆる知恵をしぼって交渉を促進するという以外に申し上げることは適当でないというふうに私は思っております。

○黒柳明君 その知恵というのは、具体的にはどういう知恵があるんですか。先ほどもちよっと聞かれて返答がなかったんです。覇権という言葉を変えろとか、あるいは前文に入れるとか、本文に入れるとか、あるいは両国間の問題にするとか、そ

ういうことも含めてだと思ふんですけれども、具体的にはやはり日本としても何らかの知恵がすでにあるんじゃないですか。

それと、もう一回繰り返しますけれども、早期、これは両国意思はかたいと、あしたから中国で始まる、これも事実関係です。しかしながら原則は曲げないと、そうならば早期はむずかしいなつたと、これはもう言えるんじゃないですか。

○政府委員(高島益郎君) 繰り返すになります。が、いまの段階で早期妥結がむずかしいという結論を出すのは私はまだ早いと思います。

○黒柳明君 前のこと。あなたばくが言うのと半分かきや答えないので。いま二つ質問している。

○政府委員(高島益郎君) 知恵をしぼるといふ言葉は、これは日本語の表現でございまして、その知恵がどういふものと、ここに出せとおっしゃられても、私の方としてはそういうわけにはまいりませんで、あらゆる交渉妥結のための可能性を探究するというのが私たちの職務でございまして、これは知恵は常にしぼり出しておるわけでございまして。その点はひとつぜひ御了解いただきたいと思ひます。

○黒柳明君 いや私がいま言ったようなことも知恵の中に入っているわけですか。

○政府委員(高島益郎君) 私たちも、それこそいろいろな可能性を研究するという意味では、皆様方がお考えになるようなこともその一部にはあるかとも存じますけれども、ここでいざにいたしても具体的にどういふ構想をいま抱けるかということとは、まだまだ結論も出ておりませんし、これから交渉を正式に始めるわけでございまして、先方の出方も見た上でだんだんと詰めていきたいと思ひます。

○黒柳明君 これ常識的にはそうだと思いますよ。だけれども、やはり客観的に国会の場に立つての発言となりますと、核防にたつて、平和友好条約にしたつて、本国会、本国会と言ひながら、本国会は連休明けでもう幾ばくもないわけですから、やはり早期と言つたつて、いまの段階、

いまの段階で、いまさらのことじゃないわけですが、この話は、もうずっと前からの話なんです。それでいまやと緒についたかつかないかということ、だからいまの段階で、こういうことにな

るんですけれども、国会での議論というのはいまさらのことじゃないんです。これは政府の方のい

らん知恵のしぼり方が遅かつたかというふうなことで、あるいは姿勢というものが政府・与党の中

でがたがたしててというふうなことであつて、私たちにすれば何もいまさらここで論じて、それ

でいまここで、まだまだあしたから始まるんだからというふうなことはないんです。局長、そ

れはおわかりでしょう。もうあと国会だつて五月二十五日まで幾ばくもないじゃないですか。連

休明けで、どうなんですか。そこでもういまの

ころで早期と言つたつて遅いぐらいですよ、いま

は。本国会で批准を求めるならば、どうですか。

○政府委員(高島益郎君) 私ども、もちろんこの

国会の会期が五月の末に終わるということとはよく

承知しております。そういうことを頭に描きなが

ら交渉の促進を図つてまいりたいと考えております。

○黒柳明君 そうすると外務大臣、いま早期とい

う姿勢は絶対崩さない、当然そうだと思いますよ。

ですけれども、もうここまでやはりきたというこ

とについては、それは日本側の責任ばかりじゃな

いと思ひます。当然いろんなことが、両国間の問

題ですから、相手があることですから。しかし、

もう会期だつて幾ばくもないわけですし、延長は

もう考へてないという発言もあつたわけですし、

ですからその点、いまの段階において早期という

ことを崩すのは、まだ早いというよりも遅いぐら

いじゃないですか。早期実現ということは、ちよつ

ともう早期という言葉は遅いんじゃないですか。

いまから始まつて、なるだけ早くということなら

考へられると思うんです。ですけれども、本国会

会というのはいまもう終盤なんです。もう間もなく終

わるわけですよ。そういうことを踏まえると、こ

れはもう早期なんというものでなくて、遅れも

遅れもいいところじゃないですか、いま現在。そ

れで、まだ原則論で折り合わない。話は始めたつ

てこれは非常にむずかしいですよ。

○国務大臣(宮澤喜一君) なかなかむずかしいと

いうことはよく心得ておりますけれども、しかし、

これからが実務努力を最も必要とする段階であり

まして、早期と申し上げますのは、確かにいまか

ら始めて早期であらうと——そうでございます。

しかし、このいまは、きょう始まつたわけではな

くて、過去の蓄積の上にあるいまでございまして

から、その点はそういうものとして御理解をいた

きたいと思ひます。

それから、早期にできても会期云々というお話

もございましてけれども、私どもも政府としては、

最善の努力を尽くしまして幸いにして妥結をいた

しますならば、国会で御審議を仰ぎたいと存じて

おりますが、それについて国会がどのように御決

定をなさいますか、この点は私どもが申しますこ

とは出過ぎたことでございまして、私どもとし

ては最善を尽くしたいと思つております。

○黒柳明君 もうこれは外務大臣、やつぱり陣頭

指揮で、出先に任せないでやる必要があるんじや

ないですか。そうすると、やつぱり向こうに行か

れる必要も当然出てくるんじゃないですか。いか

がでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) この問題につきまして

は、とりあえず、東郷外務次官と陳楚駐日大使の

間で、高島局長の訪中の結果を踏まえまして交渉

をするということでありまして、今日からその

交渉を始めたと思つております。その結果、話

が煮詰まつてくる可能性が見えたら、その段

階では何らかの政治的な決断をしなければならな

いであらう、こんなふうにはいたしません。いま

思つておられます。

○黒柳明君 それも結局二十五日までの一カ月で

すから、それが煮詰まるのも相当、これこそ早期

じゃなきゃだめなわけですね、外務大臣が動かれ

るもの。そうすると、煮詰まることを前提ですから、その煮詰めるのはその前でなきゃならない、こういうことですね。余裕ありませんね。ひとつがんばってくださいよ。以上。

○立木洋君 私、この間、予算委員会、アメリカの核兵器の持ち込み、通過に関するきわめて濃厚な可能性があるんじゃないかという問題で、沖縄に駐留する三四五戦術空輸中隊の問題について質問をいたしました。この戦術空輸中隊が常規の「作戦任務行動要綱」というものに基づいて、常に核兵器の輸送任務を受け持っている。同時にまた、この中隊には核兵器を直接扱う将校並びに下士官がいるというリスト、さらにはフライトプランを示しまして、そのフライトプランの中にはクラシファイドミッション、つまり秘密任務が明記されている。その秘密任務に関しては、アメリカの「太平洋空軍教範五五—一三〇」、この「C130搭乗員作戦行動要綱」によると、核輸送の任務を含むという問題を提起して質問をいたしましたわけですが、それをお調べになった結果がどうであったか、回答をいただきたいと思っております。

○政府委員(山崎敏夫君) 立木委員から御提示のありました文書は、われわれとしてもしきりに研究いたしました。また、必要に応じてアメリカ側にも照会いたしましたので、その点を取りまとめて御回答申し上げます。

まず、一九七四年八月十二日付の「第三七四戦術空輸航空団現地作戦行動要綱」という文書によりまして、核兵器輸送は、西太平洋方面の輸送を担当しております第三七四戦術空輸航空団のあり得べき任務の一つであるというところは認められます。しかしながら、この点につきましてアメリカ側の説明を求めましたところ、先方の説明によりまして、このような任務を遂行する能力があるというところは、日本の領域内においてこういう任務が現実に行われていることを意味するものではないということ、また、アメリカ空軍の搭乗員及びその部隊は世界のあらゆる地域で勤務する可能性を有している、あり得べきすべての任務につ

き常に熟練していなければならないというふうな説明を得ております。したがって、この文書に核兵器輸送の任務についての記述があるからといって、わが国に核兵器が持ち込まれていると見るのは当たらないと考える次第でございます。

次に、一九七四年五月七日付のヘニングソン中佐発出の文書につきましてアメリカ側に照会いたしましたところ、アメリカ側の回答は次のとおりでございます。

まず第一に、立木委員より御提示のありました文書は、第三四五戦術空輸中隊所属の七名の要員に対して、新たにスペシャルウエポン関係の追加的な任務が課されたことを示しておりますが、スペシャルウエポンというのは保安上等の理由で特別の取り扱いを要すべき兵器を指すものである。第二に、アメリカ空軍の搭乗員及び部隊は、世界のあらゆる地域で勤務する可能性を有しているの

で、あり得べきすべての任務につき常に熟練していなければならないことになっている。したがって、ここに言うスペシャルウエポンは常に核兵器であるという指摘は当たらないと考える、こういうことであります。

次に、嘉手納基地内の「飛行計画書」、フライトプランによりまして、C130輸送機が昨年十月二十四日と本年の一月三日にクラシファイドミッションのため飛び立っておりますが、このクラシファイドミッションとは核兵器輸送を意味しているのではないかと御指摘がございましたが、アメリカ側の指摘によりまして、「クラシファイド」という用語は、目的、装備品、あるいは軍要員等、飛行のあらゆる面についても用いられるものでありまして、「クラシファイド」という用語があるからといって、それが直接核兵器とは関係がないというふうな回答でございます。

なお、関連質問で上田委員から、一九七二年二月十八日付「第三二三航空師団・嘉手納基地作戦行動計画五八二」には、ハイジャック対策についての記述がありまして、その中には、「核兵器を積んでいる場合」という対策も含まれております。

これにつきましては、軍事空輸軍MAC所属の輸送機によって核兵器が嘉手納基地を中継として輸送されていることを示しているのではないかと、御質問がございました。この点に関してもアメリカ側に問い合わせましたところ、米側の回答は次のとおりでございます。

この文書に、MAC所属航空機の指揮官が、核兵器が積載されている場合を含めハイジャック対策等についてフリーフィングを受けることになっていることが記されていることは事実でございます。この記述は、離発着しますMACの飛行機に給油、補給、整備等の支援を行うことを任務としております嘉手納基地所在の第六〇三軍事空輸支援中隊に対してMAC所属航空機指揮官がかかるフリーフィングを受けていることを明らかにするために作成されたものにすぎないものである。また、広範囲を飛行するMACの所属航空機がハイ

ジャックされて嘉手納基地に途中給油等のため強制着陸せざるを得ないこともないとは言えないので、こういう場合を想定して本件のような情報第六〇三軍事空輸支援中隊に送付されているものである。

以上のような回答を得た次第でございます。

○立木洋君 核兵器の輸送を任務とする中隊が存在しているという事実をアメリカ軍が認めたわけですが、実際はやっているとされるわけですが、これも、さらには、特殊将校という言葉が使われていますが、アメリカの参謀本部の資料によっても、この特殊という言葉は通常核というふうに読むことが正しいという資料もありますし、事実上行われておるフライトプランの内容でも、秘密任務の内容としては核兵器の輸送ということも当然想定されるわけですが、こういう任務を持った、きわめて核の輸送を行う可能性がある、そういう中隊をこのまま駐留させておくという点については、政府としてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(山崎敏夫君) いま御説明申し上げましたように、この空輸航空団の関係の部隊が沖縄におることは事実でございますが、そういう部隊

があるからといって、核兵器が沖縄に現実に置かれるということには直ちに結びつかない。また、スペシャルウエポンというのは直ちに核兵器を意味するものではない。また、いろんなフリーフィングを受けているということが、直ちに核兵器を積んでいることを意味するものではないとわれわれは考える次第でございます。結局沖縄に核兵器が置かれているかどうかという問題は、日米の信頼関係に基づいた事前協議の有無によって考えられるべきものだと思います。

○立木洋君 大臣にお尋ねしたいわけですが、仮に百歩譲って核兵器が入っていないとしても、核兵器を持ち込むときの必要な装備、あるいは核兵器を持ち込まれるときの必要な体制、そういうものが沖縄に存在してもそれは構わないという立場なのかどうか。入らないと仮にしても、いつでも持ち込めるように装備を整えておくというふうなことは認められるのかどうか。

○政府委員(山崎敏夫君) 先ほどから申し上げておりますように、米空軍は世界に展開しておりまして、核兵器の取り扱いに関してそれぞれの要員が習熟している必要があるということは認めなければならぬと存じます。また、そういうふうな能力を備えていることがある意味でわが国に対する核の防衛、核抑止力になっていくということも事実でございます。したがって、そういう訓練が行われているということ、また、そういう体制がとられておること、それから核兵器が現実にはわが国の領土内に置かれているということは別でございます。われわれはその核兵器の持ち込みというものはあくまで事前協議の有無によって律せられるべきものであると考える次第でございます。そういう訓練とか体制とかあるいは関連の部隊があるとか、その部隊がその部隊支援のための資材を備えておること、これは、核兵器の持ち込みとは関連のない事項だと思

います。

○立木洋君 まあ関連がないと言われましたけれども、これは先ほどの外相の答弁といろいろ関連

してくるわけですが、つまり、いつでも持ち込める体制を日本に整えておくということは、先ほど言われた問題と関連してきわめて私は重大だと思ふのです。最終的には三木総理の高度の政治判断に私も従うという外相のお話で、まあ核兵器を持ち込まれる場合の事前協議に関してイエスということもノーということも、それは制度上、法律上という注釈はつけられましたが、そういうことがあり得るとまあ解釈されるという、解釈を述べられたと思うのですが、これは私は非常にやほり重大な問題だと、先ほど来多くの委員の方から指摘がありましたけれども、重大な問題であつて、こういうことについてはいままで解釈の問題としても大臣は公式の場で述べられたことがない、アメリカからお帰りになつて述べられたということですから、アメリカに行かれて、この問題に関しては、核持ち込み、核通過の問題に関して何らかの話し合いがなされたのかどうか、いかがでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) 全然そのような話し合いはなされておりません。私の申し上げますことは、安保条約第六条の実施に関する交換公文は公になつておりますのでございまして、恐らくどなたがごらんになりましたもこの交換公文の解釈というものは私の申し上げたことに間違いはないと以前から存じております。

○立木洋君 どうも私にはそのように思われたいわけですが、前回、当委員会でも羽生委員が質問なさつて、事前協議の対象の問題に関しては、もう非常に長くなつたと、期間がですね。その決められた話がずっと大分古くなつた。さらに、今日の国民の感情から考へて核通過の問題についてもいろいろの疑念が出されておるから、まあアメリカの首脳陣と会つたときに話し合いをしてみたいというふうな気持があるというお話が当委員会でもあつたわけですし、今回向こうに行かれて、引き続き安保を堅持する、また、それを忠実に履行するということも確認されておられるわけですし、さらには、核抑止力を重視するという問題も確認

されておられるわけですから、その長期堅持、忠実に履行、あるいは核抑止力の重視と言われる内容が一体どういふものだったのか、お話しをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) いわゆる藤山・マツカーサー口頭了解なるものが昭和三十五年のことでございますから、一度確認をしておく必要があるという国会における御審議を通じての御意向でございまして、それは先般確認をいたしましたので、これにつきましては御報告を申し上げます。この件はこれで一応決着をしておると考えておるわけでございます。

それで、先般ワシントンでございました、いわゆるわが国の安全についての確保の問題でございますけれども、これは雰囲気から申しまして、実はアメリカ自身がそのような危惧を、少なくともわが国あるいはNATO体制の中で持たれることに非常な実害は危惧を先方が持つておりましたような状況でございまして、先般御報告申し上げましたような話し合いに達しましたためには、さして困難はなかつたわけでございます。その間に持ち込み等々の問題が議論されたということも一切なく、むしろきわめて自然にこの安保条約の趣旨に基づいてあのような確認がなされた。もとよりわが国としてそれに際して新たな負担、義務を負うということは何らなかつたわけでございます。

○立木洋君 先ほど田委員の質問に対して、日米安保条約強化という問題に関連しまして新しい事実を盛り込んだことではないかと、ただ、日本の安保に関する一部の疑念を払拭する必要があるというふうな述べられたと思うのですが、この安保に関する一部の疑念と言われるのはどういふ疑念でしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 不安と申し上げることが正確であるかと存じますけれども、つまり私の理解をいたしておりますところでは、万が一わが国が他国から攻撃を受けた場合、あるいはそれが核攻撃あるいは核攻撃の脅威を伴つた場合、アメリカ側としてはあらゆる方法をもつてわが国を防衛

する意思であらうかどうか、そういうことについての不安であつたと私は理解をしております。

○立木洋君 その核攻撃を受けた場合の不安ですね。自民党内部でもいろいろ御議論なさつておるようでございますが、有事だとか国家の危急存亡のときとかいふふうな、いろいろな表現があるようでございますが、こういう問題に関しては大臣はどのようにお考えになっておりますか。どういふ状態を想定されているわけですか。核攻撃を受けるというふうな場合、どういふところからの核攻撃なのか。あるいは、国家の危急存亡と言われるような場合には、どういふ事態を想定されるのか。有事というのはどういふことを想定されるのか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 一般的にわが国の安全が外部からの軍事的な脅威によつて現実に明白かつ急迫とでも申しましようか、国際法で申しますクリアーでありかつイミネットであるというような状況を申すべきかと存じます。

○立木洋君 では、その一部の疑念の中に、こういうことも私は新聞で見えて、これが正確かどうかというのとはわからないですけれども、日米安保条約が、第十條によりまして、いつでも一方の側から破棄を通告して一年後にそれが消滅するといふ事項があるわけですが、こういう事項があるんではこれは不安定だ、もっと確固としたものにする必要があるというふうな議論も新聞紙上で見ることがあるわけですが、この長期堅持という考え

方、長期という場合には時期的にはどういふふうなことを考へておられるのか、あるいはその問題に關して大臣自身がアメリカにおいでになつたときに、より安保を確固としたものにするという立場に立つてこの時期的な問題についてはお話し合いにならなかつたのかどうか、その点はいかがでしょうか。

約を終了させる意思を持つておりませんので、したがひまして、この規定、この条約そのものは事実上不特定の期間、永久と申し上げますと言葉が不正確でありますので、特定されない期間存続するものと、俗の言葉で申せば長く存続するものというふうな考へておられて、そういう意味では期間がある条約といふふうには考へておりません。私の理解いたしますところでは、米政府も同様に考へておる、そのことに疑念を持つておりませんので、このことについての話し合いを一切いたしてありません。

○立木洋君 三木総理が八月の上旬ですか、アメリカにおいでになるというお話がありますけれども、この安保条約にまつわるいろいろな疑念の問題や、さらに強化をするという措置に関しては、アメリカ側の首脳陣とはどういふふうな話し合いをされる準備を外務省としては考へておられるのでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま、まだ実は具体的な準備をいたしていませんし、実はアメリカ側自身もそのような、協議に應じられるような現状ではないわけでございます。当面の問題に非常にかかちつておられますので。しかし、一般的に申しまして、歴代両国首脳の会談がございまして、したあとには大抵共同声明のようなものが発表され、その中で日米間の安全保障関係について述べられるのが常でございますので、そういうことがあろうかと存じておりますが、具体的に別段の準備をいたしていません。

○立木洋君 大臣が衆議院の本院議がおありになるそうで、最後の質問、一つだけさせていただきますんですが、先ほど来何人かの方が質問されたわけですが、いまのインドシナ情勢をめぐつて、日本の外交政策というのがきわめて遺憾な経過をたどつてきたといふふうに私は私には考へておるわけですが、このインドシナの新しい情勢を踏まえて、外務大臣御自身が日本のいままでの外交政策を振り返つてみて、インドシナの新しい情勢から何を学び取られるのか、今後の外交政策



の上ではどういふふうインドシナの新しい情勢を考へて生かしていきたいといふふうにお考へになつておられるのか、このインドシナ情勢からくみ取られておられる内容についての見解を賜りたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 世界的な緊張緩和が進む中で、いわゆる西の陣営に從來あると考へられておりました諸国において、民族自決の運動が非常に強かつ顕在化してきておるといふ認識を持つておりまして、したがつて、このインドシナ戦争後における事態といふものを私どもはそういう観点から新しく考へていかなければならないと思つております。ただ、これはアメリカにも申したこととございますけれども、少し情勢の推移を見ながら、早急にでなく、長い展望に立つた考へ方を確立していくべきであらうと考へております。

○立木洋君 この問題、安保の問題、核の問題は非常に大切な問題なので、今後引き続きいろいろお尋ねしたい。

終わります。

○委員長(二木謙吉君) 本件の質疑は本日はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十七分散会

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月五日)

- 一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の分称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

附則

(小字及び一は衆議院修正の部分)

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在グレナダ、在バハマ及び在ギニア・ビサウの各日本国大使館並びに在上海、在アグナ及び在マルセイユの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

四月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、船舶料理士の資格証明に関する条約(第六十九号)の締結について承認を求めるの件
- 一、社会保障の最低基準に関する条約(第二百二号)の締結について承認を求めるの件
- 一、海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

船舶料理士の資格証明に関する条約(第六十九号)の締結について承認を求めるの件  
船舶料理士の資格証明に関する条約(第六十九号)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

船舶料理士の資格証明に関する条約(第六十九号)  
国際労働機関の総会は、

理事会によりシアトルに招集されて、千九百四十六年六月六日にその第二十八回会期として会合し、

その会期の議事日程の第四議題に含まれている船舶料理士の資格証明に関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであると

決定して、

次の条約(引用に際しては、千九百四十六年の船舶料理士資格証明条約と称することができ)を千九百四十六年六月二十七日に採択する。

#### 第一条

1 この条約は、公有であると私有であると問はず、営利のために貨物又は旅客の運送に従事し、かつ、この条約の適用を受ける領域において登録されている海上航行船舶について適用する。

2 この条約の適用は海上航行船舶とすべき船舶又は船舶の種類は、国内法令により、又は、このような法令がない場合には、使用者と労働者との間の労働協約により定める。

#### 第二条

この条約の適用上、「船舶料理士」とは、船舶の乗組員のための食事の調理について直接に責任を負う者をいう。

#### 第三条

1 次の諸条の規定に従つて与えられる船舶料理士の資格証明書を有する者以外の者をこの条約が適用される船舶内において船舶料理士として従事させてはならない。

2 もっとも、権限のある機関は、資格証明書を有する船舶料理士が不足していると認める場合には、1の規定の適用を免除することができ。

#### 第四条

1 権限のある機関は、試験を実施するため及び資格証明書を与えるための措置をとる。

2 資格証明書は、次の(a)から(c)までの要件を満たしている者以外の者に対して与えてはならない。

(a) 権限のある機関が定める最低年齢に達していること。

(b) 権限のある機関が定める最小限の期間海上において勤務したこと。

(c) 権限のある機関が定める試験に合格したこと。

3 所定の試験においては、受験者の食事を調理する能力についての実技試験を行う。所定の試験は、また、食品価値、変化がありかつ適切に均衡のとれた献立の作成並びに船内における食品の取扱い及び貯蔵に関する受験者の知識についての試験を含まなければならない。

4 所定の試験及び資格証明書は、権限のある機関が直接に、又は認められた料理人訓練学校その他の団体が権限のある機関の規制の下に、実施し及び与えることができる。

5 第三条の規定は、この条約が当該船舶の登録されている領域について効力を生ずる日から三年を超えない一定の期間が満了した後に、適用するものとする。ただし、当該一定の期間の満了前に料理人としての満足すべき二年間の勤務の経歴を有する海員については、当該勤務に関する証明書を資格証明書と同等なものとして認めることを国内法令に規定することができる。

6 権限のある機関は、他の領域において発給された資格証明書を承認するための措置をとることができる。

7 この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

8 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長に登録されたもののみを拘束する。

9 この条約は、次の諸国のうち九の国(登録された総トン数百万トン以上の船舶をそれぞれ保有する五以上の国を含むこと)を要する。この批准が登録された日の後六箇月で効力を生ずる。アメリカ合衆国、アルゼンティン共和国、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、ギリシャ、インド、アイルランド、イタリア、オランダ、ノールウェー、ポーランド、

ポルトガル、スウェーデン、トルコ及びユーゴスラヴィア。この規定は、加盟国によるこの条約の早期の批准を容易にし、かつ、促進するために設けられたものである。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後六箇月で効力を生ずる。

#### 第九条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。その廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1に定める十年の期間が満了した後一年以内にこの条約に規定する廃棄の権利を行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了することに、この条約に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

#### 第十条

1 国際労働事務局局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。

2 事務局局長は、この条約が効力を生ずるために必要な最後の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

#### 第十一条

国際労働事務局局長は、国際連合憲章第二百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

#### 第十二条

国際労働機関の理事会は、この条約が効力を生じた後十年の期間が満了することに、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議する。

#### 第十三条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第九条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

#### 第十四条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

以上は、千九百四十六年の最終条項改正条約によつて修正された千九百四十六年の船舶料理士資格証明条約の真正な本文である。

この条約の原本は、総会議長ヘンリー・M・ジャックソン及び国際労働事務局局長エドワード・J・フィラーンの署名により千九百四十六年八月三十日に認証された。

この条約は、千九百四十七年一月一日に効力を生じていない。

以上の証拠として、私は、千九百四十六年の最終条項改正条約第六条の規定に従い、修正されたこの条約の原本二通を署名により千九百四十八年八月三十一日に認証した。

国際労働事務局局長

エドワード・フィラーン

社会保障の最低基準に関する条約(第百二号)の締結について承認を求めるの件  
社会保障の最低基準に関する条約(第百二号)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

社会保障の最低基準に関する条約(第百二号)  
国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百五十二年六月四日にその第三十五回会期として会合し、

その会期の議事日程の第五議題に含まれる社会保障の最低基準に関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであると決定して、

次の条約(引用に際しては、千九百五十二年の社会保障(最低基準)条約と称することができる。)を千九百五十二年六月二十八日に採択する。

#### 第一部 一般規定

##### 第一条

1 この条約において、

(a) 「所定の」とは、国内の法令により又はこれに基づいて定められていることをいう。

(b) 「居住」とは、加盟国の領域内に通常居住することをいう。「居住者」とは、加盟国の領域内に通常居住する者をいう。

(c) 「妻」とは、夫によつて扶養されている妻をいう。

(d) 「寡婦」とは、夫の死亡の当時夫によつて扶養されていた女子をいう。

(e) 「子」とは、国内の法令で定めるところにより、義務教育終了年齢又は十五歳に達しない子をいう。

(f) 「資格期間」とは、国内の法令で定めるところにより、拠出期間、雇用期間若しくは居住期間又はこれらの組合せをいう。

2 第十条、第三十四条及び第四十九条において、

「給付」とは、医療の直接給付又は関係者が負担した費用の償還による間接給付をいう。

#### 第二条

この条約の適用を受ける各加盟国は、

(a) 次の規定を履行する。

(i) 第一部の規定

(ii) 第二部から第十部までのうち少なくとも三つの部(第四部から第六部まで、第九部及び第十部のうち少なくとも一の部を含むことを要する。)の規定

(iii) 第十一部から第十三部までの関係規定

(iv) 第十四部の規定

(b) その批准に際し、第二部から第十部までのうちこの条約の義務を受諾する部を指定する。

#### 第三条

1 経済及び医療施設が十分に発達していない加盟国は、権限のある機関が必要と認める場合には、当該機関が必要と認める間、その批准に際して付する宣言により、第九条(d)、第十二条2、第十五条(d)、第十八条2、第二十一条(c)、第二十七条(d)、第三十三条(b)、第三十四条3、第四十一条(d)、第四十八条(c)、第五十五条(d)及び第六十一条(d)に定める暫定的な例外規定を援用することができる。

2 1の規定に基づく宣言を行つた各加盟国は、国際労働機関憲章第二十二條の規定に従つて提出するこの条約の適用に関する年次報告において、自国が援用しているそれぞれの例外規定について次のいずれかのことを述べる。

(a) 当該例外規定を援用する理由が引き続き存在していること。

(b) 当該例外規定を一定の日以後は援用しないこと。

#### 第四条

1 この条約を批准した各加盟国は、その後において、国際労働事務局長に対し、第二部から第十部までのうちその批准に際して指定しなかつた一又は二以上の部についてこの条約の義務を

受諾することを通告することができる。  
2 1にいう義務の受諾は、批准の不可分の一部とみなされ、かつ、通告の日から批准と同一の効力を有する。

第五節  
加盟国は、第二部から第十部までのうちその批准によつて義務を受諾することとなる部の規定を履行するに当たり被用者又は居住者の特定の百分率以上を構成する所定の種類の者を保護することが必要とされる場合には、その部の規定の履行を約束することに先立ち、所定の種類の者が当該特定の百分率に達していることを確認する。

#### 第六節

加盟国は、第二部、第三部、第四部、第五部、第八部（医療に関する規定に限る。）、第九部又は第十部の規定を履行するに当たり、保護対象者について国内の法令により強制的なものとされていない保険であつて次の(a)から(c)までの要件に合致するものによつて行われる保護を考慮に入れることができる。

- (a) 公の機関が監督し、又は使用者及び労働者が所定の基準に従つて共同で管理すること。
- (b) 男子熟練労働者の勤労所得を超えない勤労所得を有する者のかなりの部分を対象とする。
- (c) 適当な場合には他の形式の保護との組合せにより、この条約の關係規定に適合すること。

#### 第七節 医療

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、予防又は治療の性質を有する医療を必要とする状態に係る給付が与えられることを確保する。

#### 第八節

給付事由は、すべての負傷又は疾病（原因のいかんを問わない。）並びに妊娠、分べん及びこれらの結果とする。

#### 第九節

保護対象者は、次のいずれかの者とする。

#### 第四部

外務委員会會議録第十号

昭和五十年四月二十四日（參議院）

(a) すべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者並びにその妻及び子

(b) すべての居住者の二十パーセント以上を構成する所定の種類の経済活動従事者並びにその妻及び子

(c) すべての居住者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の居住者

(d) 第三条の規定に基づく宣言が行われている場合には、二十人以上の者を使用する工業的事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者並びにその妻及び子

#### 第十節

1 給付には、少なくとも次のものを含む。

(a) 負傷又は疾病については、

(i) 一般医による診療（往診を含む。）

(ii) 病院における入院患者及び通院患者に対する専門医による診療並びに病院外で行うことができる専門医による診療

(iii) 医師その他資格のある者の処方による欠くことのできない薬剤

(iv) 必要がある場合の病院への収容

(v) 妊娠、分べん及びこれらの結果については、

(i) 医師又は資格のある助産婦による分べんの介助及び産前産後の手当

(ii) 必要がある場合の病院への収容

(iii) 必要がある場合の扶養者にその一部を負担させることができる。この費用負担に関する規則は、関係者が過重な負担を被らないようにならなければならない。

3 この条の規定に基づく給付は、保護対象者の健康、労働能力及び自己の用を足す能力を維持し、回復し又は改善することを目的として支給しなければならない。

4 給付を管理する団体又は官庁は、適当と認められる手段により、公の機関又は公の機関の認める団体によつて保護対象者の利用に供された

一般的な保健に関する施設を保護対象者が利用することを奨励する。

#### 第十一節

前条の給付は、給付事由が生じた場合には、少なくとも、保護対象者であつて、濫用を防止するために必要と認められる資格期間を満たしているもの又はその扶養者がこれを満たしているものに對して確保しなければならない。

#### 第十二節

1 第十条の給付は、給付事由が存続する間、支給する。ただし、負傷又は疾病については、給付の支給期間は、同一の負傷又は疾病につき二十六週間に制限することができる。もつとも、給付は、傷病給付が支給されている間は、停止してはならないものとし、また、長期の療養が必要であると認められる所定の疾病については、その制限された期間を延長するための措置を講じなければならない。

#### 第十三節

2 第三条の規定に基づく宣言が行われている場合には、給付の支給期間は、同一の負傷又は疾病につき十三週間に制限することができる。

#### 第十四節

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、傷病給付が与えられることを確保する。

#### 第十五節

給付事由は、負傷又は疾病に起因し、かつ、勤労所得の停止を伴う労働不能であつて、国内の法令で定めるものとする。

#### 第十六節

保護対象者は、次のいずれかの者とする。  
(a) すべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者

(b) すべての居住者の二十パーセント以上を構成する所定の種類の経済活動従事者

(c) 給付事由の存する間における資産の価額が第六十七条の要件に適合するように国内の法令で定める限度額を超えないすべての居住者

(d) 第三条の規定に基づく宣言が行われている場合には、二十人以上の者を使用する工業的事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者

#### 第十六節

1 所定の種類の被用者又は所定の種類の経済活動従事者を保護対象者とする場合には、給付は、第六十五条又は第六十六条の要件に適合するように算定される定期金とする。

2 給付事由の存する間における資産の価額が所定の限度額を超えないすべての居住者を保護対象者とする場合には、給付は、第六十七条の要件に適合するように算定される定期金とする。

#### 第十七節

前条の給付は、給付事由が生じた場合には、少なくとも、濫用を防止するために必要と認められる資格期間を満たしている保護対象者に対して確保しなければならない。

#### 第十八節

1 第十六条の給付は、給付事由が存続する間、支給する。ただし、給付の支給期間は、同一の負傷又は疾病につき二十六週間に制限することができるものとし、また、給付は、勤労所得の停止の最初の三日間については支給することを要しない。

2 第三条の規定に基づく宣言が行われている場合には、給付の支給期間は、次のいずれかの期間に制限することができる。

(a) 一年間における傷病給付の支給日数の延べ数がその一年間における保護対象者の平均人数の十倍以上の数となるような期間

(b) 同一の負傷又は疾病につき十三週間。この場合において、給付は、勤労所得の停止の最初の三日間については支給することを要しない。

#### 第十九節

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、

#### 第四部

#### 失業給付

#### 第十九節

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、

#### 第二十節

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、

失業給付が与えられることを確保する。

## 第二十条

給付事由は、労働能力を有し、かつ、就労することができ、状態にある保護対象者が被る適当な職業に就くことができないことによる勤労所得の停止であつて、国内の法令で定めるものとする。

## 第二十一条

保護対象者は、次のいずれかの者とする。

- (a) すべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者
- (b) 給付事由の存する間における資産の価額が第六十七条の要件に適合するように国内の法令で定める限度額を超えないすべての居住者
- (c) 第三条の規定に基づく宣言が行われている場合には、二十人以上の者を使用する工業的事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者

## 第二十二条

1 所定の種類の被用者を保護対象者とする場合には、給付は、第六十五条又は第六十六条の要件に適合するように算定される定期金とする。

2 給付事由の存する間における資産の価額が所定の限度額を超えないすべての居住者を保護対象者とする場合には、給付は、第六十七条の要件に適合するように算定される定期金とする。

## 第二十三条

前条の給付は、給付事由が生じた場合には、少なくとも、濫用を防止するために必要と認められる資格期間を満たしている保護対象者に対して確保しなければならない。

## 第二十四条

1 第二十二條の給付は、給付事由が存続する間、支給する。ただし、給付の支給期間は、次のいずれかの期間に制限することができる。

- (a) 所定の種類の被用者を保護対象者とする場合には、十二箇月の期間内において十三週間
- (b) 給付事由の存する間における資産の価額が所定の限度額を超えないすべての居住者を保護対象者とする場合には、十二箇月の期間内

において二十六週間

2 給付の支給期間が提出期間の長さ又は所定の期間内に既に受けた給付によつて異なることを国内の法令で定めている場合において、給付の平均支給期間が十二箇月の期間内において少なくとも十三週間であるときは、1(a)の規定は、満たされたものとみなす。

3 給付は、同一の勤労所得の停止につき最初の七日の待期間については支給することを要しない。この場合において、所定の期間を超えない一時的勤労所得の前後における失業日数は、同一の勤労所得の停止に係るものとして計算する。

4 季節的労働者については、給付の支給期間及び待期間をその就業の条件に適合させることができる。

## 第五部 老齢給付

### 第二十五条

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、老齢給付が与えられることを確保する。

### 第二十六条

1 給付事由は、所定の年齢を超えて生存していることとする。

2 所定の年齢は、六十五歳を超えない年齢又は権限のある機関が当該国の高齢者の労働能力に十分な考慮を払つて定める六十五歳より高い年齢とする。

3 給付を受ける権利を有すべき者が所定の有償の活動に従事している場合に当該給付を停止すること、並びに提出制による給付については受給者の勤労所得が所定の額を超える場合及び無若しくは勤労所得以外の資産の価額又はこれらを合算した額が所定の額を超える場合に当該給付を減額することを、国内の法令で定めることができる。

### 第二十七条

保護対象者は、次のいずれかの者とする。

(a) すべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者

成する所定の種類の被用者

(b) すべての居住者の二十パーセント以上を構成する所定の種類の経済活動従事者

(c) 給付事由の存する間における資産の価額が第六十七条の要件に適合するように国内の法令で定める限度額を超えないすべての居住者

(d) 第三条の規定に基づく宣言が行われている場合には、二十人以上の者を使用する工業的事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者

## 第二十八条

給付は、次の定期金とする。

(a) 所定の種類の被用者又は所定の種類の経済活動従事者を保護対象者とする場合には、第六十五条又は第六十六条の要件に適合するように算定される定期金

(b) 給付事由の存する間における資産の価額が所定の限度額を超えないすべての居住者を保護対象者とする場合には、第六十七条の要件に適合するように算定される定期金

## 第二十九条

1 前条の給付は、給付事由が生じた場合には、少なくとも次のいずれかの者に対して確保しなければならない。

(a) 給付事由が生ずる前に、提出若しくは雇用について三十年又は居住について二十年の資格期間を所定の規則に従つて満たしている保護対象者

(b) 原則としてすべての経済活動従事者を保護対象者とする場合には、提出について所定の資格期間を満たしている保護対象者であつて、労働年齢にあつた間に所定の年平均納付回数回の提出金の納付が行われたもの

2 1の給付が提出又は雇用について最小限の期間の満了を条件とする場合には、少なくとも次のいずれかの者に対し、減額された給付を確保しなければならない。

(a) 給付事由が生ずる前に、提出又は雇用について十五年の資格期間を所定の規則に従つて

満たしている保護対象者

(b) 原則としてすべての経済活動従事者を保護対象者とする場合には、提出について所定の資格期間を満たしている保護対象者であつて、労働年齢にあつた間に1(b)にいう所定の年平均納付回数の二分の一の回数の提出金の納付が行われたもの

3 第十一部の付表に掲げる関係標準受給者に係る百分率を当該百分率から百分の十の率を減じた百分率とした上で同部の要件に適合するように算定された給付が、少なくとも、提出若しくは雇用について十年又は居住について五年の期間を所定の規則に従つて満たしている保護対象者に対して確保される場合には、1の要件は、満たされたものとみなす。

4 給付のために必要とされる資格期間が提出又は雇用について十年を超え三十年に満たない場合には、給付は、第十一部の付表に掲げる百分率を比例的に減算して得た百分率により算定された給付とすることができる。この場合において、当該資格期間が十五年を超えるときは、減額された給付を2の規定に適合するように支給しなければならない。

5 1、3又は4の給付が提出又は雇用について最小限の期間の満了を条件とする場合には、この部の適用についての関係規定の効力発生の時に年齢が高いという理由のみにより、2の規定に従つて国内の法令で定める条件を満たすことができない保護対象者に対し、減額された給付を所定の条件に従つて支給しなければならない。ただし、そのような者に対し、1、3又は4の規定に適合する給付が通常の年齢より高い年齢で確保されている場合は、この限りでない。

## 第三十条

前二条の給付は、給付事由が存続する間、支給する。

## 第六部 業務災害給付

### 第三十一条

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部

の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、業務災害給付が与えられることを確保する。

#### 第三十二条

給付事由は、業務に起因する事故又は所定の職業病による次のものとする。

- (a) 負傷又は疾病
- (b) 負傷又は疾病に起因し、かつ、勤労所得の停止を伴う労働不能であつて、国内の法令で定めるもの
- (c) 所得能力の全部喪失若しくは所定の程度を超える所得能力の一部喪失で永久的なものとなるおそれがあるもの又はこれらに相当する身体機能の喪失
- (d) 扶養者の死亡の結果として寡婦又は子が被る扶養の喪失。ただし、寡婦の給付を受ける権利については、国内の法令に従いその者が自活することができない状態にあるとされることを条件とすることができる。

#### 第三十三条

保護対象者は、次のいずれかの者とする。

- (a) すべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者並びに、扶養者の死亡に係る給付については、当該所定の種類の被用者の妻及び子
- (b) 第三条の規定に基づく宣言が行われている場合には、二十人以上の者を使用する工業的事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者並びに、扶養者の死亡に係る給付については、当該所定の種類の被用者の妻及び子

#### 第三十四条

- 1 負傷又は疾病については、給付は、2及び3に規定する医療とする。
- 2 医療は、次のものから成る。

- (a) 入院患者及び通院患者に対する一般医及び専門医による診療(往診を含む。)
- (b) 歯科診療
- (c) 家庭又は病院その他の医療施設における看護

- (d) 病院、回復期療養所、サナトリウムその他の医療施設への収容
- (e) 歯科用治療材料、薬剤その他の内科用又は外科用の治療材料(補装具及びその修理を含む。)
- (f) 眼鏡
- (g) 職業に従事する者が医師又は歯科医師の監督の下に行う診療

#### 第三十五条

第三条の規定に基づく宣言が行われている場合には、医療には、少なくとも次のものを含む。

- (a) 一般医による診療(往診を含む。)
- (b) 病院における入院患者及び通院患者に対する専門医による診療並びに病院内で行うことができる専門医による診療
- (c) 医師その他資格のある者の処方による欠くことのできない薬剤
- (d) 必要がある場合の病院への収容

- 4 1から3までの規定に基づく医療は、保護対象者の健康、労働能力及び自己の用を足す能力を維持し、回復し又は改善することを目的として支給しなければならない。

#### 第三十六条

- 1 医療を管理する団体又は官庁は、心身障害者を適当な業務に再び就かせることを目的として、一般的な職業リハビリテーション事業と適宜協力する。
- 2 1の団体又は官庁に対しては、国内の法令により、心身障害者の職業リハビリテーションのための措置をとることを認めることができる。

#### 第三十七条

- 1 労働不能、永久的なものとなるおそれのある所得能力の全部喪失若しくはこれに相当する身体機能の喪失又は扶養者の死亡については、給付は、第六十五条又は第六十六条の要件に適合するように算定される定期金とする。
- 2 永久的なものとなるおそれのある所得能力の一部喪失又はこれに相当する身体機能の喪失については、給付は、支給する場合には、所得能力の全部喪失又はこれに相当する身体機能の喪失に係る定期金に対して適当な比率の定期金とする。

3 次のいずれかの場合には、定期金は、一時金として支給することができる。

- (a) 不能又は喪失の程度が軽微である場合
- (b) 一時金が適切に使用されると権限のある機関が認める場合

#### 第三十八条

第三十四条及び前条の給付は、給付事由が生じた場合には、少なくとも、事故の発生の時又は職業病にかつた当時自国の領域内で雇用されていた保護対象者に対し、また、扶養者の死亡に係る定期金については、当該保護対象者の寡婦及び子に対して確保しなければならない。

#### 第三十九条

第三十四条及び第三十六条の給付は、給付事由が存続する間、支給する。ただし、労働不能に係る給付は、同一の勤労所得の停止につき最初の三日間については支給することを要しない。

#### 第七部 家族給付

#### 第三十九条

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、家族給付が与えられることを確保する。

#### 第四十条

給付事由は、国内の法令で定めるところにより、子を扶養する責務とする。

#### 第四十一条

- 保護対象者は、次のいずれかの者とする。
- (a) すべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者
- (b) すべての居住者の二十パーセント以上を構成する所定の種類の経済活動従事者
- (c) 給付事由の存する間における資産の価額が所定の限度額を超えないすべての居住者
- (d) 第三条の規定に基づく宣言が行われている場合には、二十人以上の者を使用する工業的事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者

#### 第四十二条

給付は、次のいずれかのものとする。

- (a) 所定の資格期間を満たしているすべての保護対象者に支給される定期金
- (b) 子に対し又は子に關して与えられる食物、衣類、住居、休暇又は家事手伝い
- (c) (a)及び(b)の組合せ

#### 第四十三条

前条の給付は、少なくとも、提出若しくは雇用について三箇月又は居住について一年の資格期間のいずれかであつて国内の法令で定めるものを所定の期間内に満たしている保護対象者に対して確保しなければならない。

#### 第四十四条

第四十二条の規定に従い保護対象者に対して支給される給付の価額の合計額は、次のいずれかの額に相当するものでなければならない。

- (a) 第六十六条に定める規則に従つて決定する普通成年男子労働者の賃金の三パーセントにすべての保護対象者の子の総数を乗じて得た額
- (b) (a)の賃金の一・五パーセントにすべての居住者の子の総数を乗じて得た額

給付は、定期金である場合には、給付事由が存続する間、支給する。

#### 第八部 母性給付

#### 第四十六条

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、母性給付が与えられることを確保する。

#### 第四十七条

給付事由は、妊娠、分娩及びこれらの結果並びに国内の法令で定めるそれらに起因する勤労所得の停止とする。

#### 第四十八条

保護対象者は、次のいずれかの者とする。

- (a) すべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者のうちのすべての

女子及び、母性医療給付については、これらの女子のほか、当該所定の種類に属する男子の妻

(b) すべての居住者の二十パーセント以上を構成する所定の種類の経済活動従事者のうちのすべての女子及び、母性医療給付については、これらの女子のほか、当該所定の種類に属する男子の妻

(c) 第三条の規定に基づく宣言が行われている場合には、二十人以上の者を使用する工業的事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者のうちのすべての女子及び、母性医療給付については、これらの女子のほか、当該所定の種類に属する男子の妻

第四十九条

1 妊娠、分娩及びこれらの結果については、母性医療給付は、2及び3に規定する医療とする。

2 医療には、少なくとも次のものを含む。

(a) 医師又は資格のある助産婦による分娩の介助及び産前産後の手当

(b) 必要がある場合の病院への収容

3 2の医療は、保護対象者の健康、労働能力及び自己の用を足す能力を維持し、回復し又は改善することを目的として支給しなければならない。

4 母性医療給付を管理する団体又は官庁は、適当と認められる手段により、公の機関又は公の機関の認める団体によつて保護対象者の利用に供された一般的な保健に関する施設を保護対象者が利用することを奨励する。

第五十条

妊娠、分娩及びこれらの結果に起因する労働所得の停止については、給付は、第六十五条又は第六十六条の要件に適合するように算定される定期金とする。定期金の額は、その平均額が第六十五条又は第六十六条の要件に適合することを条件として、給付事由が存する期間を通じて一定の額

であることを要しない。

第五十一条

前二条の給付は、給付事由が生じた場合には、少なくとも、第四十八条に規定する所定の種類に属する女子であつて、濫用を防止するために必要と認められる資格期間を満たしているものに対して確保しなければならない。第四十九条の給付は、また、第四十八条に規定する所定の種類に属する男子がそのような資格期間を満たしているときは、その妻に対しても確保しなければならない。

第五十二条

第四十九条及び第五十条の給付は、給付事由が存続する間、支給する。ただし、定期金の支給期間は、国内の法令により十二週間を超える休業期間が要求され又は認められている場合には、定期金の支給期間は、この休業期間に満たない期間に制限することができる。

第九部 廃疾給付

第五十三条

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、廃疾給付が与えられることを確保する。

第五十四条

給付事由は、有償の活動に従事することができない状態（所定の程度のもの）であつて、永久的なものとなるおそれがあるもの及び傷病給付の受給の終了後も存続するものとする。

第五十五条

保護対象者は、次のいずれかの者とする。  
(a) すべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者  
(b) すべての居住者の二十パーセント以上を構成する所定の種類の経済活動従事者  
(c) 給付事由の存する間における資産の価額が第六十七条の要件に適合するように国内の法令で定める限度額を超えないすべての居住者

(d) 第三条の規定に基づく宣言が行われている場合には、二十人以上の者を使用する工業的事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者

第五十六条

給付は、次の定期金とする。  
(a) 所定の種類の被用者又は所定の種類の経済活動従事者を保護対象者とする場合には、第六十五条又は第六十六条の要件に適合するように算定される定期金

第五十七条

(b) 給付事由の存する間における資産の価額が所定の限度額を超えないすべての居住者を保護対象者とする場合には、第六十七条の要件に適合するように算定される定期金

第五十八条

1 前条の給付は、給付事由が生じた場合には、少なくとも次のいずれかの者に対して確保しなければならない。

(a) 給付事由が生ずる前に、提出若しくは雇用について十五年又は居住について十年の資格期間を所定の規則に従つて満たしている保護対象者

(b) 原則としてすべての経済活動従事者を保護対象者とする場合には、提出について三年の資格期間を満たしている保護対象者であつて、労働年齢にあつた間に所定の年平均納付回数（提出金の納付が行われたもの）

2 1の給付が提出又は雇用について最小限の期間の満了を条件とする場合には、少なくとも次のいずれかの者に対し、減額された給付を確保しなければならない。

(a) 給付事由が生ずる前に、提出又は雇用について五年の資格期間を所定の規則に従つて満たしている保護対象者  
(b) 原則としてすべての経済活動従事者を保護対象者とする場合には、提出について三年の資格期間を満たしている保護対象者であつて、労働年齢にあつた間に1(b)にいう所定の年平均納付回数の二分の一の回数の提出金の

納付が行われたもの

3 第十一部の付表に掲げる関係標準受給者に係る百分率を当該百分率から百分の十の率を減じた百分率とした上で同部の要件に適合するように算定された給付が、少なくとも、提出、雇用又は居住について五年の期間を所定の規則に従つて満たしている保護対象者に対して確保される場合には、1の要件は、満たされたものとみなす。

4 給付のために必要とされる資格期間が提出又は雇用について五年を超え十五年に満たない場合には、給付は、第十一部の付表に掲げる百分率を比例的に減算して得た百分率により算定された給付とすることができ、この場合には、減額された給付を2の規定に適合するように支給しなければならない。

第五十九条

前二条の給付は、給付事由が存続する間又は老齢給付が支給されることとなるまでの間、支給する。

第十部 遺族給付

第六十条

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、遺族給付が与えられることを確保する。

第六十一条

1 給付事由は、扶養者の死亡の結果として寡婦又は子が被る扶養の喪失とする。ただし、寡婦の給付を受ける権利については、国内の法令に従いその者が自活することができない状態にあるとされることを条件とすることができる。

2 給付を受ける権利を有すべき者が所定の有償の活動に従事している場合に当該給付を停止すること、並びに提出制による給付については受給者の勤労所得が所定の額を超える場合及び無給付による給付については受給者の勤労所得若しくは勤労所得以外の資産の価額又はこれらを合算した額が所定の額を超える場合に当該給付を減額することを、国内の法令で定めること



ができる。

#### 第六十一条

保護対象者は、次のいずれかの者とする。

- (a) すべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者のうち扶養者であるものの妻及び子
- (b) すべての居住者の二十パーセント以上を構成する所定の種類の経済活動従事者のうち扶養者であるものの妻及び子
- (c) 扶養者を失つており、かつ、給付事由の存する間における資産の価額が第六十七条の要件に適合するように国内の法令で定める限度額を超えないすべての寡婦及び子（居住者であるものに限る。）
- (d) 第三条の規定に基づく宣言が行われている場合には、二十人以上の者を使用する工業的事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者のうち扶養者であるものの妻及び子

#### 第六十二条

給付は、次の定期金とする。

- (a) 所定の種類の被用者又は所定の種類の経済活動従事者を保護対象者とする場合には、第六十五条又は第六十六条の要件に適合するように算定される定期金
- (b) 給付事由の存する間における資産の価額が所定の限度額を超えないすべての居住者を保護対象者とする場合には、第六十七条の要件に適合するように算定される定期金

#### 第六十三条

1 前条の給付は、給付事由が生じた場合には、少なくとも次のいずれかの者に対して確保しなければならぬ。

- (a) 扶養者が提出若しくは雇用について十五年又は居住について十年の資格期間を所定の規則に従つて満たしている保護対象者
- (b) 原則としてすべての経済活動従事者の妻及び子を保護対象者とする場合には、保護対象者であつて、その扶養者が提出について三年

の資格期間を満たしており、かつ、当該扶養者について、労働年齢にあつた間に所定の年平均納付回数と給付金の納付が行われたもの

2 1の給付が提出又は雇用について最小限の期間の満了を条件とする場合には、少なくとも次のいずれかの者に対し、減額された給付を確保しなければならぬ。

- (a) 扶養者が提出又は雇用について五年の資格期間を所定の規則に従つて満たしている保護対象者
- (b) 原則としてすべての経済活動従事者の妻及び子を保護対象者とする場合には、保護対象者であつて、その扶養者が提出について三年

3 第十一部の付表に掲げる関係標準受給者に係る百分率を当該百分率から百分の十の率を減じた百分率とした上で同部の要件に適合するように算定された給付が、少なくとも、扶養者が提出、雇用又は居住について五年の期間を所定の規則に従つて満たしている保護対象者に対して確保される場合には、1の要件は、満たされたものとみなす。

4 給付のために必要とされる資格期間が提出又は雇用について五年を超え十五年に満たない場合には、給付は、第十一部の付表に掲げる百分率を比例的に減算して得た百分率により算定された給付とすることができる。この場合には、減額された給付を2の規定に適合するように支給しなければならない。

5 子を有しない寡婦で自活することができない状態にあるとされるものが遺族給付を受ける権利を取得するためには、婚姻が最小限の期間継続していたことを要件とすることができる。

#### 第六十四条

前二条の給付は、給付事由が存続する間、支給する。

#### 第十一部 定期金の算定基準

##### 第六十五条

1 この条の規定の適用を受ける定期金については、給付の額と給付事由の存する期間中に支給される家族手当の額との合計額が、当該給付事由に關し、この部の付表に掲げる標準受給者にあつては、受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得の額と標準受給者同一の家族的责任を有する保護対象者に支給される家族手当の額との合計額に同付表の百分率を乗じて得た額に少なくとも達するようにする。

2 受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得は、所定の規則によつて計算する。保護対象者又は保護対象者の扶養者がその勤労所得に従つて階層に分類されているときは、その者の従前の勤労所得は、その者が属していた階層の標準勤労所得によつて計算することができる。

3 給付の額又は給付の計算に当たつて考慮される勤労所得については、最高限度を国内の法令で定めることができる。ただし、この最高限度は、受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得が男子熟練労働者の賃金に等しく又はこれより低い場合について1の規定が満たされるように定める。

4 受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得、男子熟練労働者の賃金、給付及び家族手当は、同一の時点に基づいて計算する。

5 標準受給者以外の受給者に対する給付は、標準受給者に対する給付と合理的な関係になければならない。

6 この条の規定の適用上、男子熟練労働者は、次のいずれかの者とする。

- (a) 電気機械製造業以外の機械製造業の取付工又は旋盤工
- (b) 7の規定に基づいて選定される典型的な熟練労働者
- (c) すべての保護対象者のうちの七十五パーセントの者の勤労所得と比較してこれに等しいか又はこれを超えることとなる勤労所得を有する者。

する者。この場合において、勤労所得は、国内の法令で定めるところにより一年又はこれより短い期間を基準とする。

(d) すべての保護対象者の勤労所得の平均の百二十五パーセントに等しい勤労所得を有する者

7 6(b)の規定の適用上、典型的な熟練労働者は、当該給付事由に係る男子保護対象者（経済活動に従事するもの）又は保護対象者の扶養者の最大多数を有する経済活動の大分類中でこれらの男子保護対象者又は扶養者の最大多数を有する中分類において雇用されている者のうちから選定する。このため、千九百四十八年八月二十七日に国際連合経済社会理事会の第七回会期で採択された全経済活動の国際標準産業分類（附属書に掲げるもの）又は改正される場合にはその改正後の分類を使用する。

8 給付の額が地域によつて異なる場合には、男子熟練労働者を6及び7の規定に従つて地域ごとに決定することができる。

9 男子熟練労働者の賃金は、労働協約によつて定められ、国内の法令の適用があるときはこれにより若しくはこれに基づいて定められ、又は慣習によつて定められる通常の労働時間の賃金（生計費手当があるときはこれを含む）を基準として決定する。これらの賃金が地域によつて異なり、かつ、8の規定が適用されない場合には、中位の賃金を採用する。

10 老齢、業務災害（労働不能の場合を除く）、廃疾及び扶養者の死亡に係る定期金の額は、生計費のかかりの変動の結果として一般勤労所得水準にかなりの変動が生じた場合には、再検討される。

#### 第六十六条

1 この条の規定の適用を受ける定期金については、給付の額と給付事由の存する期間中に支給される家族手当の額との合計額が、当該給付事由に關し、この部の付表に掲げる標準受給者にあつては、普通成年男子労働者の賃金の額と標

準受給者と同一の家族的責任を有する保護対象者に支給される家族手当の額との合計額に同付表の百分率を乗じて得た額に少なくとも達するようにする。

2 普通成年男子労働者の賃金並びに給付及び家族手当は、同一の時点に基づいて計算する。

3 標準受給者以外の受給者に対する給付は、標準受給者に対する給付と合理的な関係になければならない。

4 この条の規定の適用上、普通成年男子労働者は、次のいずれかの者とする。

(a) 電気機械製造業以外の機械製造業の典型的な不熟練労働者

(b) 5の規定に基づいて選定される典型的な不熟練労働者

5 4(b)の規定の適用上、典型的な不熟練労働者は、当該給付事由に係る男子保護対象者(経済活動に従事するもの)又は保護対象者の扶養者の最大多数を有する経済活動の大分類中でこれらの男子保護対象者又は扶養者の最大多数を有する中分類において雇用されている者のうちから選定する。このため、千九百四十八年八月二十七日に国際連合経済社会理事会の第七回会期で採択された全経済活動の国際標準産業分類(附属書に掲げるもの)又は改正される場合にはその改正後の分類を使用する。

6 給付の額が地域によつて異なる場合には、普通成年男子労働者を4及び5の規定に従つて地域ごとに決定することができる。

7 普通成年男子労働者の賃金は、労働協約によつて定められ、国内の法令の適用があるときはこれにより若しくはこれに基づいて定められ、又は慣習によつて定められる通常の労働時間の賃金(生計費手当があるときはこれを含む)を基準として決定する。これらの賃金が地域によつて異なり、かつ、6の規定が適用されない場合には、中位の賃金を採用する。

8 老齢、業務災害(労働不能の場合を除く)、廃疾及び扶養者の死亡に係る定期金の額は、生計

費のかなりの変動の結果として一般勤労所得水準にかなりの変動が生じた場合には、再検討される。

第六十七条

この条の規定の適用を受ける定期金については、

(a) 給付の額は、所定の給付区分又は権限のある公の機関が所定の規則に従つて定める給付区分によつて決定する。

(b) (a)の額は、受給者及びその家族の当該給付以外の資産の価額が所定のかなり額の額又は権限のある公の機関が所定の規則に従つて定めるかなりの額を超える場合に限り、その限度において減額することができる。

(c) 給付と給付以外の資産の価額との合計額から(b)のかなりの額を控除した額は、受給者及

びその家族が健康かつ相応な生活を維持するために十分であり、かつ、前条の要件に適合するように算定された対応する給付の額を下回らない額でなければならない。

(d) 当該部の規定に基づいて支払われた給付の総額が、前条の規定及び次に掲げる規定を適用した場合に得られる給付の総額を三十分セント以上超えるときは、(c)に規定する要件は、満たされたものとみなす。

(i) 第三部については、第十五条(b)の規定

(ii) 第五部については、第二十七条(b)の規定

(iii) 第九部については、第五十五条(b)の規定

(iv) 第十部については、第六十一条(b)の規定

第十一部の付表 標準受給者に対する定期金

| 部 | 給付事由 | 標準受給者            | 百分率 |
|---|------|------------------|-----|
| 三 | 傷病   | 妻及び二子を有する男子      | 四五  |
| 四 | 失業   | 妻及び二子を有する男子      | 四五  |
| 五 | 老齢   | 年金受給資格年齢の妻を有する男子 | 四〇  |
| 六 | 業務災害 | 妻及び二子を有する男子      | 五〇  |
| 七 | 労働不能 | 妻及び二子を有する男子      | 五〇  |
| 八 | 遺族   | 妻及び二子を有する男子      | 四〇  |
| 九 | 遺族   | 妻及び二子を有する男子      | 四〇  |
| 十 | 遺族   | 妻及び二子を有する男子      | 四〇  |

第十二部 外国人居住者に対する均等待遇

第六十八条

1 外国人居住者は、自国民居住者と同じ権利を有する。ただし、専ら又は主として公の資金を財源とする給付又は給付の部分及び過渡的な制度については、外国人及び自国の領域外で生まれた自国民に関する特別な規則を国内の法令で定めることができる。

2 被用者を保護対象者とする提出制の社会保障

制度においては、当該部の義務を受諾した他の加盟国の国民である保護対象者は、その部に關して自国民と同一の権利を有する。ただし、この2の規定の適用については、相互主義を規定する二国間又は多数国間の協定の存在を条件とすることができる。

第十三部 共通規定

第六十九条

第二部から第十部までのいずれかの部の規定に

従い保護対象者に支給すべき給付は、次の期間中又は次の場合には、所定の範囲内において停止することができる。

(a) その者が当該加盟国の領域内にいない期間

(b) その者が公の費用又は社会保障の団体若しくは事業の費用で生活を維持している期間。ただし、この生活の維持のための費用の額を超える給付の部分は、受給者の被扶養者に支給する。

(c) その者が他の社会保障給付(家族給付を除き、かつ、現金によるものに限る)を受けている期間及びその者が同一の事由について第三者から補償を受けている期間。ただし、停止される給付の部分は、当該他の社会保障給付又は第三者による補償の額を超えないものとする。

(d) その者が虚偽の請求をした場合

(e) 給付事由がその者の犯罪行為によつて生じた場合

(f) 給付事由がその者の意図的な不当行為によつて生じた場合

(g) 適当な場合において、その者が、その利用に供された医療若しくはリハビリテーションに関する施設の利用を怠り、又は給付事由の発生若しくは継続の確認若しくは受給者の行うべき行為に関する所定の規則に従わない場合

(h) 失業給付については、その者がその利用に供された職業安定に関する施設を利用しなかつた場合

(i) 失業給付については、その者が労働争議による作業の停止の直接の結果として失業し、又は正当な理由なしに自発的に退職した場合

(j) 遺族給付については、寡婦が男子と同様している期間

第七十条

1 すべての請求人は、給付が拒否された場合又は給付の質若しくは量に関する不服がある場合に申立てを行う権利を有する。

2 この条約の適用上、立法機関に対して責任を負う官庁によつて医療が管理されている場合には、医療の拒否又は受けた医療の質に関する不服については、適当な機関に対して審査を請求する権利をもつて、1に定める申立てを行う権利に代えることができる。

3 社会保障に関する問題の処理のために設置され、かつ、保護対象者の代表者が参加する特別の裁定機関によつて請求が解決される場合には、申立てを行う権利は、与えることを要しない。

#### 第七十一条

1 この条約に基づく給付に要する費用及び当該給付の管理に要する費用は、資産の少ない者が過重な負担を被らないように、かつ、加盟国及び各種類の保護対象者の経済状態を考慮して、保険拠出金若しくは税又はこれらの双方によつて集团的に負担されなければならない。

2 保護対象者である被用者が負担する保険拠出金の総額は、被用者並びにその妻及び子の保護にあてられる財源の総額の五十パーセントを超えないものとする。この条件が満たされているかどうかを確認するに当たつては、加盟国が行うこの条約に基づく給付は、家族給付及び特別の部門により行われる場合における業務災害給付を除くほか、そのすべてを全体として考慮することができる。

3 加盟国は、この条約に基づく給付の適正な支給について一般的な責任を負い、かつ、この目的のために必要なすべての措置をとるものとし、また、財政的均衡に関して必要な保険数理上の研究及び計算が、定期的に、かつ、いかなる場合にも給付の変更、保険拠出金の額の変更又は当該給付事由を対象とする給付にあてられる税の変更と先立つて、行われることを適宜確保する。

#### 第七十二条

1 公の機関の規制を受ける団体又は立法機関に対して責任を負う官庁によつて管理が行われて

いない場合には、保護対象者の代表者は、所定の条件に従つて、運営に参加し又は顧問の資格でこれに参与する。使用者及び公の機関の代表者の参加についても、国内の法令において定めることができ。

2 加盟国は、この条約の適用に関与する団体及び事業の適切な管理について一般的な責任を負う。

#### 第十四部 雑則

##### 第七十三条

この条約は、次のものについては適用しない。

(a) 当該部が当該加盟国について効力を生ずる前に生じた事由

(b) 当該部が当該加盟国について効力を生じた後に生ずる事由に係る給付であつて、給付を受ける権利がこの効力を生じた日間の期間に由来するもの

##### 第七十四条

この条約は、現存するいずれの条約をも改正するものとみなしてはならない。

##### 第七十五条

この条約において取り扱われている事項に関して将来総会が採択する条約にその旨の規定がある場合には、当該条約に明記するこの条約の規定は、当該条約を批准した加盟国について当該条約が効力を生ずる日から、その加盟国について適用されなくなる。

##### 第七十六条

1 この条約を批准する各加盟国は、国際労働機関憲章第二十二條の規定に従つて提出するこの条約の適用に関する年次報告中に次のものを含める。

(a) この条約の規定を実施する法令に関する十分な情報

(b) 次に掲げる規定に定める統計的条件を満たしていることについての証拠。証拠を表示するに当たつては、国際労働機関の理事会が表示の統一化に関して行つた示唆に実行可能な限り従ふものとする。

(i) 保護対象者の数に関し、第九條(a)、(b)、(c)若しくは(d)、第十五條(a)、(b)若しくは(d)、第二十一條(a)若しくは(c)、第二十七條(a)、(b)若しくは(d)、第三十三條(a)若しくは(b)、第四十二條(a)、(b)若しくは(d)、第四十八條(a)、(b)若しくは(c)、第五十五條(a)、(b)若しくは(d)又は第六十一條(a)、(b)若しくは(d)の規定給付の額に関し、第四十四條、第六十五條、第六十六條又は第六十七條の規定

(ii) 傷病給付の支給期間に関し、第十八條2(a)の規定

(iv) 失業給付の支給期間に関し、第二十四條2の規定

(v) 保護対象者である被用者の保険拠出金が財源中に占める割合に関し、第七十一條2の規定

2 この条約を批准する各加盟国は、第二部から第十部までのうちその批准に際し又は第四條の規定に基づきその後に行う通告において指定しなかつた部に關する自国の法律及び慣行の現況を、理事会が要請する適当な間隔を置いて、国際労働事務局長に報告する。

##### 第七十七条

1 この条約は、海員又は海上漁船員については適用しない。海員及び海上漁船員の保護のための規定は、国際労働機関の総会によつて採択された千九百四十六年の社会保障(船員)条約及び千九百四十六年の船員年金条約中に設けられている。

2 加盟国は、第二部から第十部までのうちその批准によつて義務を受諾した部の規定に基づいて保護対象者とされる被用者又は居住者に係る百分率を計算するに当たり、海員及び海上漁船員を被用者、経済活動従事者又は居住者の数から除外することができる。

##### 第十五部 最終規定

##### 第七十八条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

#### 第七十九条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

##### 第八十条

1 国際労働機関憲章第三十五條2の規定に従つて国際労働事務局長に通知する宣言には、次の事項を示さなければならない。

(a) 当該加盟国がこの条約又はこの条約のいずれかの部の規定を変更を加えずに適用することを約束する地域

(b) 当該加盟国がこの条約又はこの条約のいずれかの部の規定を変更を加えて適用すること

(c) この条約を適用することができない地域及びその適用することができない理由

(d) 当該加盟国が更に事情を検討する間決定を留保する地域

2 1(a)及び(b)に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、かつ、批准と同一の効力を有する。

3 いずれの加盟国も、1(b)、(c)又は(d)の規定に基づきその最初の宣言において行つた留保の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも取り消すことができる。

4 いずれの加盟国も、第八十二條の規定に従つてこの条約を廃棄することができ、期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、かつ、指定する地域に關する現況を述べる宣言を、事務局長に通知することができる。

##### 第八十一条

1 国際労働機関憲章第三十五條4又は5の規定に従つて国際労働事務局長に通知する宣言は、その宣言によつて受諾するこの条約又はこの条

約のいずれかの部の規定を当該地域内で変更を加えずに適用するか又は変更を加えて適用するかを示さなければならない。その宣言は、この条約又はこの条約のいずれかの部の規定を変更を加えて適用することを示している場合には、その変更の細目を示さなければならない。

2 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、前の宣言において示した変更を援用する権利の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも放棄することができる。

3 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、次条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、かつ、この条約の適用に関する現況を述べる宣言を、事務局長に通知することができる。

#### 第八十二条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約又は第二部から第十部までのうち一若しくは二以上の部を廃棄することができる。その廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1に定める十年の期間が満了した後一年以内にこの条に規定する廃棄の権利を行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了することに、この条に定める条件に従つてこの条約又は第二部から第十部までのうち一若しくは二以上の部を廃棄することができる。

#### 第八十三条

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准、宣言及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。

2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

#### 第八十四条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第二百一条の規定による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准、宣言及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

#### 第八十五条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

#### 第八十六条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、  
(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第八十二条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。  
(b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

#### 第八十七条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

#### 附屬書 全経済活動の国際標準産業分類

##### 大分類及び中分類の表

- |     |                    |               |
|-----|--------------------|---------------|
| 大分類 | 0                  | 農業、林業、狩猟業及び漁業 |
| 01  | 農業及び畜産業            |               |
| 02  | 林業及び木材伐出業          |               |
| 03  | 狩猟業、わなかけ業及び狩猟鳥獣養殖業 |               |

##### 大分類

- |    |                  |
|----|------------------|
| 04 | 漁業               |
| 1  | 鉱業及び土石採取業        |
| 11 | 石炭鉱業             |
| 12 | 金属鉱業             |
| 13 | 原油鉱業及び天然ガス鉱業     |
| 14 | 採石業、粘土採取業及び砂利採取業 |
| 19 | その他の非金属鉱業及び土石採取業 |

##### 大分類

- |     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 2-3 | 製造業                            |
| 20  | 食料品製造業(飲料製造業を除く。)              |
| 21  | 飲料製造業                          |
| 22  | たばこ製造業                         |
| 23  | 繊維工業                           |
| 24  | 履物製造業及び衣服等の繊維製品の製造業            |
| 25  | 木材及びコルクの製造業(家具製造業を除く。)         |
| 26  | 家具及び装飾品の製造業                    |
| 27  | 紙及び紙製品の製造業                     |
| 28  | 印刷業、出版業及びこれらに関連する産業            |
| 29  | 皮革及び皮革製品の製造業(履物製造業を除く。)        |
| 30  | ゴム製品製造業                        |
| 31  | 化学工業                           |
| 32  | 石油製品及び石炭製品の製造業                 |
| 33  | 非金属鉱物製品製造業(石油製品及び石炭製品の製造業を除く。) |
| 34  | 金属精錬業                          |
| 35  | 金属製品製造業(機械製造業及び輸送用機器製造業を除く。)   |
| 36  | 機械製造業(電気機械製造業を除く。)             |
| 37  | 電気機械、電気器具及び電気用品の製造業            |
| 38  | 輸送用機器製造業                       |
| 39  | その他の製造業                        |

##### 大分類

- |    |                   |
|----|-------------------|
| 4  | 建設業               |
| 40 | 建設業               |
| 5  | 電気、ガス、水道及び衛生の事業   |
| 51 | 電気事業、ガス事業及び蒸気供給事業 |
| 52 | 水道事業及び衛生事業        |

##### 大分類

- |    |                  |
|----|------------------|
| 6  | 商業               |
| 61 | 卸売業及び小売業         |
| 62 | 銀行業その他の金融業       |
| 63 | 保険業              |
| 64 | 不動産業             |
| 7  | 運輸業、倉庫業及び通信業     |
| 71 | 運輸業              |
| 72 | 倉庫業              |
| 73 | 通信業              |
| 8  | サービス業            |
| 81 | 公務               |
| 82 | 公共サービス業及び企業サービス業 |
| 83 | 娯楽業              |
| 84 | 個人サービス業          |

##### 大分類

- |    |           |
|----|-----------|
| 9  | 分類不能の経済活動 |
| 90 | 分類不能の経済活動 |

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百五十二年六月二十八日に閉会を宣言されたその第三十五回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百五十二年七月四日に署名した。

#### 総会議長

ホセ・デ・セガ・グス・ヴィアンナ  
国際労働事務局長  
デイヴィッド・A・モース

海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する

る国際条約の締結について承認を求めるの件

海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約

海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する統一規則を合意によつて定めることが望ましいことを認め、このため条約を締結することに決定し、よつて、次のとおり協定した。

#### 第一条

(1) 海上航行船舶の所有者は、次のいずれかの原因因から生ずる債権につき、自己の責任を第三条の規定によつて決定される金額に制限することができる。ただし、債権発生の原因となつた事故が所有者自身の過失によるものである場合は、この限りでない。

(a) 運送されるため船舶上にある者の死亡又は身体上の傷害及び船舶上にある財産の滅失又は損傷

(b) (a)に規定する者以外の者(陸上にあるか水上にあるかを問わない)の死亡若しくは身体上の傷害、(a)に規定する財産以外の財産の滅失若しくは損傷又は権利の侵害であつて、船舶上にある者の作為、不作為若しくは過失で所有者が責任を負うものによるもの又は船舶上にない者の作為、不作為若しくは過失で所有者が責任を負うものによるもの。ただし、船舶上にない者の作為、不作為又は過失については、その作為、不作為又は過失が航行、船舶の取扱い、貨物の積込み、運送若しくは荷揚げ又は旅客の乗船、運送若しくは下船に関するものである場合に限る。

(c) 沈没し、乗り揚げ又は放棄された船舶(船舶上にあるすべての物を含む)の引揚げ、除去又は破壊につき難破物の除去に関する法令によつて課される義務又は責任及び海上航行船舶が港の構築物、停泊施設又は可航水路に与えた損害について生ずる義務又は責任

(2) この条約において、「人的債権」とは、死亡又は身体上の傷害から生ずる損害賠償の債権をいい、「物的債権」とは、(1)に規定するその他のすべての債権をいう。

(3) 船舶の所有者の責任が、所有者又はその行為につき所有者が責任を負う者の過失の証明を要するものであつても、所有者は、(1)の規定によりその責任を制限することができる。

(4) この条の規定は、次に掲げる債権については適用しない。

(a) 救援若しくは救助又は共同海損の分担に基づく債権

(b) 船長、乗組員、船舶の所有者のその他の被用者で船舶上にあるもの又は船舶の所有者のその他の被用者でその職務が船舶の業務に係るものも他の債権並びにこれらの者の相続人及び権利承継人の債権であつて、役務の提供についての契約に適用される法令により、所有者が、自己の責任を制限する権利を有せず、又は第三条の規定によつて決定される金額よりも高い金額にのみ自己の責任を制限することができるもの

(5) 船舶の所有者が同一の事故から生じた損害につき債権者に対して債権を主張することができる場合には、それらの者の債権は、相殺されるものとし、この条約は、その残額についてのみに適用する。

(6) 債権発生の原因となつた事故が所有者自身の過失によるものであるかどうかを証明すべき者は、法廷地法によつて決定される。

(7) 責任の制限を主張することは、責任を認めることとはならない。

#### 第二条

(1) 次条の規定によつて決定される責任の限度は、一の事故から生ずる人的債権及び物的債権の総額について適用するものとし、他の事故から既に生じており又は生ずることがある債権は、考慮しない。

(2) 一の事故から生ずる債権の総額が次条の規定によつて決定される責任の限度額を超える場合には、その限度額に相当する額の一の制限基金を形成することができる。

(3) (2)の規定によつて形成された基金は、責任を制限することができる債権の弁済にのみ充てられる。

(4) 基金が形成された後は、基金に対して権利を行使することができる債権者は、基金が当該債権者の利益のために実際に用いることができるものである限り、同一の債権に關し、船舶の所有者の他の財産に対していかなる権利をも行使することができない。

#### 第三条

(1) 船舶の所有者が第一条の規定に基づき自己の責任を制限することができる金額は、次のとおりとする。

(a) 事故によつて物的債権のみが生じている場合には、船舶のトン数につきトン当たり千フランで計算した金額

(b) 事故によつて人的債権のみが生じている場合には、船舶のトン数につきトン当たり三千フランで計算した金額

(c) 事故によつて人的債権及び物的債権の双方が生じている場合には、船舶のトン数につきトン当たり三千百フランで計算した金額。この金額のうち船舶のトン数につきトン当たり二千百フランで計算した第一の部分は、人的債権の弁済にのみ充てられるものとし、船舶のトン数につきトン当たり千フランで計算した第二の部分は、物的債権の弁済に充てられる。ただし、第一の部分が人的債権を完済するために十分でない場合には、弁済されていない人的

債権の残額は、物的債権と同一の順位で第二の部分から弁済される。

(2) 制限基金の各部分において、債権者の間の分配は、確定された債権の額に比例して行う。

(3) 船舶の所有者は、基金の分配が行われる前に第一条(1)に規定するいずれかの債権の全部又は一部を既に弁済している場合には、その弁済額につき、基金の分配において当該債権者に代わることを得る。ただし、基金が形成された国の法令を適用したとしないならば当該債権者が所有者から弁済を受けることができたとみられる範囲内に限る。

(4) 船舶の所有者が第一条(1)に規定するいずれかの債権の全部又は一部の弁済を後に強制されることがあることを証明した場合に、基金が形成された国の裁判所その他の権限のある当局は、その所有者が(3)に定める条件で後に基金に對して自己の権利を行使することを可能にするため十分な金額を暫定的に保留することを命ずることができる。

(5) この条の規定に従ひ船舶の所有者の責任の限度額を決定するに当たり、三百トン未満の船舶のトン数は、三百トンとみなす。

(6) この条にいうフランとは、純分千分の九百の金の六十五・五ミリグラムから成る単位をいう。(1)に規定する金額を責任の制限の主張が行われる国の通貨に換算するに当たっては、その換算は、船舶の所有者が基金を形成し、弁済し、又はその国の法令により弁済に相当するものとされる担保の提供をした日にその通貨がこの(6)に定義する単位に対して有する価値に従つて行う。

(7) この条約の適用上、トン数は、次のとおりとする。

汽船その他機関を用いて推進する船舶については、純トン数の決定に当たり機関室の容積として総トン数から控除した容積を純トン数に加えたトン数

その他のすべての船舶については、純トン数

第四條

前条(2)の規定に従うことを条件として、制限基金の形成及び分配に関する規則並びに手続に関するすべての規則については、基金が形成される国の国内法令の定めるところによる。

第五條

(1) 船舶の所有者がこの条約に基づき自己の責任を制限することができる場合において、当該船舶若しくは当該船舶所有者が所有する他の船舶その他の財産が締約国の管轄内で差し押さえられており、又は差押えを免れるため保証その他の担保が提供されているときは、その国の裁判所その他の権限のある当局は、当該船舶所有者がこの条約による自己の責任の限度額に等しい金額について十分な保証その他の担保を既に提供していること及びその提供された保証その他の担保が当該債権者の利益のためにその権利に依じて実際に用いることができるものであることが証明されることを条件として、船舶その他の財産の差押えの解除又は提供された担保の取消しを命ずることができる。

(2) (1)に規定する場合において、保証その他の担保が次に掲げる港において既に提供されているときは、裁判所その他の権限のある当局は、(1)に定める条件が満たされることを条件として、船舶の差押えの解除又は提供された保証その他の担保の取消しを命じなければならない。

(a) 債権発生の原因となつた事故が生じた港

(b) 事故が港で生じたものでない場合には、事故の発生後に最初に寄港した港

(c) 債権が人的債権又は積荷の損傷に係る債権である場合には、下船港又は荷揚港

(3) (1)及び(2)の規定は、既に提供された保証その他の担保がこの条約による責任の限度額よりも低い金額のものである場合にも、その差額について十分な保証その他の担保が提供されるときは、適用される。

(4) 船舶の所有者がこの条約による自己の責任の限度額に等しい金額について保証その他の担保

を提供している場合には、その保証その他の担保は、同一の事故から生じた債権で当該船舶所有者がその責任を制限することができるすべてのものの弁済に充てられる。

(5) この条約に基づいて行われる申立てに関する手続及びその申立てを行うべき期間については、申立てが行われる締約国の国内法令の定めるところによる。

第六條

(1) この条約の適用上、船舶の所有者の責任には、船舶自体の責任を含む。

(2) (3)の規定に従うことを条件として、この条約は、船舶、船舶の管理人及び船舶の運航者につき、並びに船長、乗組員その他船舶の所有者、船舶者、管理人及び運航者の被用者で職務を行つていゝものにつき、所有者についてと同様に適用する。もつとも、一の事故から生ずる人的債権及び物的債権に係る所有者及びこれらの者の責任の限度額は、総額において、第三条の規定に従つて決定される金額を超えないものとする。

(3) 船長又は乗組員に対して訴えが提起された場合には、これらの者は、債権発生の原因となつた事故がこれらの者自身の過失によるものであるときも、自己の責任を制限することができる。

船長又は乗組員が同時に船舶の所有者、共有者、船舶者、管理人又は運航者である場合には、この(3)の規定は、その過失が船長又は乗組員の資格における過失であるときに限り、適用する。

第七條

この条約は、船舶の所有者又は前条の規定に基づき所有者と同一の権利を有するその他の者が、締約国の裁判所において自己の責任を制限し若しくは制限しようとし、又は締約国の管轄内で船舶その他の財産の差押えの解除若しくは保証その他の担保の取消しを求める場合に適用する。

もつとも、各締約国は、非締約国に対しこの条約の利益の全部若しくは一部を与えず、又は自己の責任を制限しようとする者若しくは第五条の規定に従い船舶その他の財産の差押えの解除若しくは

は保証その他の担保の取消しを求める者に対し、それらの者がそのための手続をとる時において、それらの者がいすの締約国にも常居所若しくは主たる営業所を有せず若しくは責任の制限、差押えの解除若しくは保証その他の担保の取消しに係る船舶がいすの締約国の旗をも掲げていない場合には、この条約の利益の全部若しくは一部を与えない権利を有する。

第八條

各締約国は、この条約の適用上航行船舶以外のいかなる種類の船舶を海上航行船舶と同様に取り扱ふかを決定する権利を留保する。

第九條

この条約は、海事法外交会議の第十回会期に代表を出した国による署名のために開放しておく。

第十條

この条約は、批准されなければならない。批准書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署名国及び加入国に通報する。

第十一條

(1) この条約は、それぞれ百万総トン以上の船腹を有する少なくとも五の国を含む十以上の国の批准書が寄託された日の後六箇月で効力を生ずる。

(2) この条約は、(1)に定めるところによりこの条約の効力を生じさせることとなる批准書の寄託の日以後にこの条約を批准する各署名国については、その国が批准書を寄託した後六箇月で効力を生ずる。

第十二條

海事法外交会議の第十回会期に代表を出さなかつた国は、この条約に加入することができる。

加入書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署名国及び加入国に通報する。

この条約は、加入国については、その加入書の寄託の日以後六箇月で効力を生ずる。ただし、前条(1)に定めるこの条約の効力発生の日前に効力を

生ずることはない。

第十三條

各締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた後はいつても、この条約を廃棄する権利を有する。ただし、その廃棄は、ベルギー政府が廃棄の通告を受領した日の後一年を経過するまでは効力を生じないものとし、同政府は、その通告を外交上の経路を通じてすべての署名国及び加入国に通報する。

第十四條

(1) 締約国は、この条約の批准若しくはこれへの加入の際に又はその後いつても、ベルギー政府にあてた書面による通告により、自国が国際関係について責任を有するいすの領域についてこの条約を適用することを宣言することができる。この条約は、ベルギー政府がその通告を受領した日の後六箇月で、その領域について適用される。ただし、この条約がその締約国について効力を生ずる日以前に適用されることはない。

(2) 国際関係について責任を有するいすの領域に基づいてこの条約を適用する宣言(1)の規定に基いて行つた締約国は、その後いつても、ベルギー政府にあてた通告により、その領域についてこの条約の適用を終止することを宣言することができる。その廃棄は、ベルギー政府が廃棄の通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

(3) ベルギー政府は、この条約の規定に基づいて受領した通告を外交上の経路を通じてすべての署名国及び加入国に通報する。

第十五條

締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた後三年を経過したときは、この条約の改正について検討するため会議を招集することを要請することができる。

この権利を行使することを希望する締約国は、その旨をベルギー政府に通告するものとし、同政府は、その後六箇月以内に会議を招集する。

第十六條



この条約は、これを批准し又はこれに加入する国の間においては、千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する規則の統一のための国際条約に代わるものとし、同条約は、それらの国の間においては、効力を失う。

以上の証憑として、全権委員は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百五十七年十月十日にブラッセルで、ひとしく正文であるフランス語及び英語により本書一通を作成した。この本書は、ベルギー政府に寄託しておくものとし、同政府は、その認証謄本を作成する。

ドイツ連邦共和国のために

C・F・オブヒュルス

エルンスト・ゲスラー

アルゼンティンのために

オーストラリアのために

オーストリアのために

ベルギーのために

リラール

ブラジルのために

ウーゴ・ゴウティエル・デ・オリヴェイラ・ゴンデイン

ラ・ゴンデイン

(政府の承認を条件として)

カナダのために

R・R・マックギリヴレイ

L・J・リーヴィー

ヴァチカン市国のために

P・ドゥムール

デンマークのために

エジプトのために

スペインのために

伯爵 カサ・ミランダ

(政府の承認を条件として)

アメリカ合衆国のために

フィンランドのために

フランスのために

H・ド・ラジュネスト

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

ジョージ・P・ラブシェール

ギリシャのために

インドのために

B・N・カウル

R・E・クマナ

(インド政府の受諾を条件として)

インドネシアのために

イランのために

イスラエルのために

ギデオン・ラファエル

イザーク・ミンツ

(政府の承認を条件として)

イタリアのために

ロベルト・サンディフォルド

日本国のために

ノールウエーのために

オランダのために

E・テクセイラ・デ・マトス

R・P・クレフェリンガ

ペルーのために

パブロ・アブリル・デ・ヴィウエロ

ポランドのために

T・オチョシンスキー

ポルトガルのために

エドゥアルド・ヴィエイラ・レイタオン

J・A・コレア・デ・パロス

(政府の承認を条件として)

スウェーデンのために

ストウーレ・ペトレン

スイスのために

G・ジャカル

ソウイェト社会主義共和国連邦のために

ヴェネズエラのために

ユーゴスラヴィアのために

M・ドラグステイン

署名議定書

(1) いずれの国も、この条約の署名若しくは批准又はこれへの加入の際に、(2)に掲げる留保を行うことができる。この条約に対する他のいかなる留保も、認められない。

(2) 留保は、次のものに限って認められる。

(a) 第一条(1)(c)の規定の適用を排除する権利の留保

(b) 三百トン未満の船舶に適用される責任制限の制度を国内法令によつて定める権利の留保

(c) この条約に法令としての効力を与えることにより又はこの条約の規定を国内法令に適した形で国内法令に含めることによりこの条約を実施する権利の留保

ドイツ連邦共和国のために

C・F・オブヒュルス

エルンスト・ゲスラー

アルゼンティンのために

オーストラリアのために

オーストリアのために

ベルギーのために

リラール

ブラジルのために

ウーゴ・ゴウティエル・デ・オリヴェイラ・ゴンデイン

ラ・ゴンデイン

(政府の承認を条件として)

カナダのために

R・R・マックギリヴレイ

L・J・リーヴィー

ヴァチカン市国のために

P・ドゥムール

デンマークのために

エジプトのために

スペインのために

伯爵 カサ・ミランダ

(政府の承認を条件として)

アメリカ合衆国のために

フィンランドのために

H・ド・ラジュネスト

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

ジョージ・P・ラブシェール

ギリシャのために

インドのために

B・N・カウル

R・E・クマナ

(インド政府の受諾を条件として)

インドネシアのために

イランのために

イスラエルのために

ギデオン・ラファエル

イザーク・ミンツ

(政府の承認を条件として)

イタリアのために

ロベルト・サンディフォルド

日本国のために

ノールウエーのために

オランダのために

E・テクセイラ・デ・マトス

R・P・クレフェリンガ

ペルーのために

パブロ・アブリル・デ・ヴィウエロ

ポランドのために

T・オチョシンスキー

ポルトガルのために

エドゥアルド・ヴィエイラ・レイタオン

J・A・コレア・デ・パロス

(政府の承認を条件として)

スウェーデンのために

ストウーレ・ペトレン

(2)(b)及び(c)の留保を付して

スイスのために

G・ジャカル

ソウイェト社会主義共和国連邦のために

ヴェネズエラのために

ユーゴスラヴィアのために

M・ドラグステイン





昭和五十年五月六日印刷

昭和五十年五月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局